

犬鳴川治水ダム関係文化財調査報告 3

犬鳴

Ⅲ

福岡県鞍手郡若宮町犬鳴区の調査

福岡県文化財調査報告書

第 100 集

1 9 9 2

福岡県教育委員会

犬鳴

Ⅲ

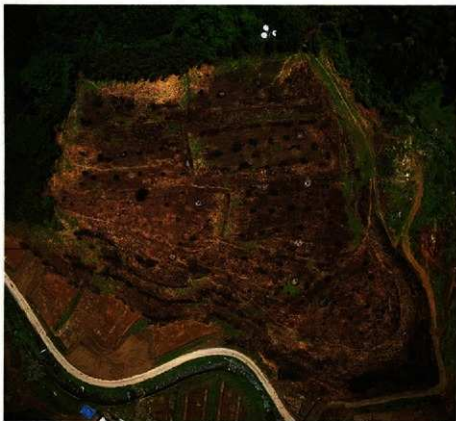
福岡県鞍手郡若宮町犬鳴区の調査



1. 犬鳴御別館と犬鳴谷〔調査前〕（南西上空から）



2. 同〔調査後〕（同）



1. 犬鳴御別館と水田①② (調査前) (西上空から)



2. 犬鳴御別館石垣全景 (調査後) (西低空から)



1. 大鳴御別館と大鳴谷〔調査前〕(北上空から)



2. 大鳴御別館全景〔調査後〕(南西中空から)



1. 犬鳴御別館攝手門石垣と北口筋石垣・階段（西中空から）



2. 同（南西上空から）

序

「犬鳴川治水ダム関係文化財調査報告3」が刊行の運びとなりました。

この報告書は、福岡県教育委員会が県土木部河川開発課から委任を受けて、
県営犬鳴川治水ダム建設に伴い、昭和61年度から昭和63年度までの3年間にわたって実施した文化財の発掘調査記録であります。

今回の報告は、このなかで昭和62年度の犬鳴御別館の調査成果の一部を、「犬鳴Ⅲ」としてまとめたものであります。

本書が、文化財への親しみと活用に御利用いただければ幸甚に存じます。

発刊にあたり、調査に御協力いただいた地元の方々、若宮町教育委員会、県土木部河川開発課、犬鳴ダム建設事務所に心からお礼申し上げます。

平成4年3月31日

福岡県教育委員会

教育長 御手洗 康

例 言

1. 本書は、1986年（昭和61年）度から1988年（昭和63年）度にかけて、福岡県教育委員会が県土木部河川開発課から委任を受けて、『県営犬鳴川治水ダム』建設に伴い破壊され、あるいは盛土保存される埋蔵文化財の発掘調査を実施した第3冊目の報告書である。
2. 本書に収録した遺跡は、福岡県鞍手郡若宮町大字犬鳴所在の『犬鳴遺跡群』のなかの「犬鳴御別館」で、調査成果の一部を『犬鳴Ⅲ』として報告するものである。
3. 犬鳴御別館の調査は、1987年（昭和62年）度に、福岡県教育庁北九州教育事務所社会教育課技術主査 馬田弘稔が担当した。
4. 調査で検出した遺構の実測・写真撮影は馬田が行い、実測にあたっては、若宮町教育委員会社会教育課文化財係長 小方良臣・文化財係 舌間悟氏の援助があった。
5. 本書の付図2 犬鳴御別館域周辺地形図と、付図4 御別館南口筋石垣測量図は、(株)パスコが写真測量したものに、馬田が一部加筆・修正したものである。
6. 本書の空中写真は、(有)空中写真稲富が気球撮影したものである。
7. 調査後の整理は、九州歴史資料館と福岡県教育庁文化課太宰府事務所・甘木事務所で行い、遺構図面の整理は馬田、製図は整理補助員 豊福弥生と馬田があたった。
8. 本書の執筆は、本編を馬田・付編を小方が分担した。
9. 本書の編集は、馬田が担当した。

本文目次

第1章 はじめに

第1節 調査の経過と調査組織	1
1. 調査の経過	1
2. 調査の組織と関係者	2

第2章 犬鳴御別館の調査

第1節 はじめに	5
1. 犬鳴御別館の名称と調査地区	5
2. 御別館の踏査と関係文献史料	6
3. 調査の概要	7
第2節 各地区の調査	9
1. 大手門の南口筋通路	9
(1) 古道分岐部通路	9
(2) 古道分岐部通路の石垣	9
(3) 階段部通路	10
(4) 緩傾斜面部通路	12
2. 御別館平坦地の西縁石垣	14
3. 御別館の西側水田と西口筋平坦地	15
(1) 水田①	16
(2) 御別館の西口筋南第1平坦地	20
(3) 水田②	20
(4) 御別館の西口筋南第2平坦地	21
(5) 水田③	21
(6) 水田④	22
(7) 水田⑤	23
(8) 水田⑥・⑦	23
(9) 水田⑧と西口筋第3平坦地	23
(10) 水田⑨	24
(11) 御別館の西口筋北第1平坦地	26
(12) 水田⑩	26
(13) 御別館の西口筋北第2平坦地	27

04	水田①	27
05	水田②	28
06	水田③	28
4.	大手門の南口筋石垣	28
(1)	石垣東寄り部	29
(2)	石垣中央～西寄り部	32
5.	搦手門の北口筋石垣	34
(1)	No. 87断面	35
(2)	No. 88断面	35
(3)	No. 81断面	35
(4)	No. 82南北トレ	36
(5)	No. 83南北トレ	37

第3章 おわりに

第1節	南口筋通路の階段と御別館域の縄張について	38
第2節	御別館の調査成果と関係文献史料	41
1.	御別館平坦地	41
2.	西口筋平坦地と南・北口筋石垣	42
第3節	御別館域について	43

図 版 目 次

- 巻頭図版 1 1. 犬鳴御別館と犬鳴谷〔調査前〕(南西上空から)
2. 同 (調査後) (同)
- 巻頭図版 2 1. 犬鳴御別館と水田①-⑬〔調査前〕(西上空から)
2. 犬鳴御別館石垣全景〔調査後〕(西低空から)
- 巻頭図版 3 1. 犬鳴御別館と犬鳴谷〔調査前〕(北上空から)
2. 犬鳴御別館全景〔調査後〕(南西中空から)
- 巻頭図版 4 1. 犬鳴御別館搦手門石垣と北口筋石垣・階段 (西中空から)
2. 同 (南西上空から)
- 図版 1 1. 犬鳴御別館と犬鳴谷〔調査前〕(北上空から)
2. 御別館石垣と南口筋石垣 (西上空から)
- 図版 2 1. 御別館と水田①-⑬〔調査前〕(西上空から)
2. 同 (各トレンチ位置) (同)
- 図版 3 御別館と西側急傾斜面 (西から)
- 図版 4 1. 水田②から犬鳴谷南口筋を望む (北から)
2. 水田③から南口筋石垣を望む〔写真測量作業風景〕(同)
- 図版 5 水田④からいちぎ谷を望む (北東から)
- 図版 6 水田⑤からあなぐら谷を望む (南東から)
- 図版 7 1. 南口筋通路と南口筋石垣 (南から)
2. 南口筋通路〔古道分岐部〕(同)
- 図版 8 1. 南口筋通路〔階段部〕(東から)
2. 同 (同) (同)
- 図版 9 1. 南口筋通路・南口筋石垣と西口筋第3平坦地 (東上空から)
2. 南口筋通路〔古道分岐部～階段部〕(同)
- 図版 10 1. 南口筋通路〔古道分岐部～階段部〕(北から)
2. 同 (階段部) (西から)
- 図版 11 1. 南口筋通路から南口筋石垣を望む (西から)
2. 南口筋通路〔階段部〕(同)
- 図版 12 1. 南口筋通路〔階段部〕(西から)
2. 同 (同) (同)

3. 同 [同] (同)
4. 同 [同] (北から)
- 図版13
1. 南口筋通路 [緩傾斜面部 P219・225・227・229・231] (西から)
2. 同 [同 P219・225・227・229・231] (東から)
3. 同 [同 P219] (北から)
4. 同 [同] (同)
- 図版14
1. 南口筋通路 [階段部] (南から)
2. 同 [同] (同)
3. 同 [階段部 P219～緩傾斜面部 P225] (同)
4. 同 [階段部] (同)
- 図版15
1. 南口筋通路と南口筋石垣 (南から)
2. 南口筋通路 [階段部 P219～緩傾斜面部 P225] (南東から)
3. 南口筋通路と南口筋石垣 P121 (西から)
4. 同 [緩傾斜面部 P225] (南から)
- 図版16
1. 南口筋通路とNo. 16・17南北トレンチ (西から)
2. 南口筋通路 (同)
3. 同 [緩傾斜面部 P229・231と急傾斜面部 P121] (東から)
- 図版17
- 水田①から南口筋を望む (北東から)
- 図版18
1. 南口筋石垣と南口筋通路 (東から)
2. 南口筋石垣 [東寄り部の控え積み状態] (同)
- 図版19
1. 南口筋石垣 [東寄り部] (南から)
2. 同 [同] (北から)
- 図版20
- 南口筋石垣全景 (南から)
- 図版21
- 南口筋石垣 [中央～西寄り部] (南から)
- 図版22
1. 南口筋石垣 [P151～P161] (北から)
2. 同 [P141断面部] (同)
- 図版23
1. 南口筋石垣 [西寄り部] (南から)
2. 同 [同] (西から)
- 図版24
- 南口筋石垣の写真測量作業風景 (西から)
- 図版25
1. 水田① [No. 11東西・14南北・16南北・17南北・21東西トレンチ] (西上空から)
2. 同 [No. 21東西トレンチ] (東上空から)
- 図版26
1. 水田① [No. 11東西・14南北・16南北・17南北トレンチ] (北上空から)
2. 同 [No. 16・17南北トレンチ] (同)

- 図版27 1. 水田① [No. 16・17南北トレンチ] (北から)
2. 同 [No. 17南北トレンチ] (西から)
- 図版28 1. 水出① [No. 17南北トレンチ] (東から)
2. 同 [同] (南東から)
- 図版29 1. 水田①と南1筋通路 (西から)
2. 南口筋通路 [No. 17南北トレンチ] から大鳴川を望む (東から)
- 図版30 1. 水田① [No. 11東西・14南北トレンチ] (北上空から)
2. 同 [同] (北東から)
- 図版31 1. 水田① [No. 21東西トレンチ] (西から)
2. 同 [同] (南から)
- 図版32 1. 水田① [No. 21東西トレンチ] (東から)
2. 同 [No. 31東西トレンチ] (北から)
- 図版33 1. 水出① [No. 31東西トレンチ] から水田②・③・いちぎ谷を望む (東から)
2. 同 [No. 31東西トレンチ] (西から)
- 図版34 1. 御別館からNo. 41南北・51東西・61東西トレンチ・いちぎ谷を望む (東から)
2. 同 No. 71東西トレンチを望む (同)
3. 同 No. 82・83南北トレンチ、北口筋石垣を望む (同)
- 図版35 1. 水出① [No. 41南北トレンチ] (北から)
2. 水田② [No. 51東西トレンチ] (西から)
- 図版36 1. No. 41南北トレンチからいちぎ谷を望む (東から)
2. 水出②からNo. 51東西トレンチを望む (東から)
- 図版37 1. 水田③からNo. 71東西トレンチを望む (東から)
2. 同 (同)
- 図版38 1. 水田④ [No. 61東西トレンチ] から御別館搦手門の西側張出部石垣を望む (西から)
2. 水田④ [No. 61東西トレンチ北壁] (南から)
- 図版39 1. 御別館搦手門の張出部石垣と階段 (西中空から)
2. 同 (西上空から)
- 図版40 1. 北口筋石垣 (西中空から)
2. 同 (西上空から)
- 図版41 1. 御別館搦手門の石垣・北口筋階段 (北西から)
2. 同 (同)
- 図版42 御別館搦手門の石垣 (北から)

- 図版43 1. 御別館搦手門の石垣（南から）
2. 御別館搦手門の西側張出部石垣から北口筋階段・通路を望む（南東から）
- 図版44 1. 北口筋階段から北口筋石垣・通路を望む（東から）
2. 同（同）
- 図版45 1. 御別館搦手門の東側張出部から北口筋石垣・通路を望む（南東から）
2. 北口筋石垣・通路（東から）
- 図版46 1. 北口筋石垣とNo. 82・83南北トレンチ（南東から）
2. 北口筋石垣〔No. 81南北・87東西・88東西トレンチ部〕（南から）
- 図版47 1. 北口筋石垣・通路とNo. 82・83南北トレンチ（北東から）
2. 北口筋通路から北口筋石垣・御別館搦手門石垣を望む（北西から）
- 図版48 1. 御別館搦手門石垣〔繁茂する葛・竹・草類除去前〕（西から）
2. 同〔同除去後〕（北西から）
- 図版49 御別館搦手門の東側張出部西面石垣・北口筋階段（西・南から）
- 図版50 1. 御別館搦手門石垣と北口筋階段（北西から）
2. 御別館搦手門石垣と北口筋石垣控え積み（同）
- 図版51 1. 北口筋階段（西から）
2. 同（南から）

挿 図 目 次

第1図	若宮町全図 (1/50,000)	4~5間
第2図	犬鳴御別館周辺地形図 (1/2,000)	6~7間
第3図	御別館南口筋通路〔階段部〕実測図 (1/80)	10~11間
第4図	御別館南口筋通路〔緩傾斜面部〕断面図 (1/80)	13
第5図	御別館西側水田〔No. 14・16・17南北トレンチ〕断面図 (1/80)、 御別館城断面図〔付図2 A-B、C-D、E-F断面〕 (1/400)	18~19間
第6図	御別館北口筋石垣〔No.81・82・83南北トレンチ、No.87・88トレンチ〕 断面図 (1/80)	36~37間
第7図	御別館南口筋通路〔階段部〕模式縄張図 (1/80)	40~41間

表 目 次

表 1	犬鳴川治水ダム関係遺跡一覧表	1
表 2	犬鳴御別館平坦地・西側水田一覧表	15

付 図 目 次

付図1	犬鳴周辺図 (1/5,000)
付図2	犬鳴御別館城周辺地形測量図 (1/400)
付図3	御別館南口筋通路測量図 (1/200)
付図4	御別館南口筋石垣測量図 (1/80)
付図5	御別館平坦地西縁石垣・西側水田断面図 (1/80)
付図6	御別館西側水田断面図 (1/80)

第1章 はじめに

第1節 調査の経過と調査組織

1. 調査の経過

「犬鳴遺跡群」は、福岡県鞍手郡若宮町大字犬鳴に所在する。

この遺跡群は、福岡県教育委員会が、「県営犬鳴川治水ダム」建設に伴い、破壊される埋蔵文化財として、県土木部河川開発課の委任を受けて、1986年（昭和61年）度～1988年度まで、発掘調査を実施してきたものである。

また、調査成果の一部は、1990年（平成元年）度に1冊目の報告書「犬鳴Ⅰ」、1991年度に2冊目の報告書「犬鳴Ⅱ」を刊行した。^[註1]

遺跡群の各地点の調査年度と報告年度は、表1に示すとおりで、本書「犬鳴Ⅲ」の刊行を以って、調査成果の一部の報告は終了する。

表1 犬鳴川治水ダム関係遺跡一覧表

調査年度	月	地点	遺跡名	報告書
1986年 (昭和61年)	9月	No. 3	近世墓A	「犬鳴Ⅰ」
		No. 4	近世墓B	
	10～11月	No. 1	犬鳴焼1号窯	「犬鳴Ⅱ」
1987年	4～5月	No. 1	犬鳴焼1号窯	「犬鳴Ⅱ」
	5～7月	No. 6	犬鳴鉄山	
	6～9月	No. 7	犬鳴御別館	「犬鳴Ⅲ」
1988年	5～7月	追加	いちぎ谷3号木炭窯	「犬鳴Ⅱ」
	10月	No. 2	犬鳴焼2号窯	
	11～3月	No. 5	犬鳴たたら谷鉄山	

なお、若宮町教育委員会では、ダム建設に伴う「犬鳴地区緊急民俗調査」（1985年度実施）、「犬鳴たたら関係文献史料調査」（1985年度～1988年度実施）の成果を、それぞれ「犬鳴Ⅰ」、「犬鳴Ⅱ」に報告している。

上記の調査に加えて、町教育委員会では、1985年度～1992年度に、「犬鳴御別館関係文献史料調査」も実施しているが、この成果は、本書「犬鳴Ⅲ」に付編として報告するものである。

2. 調査の組織と関係者

1986～1992年度の調査・整理の組織と関係者は、下記のとおりである。

福岡県土木部河川開発課

課長	欠野光夫 (前)	花岡明人 (前)	金丸國信	
課長補佐	前原晴賢 (前)	岡野武志 (前)	木村 勝 (前)	久保田昌宏
課長技術補佐	金丸國信 (前)	今井 昇 (前)	高岡睦治	
参事補佐	木村 勝 (前)			
補償係長	木村 勝 (前)	大村昭一		
事務主査	背戸俊介 (前)			
主任主事	背戸俊介 (前)	古賀英樹 (前)	高松京子	長井和美
	木下義之			
技 師	河北昭次			
建設係長	長浜圭司 (前)	村上 治 (前)	原 俊樹	
技術主査	原 俊樹 (前)			
主任技師	久保哲人 (前)	高田 勇 (前)	堤 晴夫	西田直人 (前)
	魚住忠司 (前)	岡田裕彰	野上嘉久	
庶務係長	岩室富美男 (前)			
主 事	服部誠典 (前)			

犬鳴ダム建設事務所

所 長	占部智重 (前)	金丸國信 (前)	信國義輝	
庶務課長	篠崎 徳 (前)	鴻上 具 (前)	安武四郎	
工務課長	高岡睦治 (前)	衛藤蒸二 (前)	吉水重斗 (前)	三原種雄
副 長	水流秀直			
技術主査	野田 稔	柚 勝美 (前)	久門常記	森 忍
	高田 勇	江口友弘	井上徳太郎	渡辺義光
主任技師	柚 勝美 (前)	渡辺義光 (前)		
技 師	宇都宮道明	首藤勝登	荒殿 宏	濱田 豊
	鍋山 隆			

福岡県教育委員会

総括 教 育 長	友野 隆 (前)	竹井 宏 (前)	御手洗 康	
教 育 次 長	竹井 宏 (前)	大鶴英謙 (前)	洲上雄季 (前)	濱地甫伯 (前)
	光安常喜	亀谷陽三 (兼)		

	指導第二部長	洞上雄幸 (前)	大平岩男 (前)	月森清三郎	
	指導第二部参事	紫石 勲 (前)			
	指導第二部副理事	前橋敏生 (前)	六本木聖久	窪田康徳	
	文化課長	窪田康徳 (前)	紫石 勲 (前)	六本木聖久 (前)	森山良一
	文化課参事	森本精造	石松好雄		
	文化課長補佐	平 聖峰 (前)	安野義勝 (前)	国武康友	松尾正俊
	文化課長技術補佐	宮小路賀宏 (前)	石松好雄 (前)		
	文化課参事補佐	栗原和彦 (前)	中欠眞人 (前)	大塚 健 (前)	池原脩二 (前)
		松尾正俊 (前)	柳山康雄	井上裕宏	石山 勲
		副島邦弘	濱田信也	清水圭輔	
	文化課記念物係長	栗原和彦 (兼・前)	濱田信也 (兼・前)		
庶務	文化課管理係長	平 聖峰 (兼・前)	池原脩二 (兼・前)		岸本 実
	事務主査	長谷川 伸 (前)	東 勇		
	主任主事	沢田俊夫 (前)	安九重喜		

調査 北九州教育事務所

技術主査 副島邦弘 [民俗 近世無縁墓 犬鳴焼1号窯調査・整理担当]
(前任)

技術主査 馬田弘稔 [いちぎ谷木炭窯跡群 犬鳴焼2号窯 御別館 犬鳴た
たら谷鉄山 犬鳴鉄山2号大鍛冶場調査・整理担当] (前任
現 北筑後教育事務所)

文化課調査班

主任技師 飛野博文 [犬鳴鉄山調査・整理担当]

調査補助員 香間 悟 (現 若宮町教育委員会)

小川秀樹 (現 行橋市教育委員会)

また、下記の先生方には、現地での調査指導、試料採取、分析をお願いした。

(犬鳴口原鉄山調査指導)

広島大学文学部 教授 潮見 浩 助教授 川越哲志

(犬鳴口原鉄山・犬鳴たたら谷鉄山調査指導、金属学的調査)

新日本製鉄株式会社 大澤正己

(犬鳴口原鉄山・犬鳴たたら谷鉄山・犬鳴焼窯跡群の熱残留磁気による年代測定)

鳥根大学理学部 教授 伊藤晴明 助教授 時枝克安

(犬鳴焼窯跡群出土陶器片の蛍光X線分析)

近畿大学九州工学部助教授 坂本栄治 講 師 山田明朗

〔犬鳴近世墓出土人骨の調査〕

九州大学医学部 教授 永井昌文 助手 中橋孝博
 そして、下記の方々には、民俗・文献史料調査をお願いした。

〔犬鳴民俗調査、犬鳴タタラ・御別館関係文献史料の調査〕

若宮町教育委員会社会教育課

文化財係長	小方良臣
文化財係	舌間 悟
町誌編集室	古野千枝子

なお、調査・整理に際し、下記の方々から多大な協力を得た。

福岡県文化財保護指導委員 牛島秀俊、若宮町大字犬鳴の地元の方々、若宮町在住の発掘作業員の方々、若宮町、若宮町教育委員会

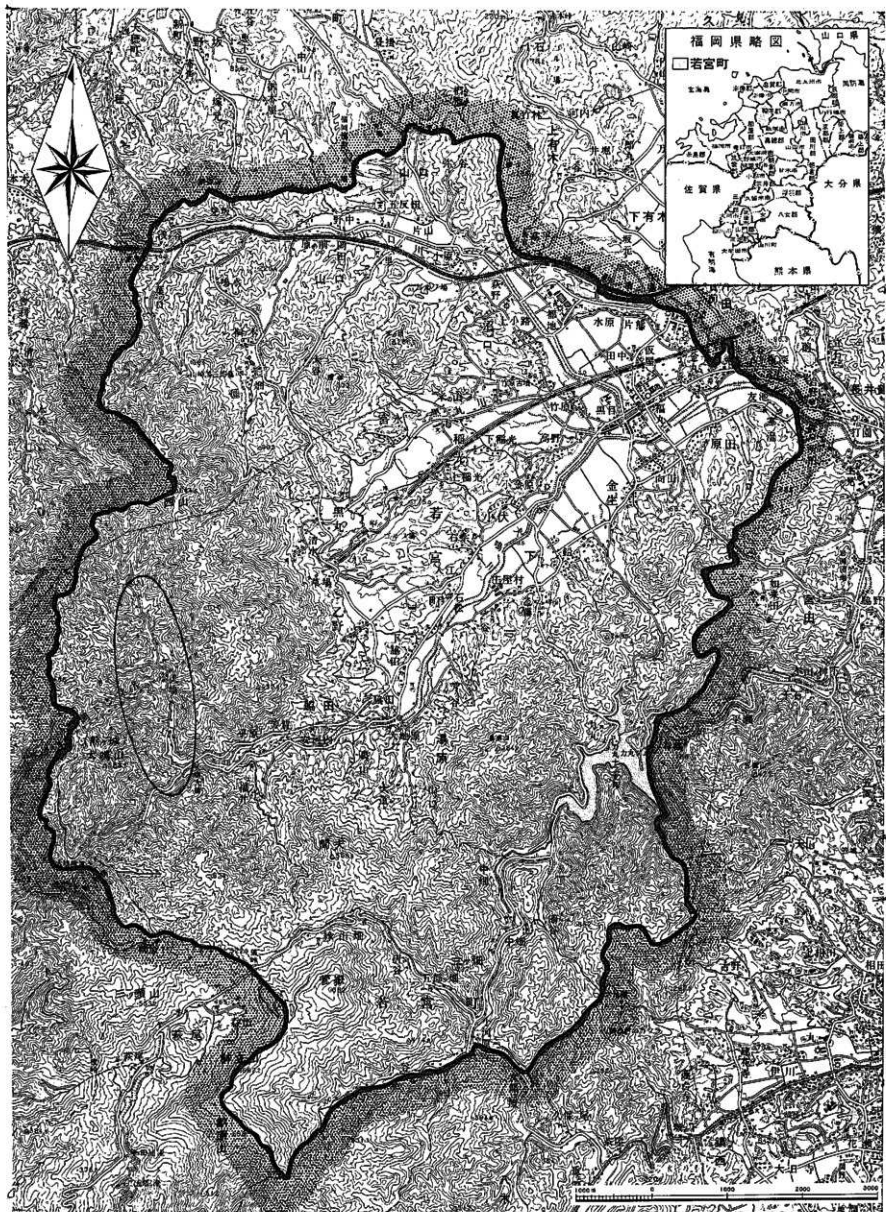
〔鉄器処理保存処置〕	九州歴史資料館	参事補佐	横田義章
〔遺物撮影〕	九州歴史資料館	技術主査	石丸 洋
		補助員	須原悦子 林崎新二
		作業班員	水ノ江明美 内本浩子
〔遺物整理〕	文化課	囃 託	岩瀬正信
		作業班員	有馬信子 植山洋子 鬼木美知子
〔遺物実測〕	文化課	補助員	平田晴美 原 富子
		作業班員	福嶋育子
〔製図〕	文化課	補助員	豊福弥生
		作業班員	原カヨ子 江上佳子 関 久江

〔犬鳴たたら谷鉄山1号土壇などの実測〕

福岡教育事務所 技術主査 小池史哲

註

- 註1 副島邦弘編 「犬鳴Ⅰ」(『福岡県文化財調査報告』 第91集、福岡県教育委員会、1990)
 註2 馬田弘稔編 「犬鳴Ⅱ」(『福岡県文化財調査報告』 第94集、福岡県教育委員会、1991)



第1図 若宮町全図 (1/50,000) 本図は国土地理院「直方」「太宰府」(5万分の1)地形図を使用した。

第2章 犬鳴御別館の調査

第1節 はじめに

1. 犬鳴御別館の名称と調査地区

『犬鳴御別館』（以下、御別館と略す）は、地元では通称「御別館」と呼称して旧「城名」を表現すると共に、付図2に示す標高294.24～295.34mの平坦地と、この平坦地を巡る石垣・大手門・搦手門部を含む現「地区名」でもある。

また、詳細は付欄の犬鳴御別館関係史料欄に譲るが、御別館普請時には、「犬鳴山御別館造営ニ附御見分……（以下略）」〔『菊池六朝日記』元治元年（1864年）六月四日条〕や、「今日犬鳴御別館棟構ニ附拝見人多し……（以下略）」〔『同』元治二年二月十六日条〕と記され、「犬鳴山御別館」や「犬鳴御別館」などと呼称されていた。

同様に、「当年二至り、鞍手郡犬鳴山に御屋形相建申候、右ハ異船事立候節御前様方之御隠家なるべし」〔『見聞略記』文久四年（1864年）条〕や「高野村抱金原城地御見分、……（以下略）」〔『年曆算』明治二年（1869年）三月廿五日条〕などと記され、「非常時の隠れ城」と認識されていた。

また、同様に、「一、此池の下（御別館地石垣の下一筆者註）二段に御開上御長屋中御馬屋下御茶屋御建方之趣右下に文内（犬鳴谷庄屋 篠崎文内一筆者註）……（以下略）」「一、御門西南両所」〔『清賀文書』〕などと記され、御別館には「大手門・搦手門」が配され、御別館石垣下の現水田部などには「建物を含む諸施設」構えられていた。

以上のように、御別館は、犬鳴谷山内を含む非常時の山城として普請されたものである。

したがって、本来は、単に「御屋形」である「御別館」だけでなく、「犬鳴谷山内」全域を調査の対象としなければならない。

しかし、以下、本章で説明する犬鳴御別館の調査は、前章で既述したように、県営犬鳴川治水ダム建設に伴い破壊される埋蔵文化財の調査に限るため、同ダム建設に困る排土置場のみを調査対象地区としたものである。

幸いにも、御別館は、上記の排土置場外であり、破壊される文化財としての調査対象地区から除外することができたが、御別館域に直接含まれる御別館石垣西縁下の諸水田部や大手門に至る南口筋石垣・通路部などが、残念ながら、排土置場として埋没するため、調査対象地区に含めたものである。

2. 御別館の踏査と関係文献史料

調査に先立ち、御別館の踏査を、下記のとおり実施した。

踏査年月日 1986年5月

踏査参加者 若宮町教育委員会社会教育課 文化財係長 小方良臣
同 町誌編集室 嘱託 古野千枝子
北九州教育事務所社会教育課 技術主査 馬田弘彦

地元案内者 安永國夫(当時67才)

なお、文献史料については、本報告書 付編 大鳴御別館関係史料 (以下、単に史料と略す)で詳細に言及されているため、以下では、上記の踏査成果と史料記述内容を簡単に検討するに留める。

御別館の平坦地の現況は、開伐をしない密植したままの櫛林である(図版50)が、櫛林以前は、数枚の水田として利用されていたため、畦畔もほぼ旧状のまま残っていた。

平坦地のなかでも、その周辺は、大手門の東側張出部が笹藪で荒れ、その他も標高の雑草が繁茂していた(図版2-1)。

また、大手門寄りの平坦地には、19m×20m大でL字形の農業用貯水池(深さ約1.5m)が設けられていた。

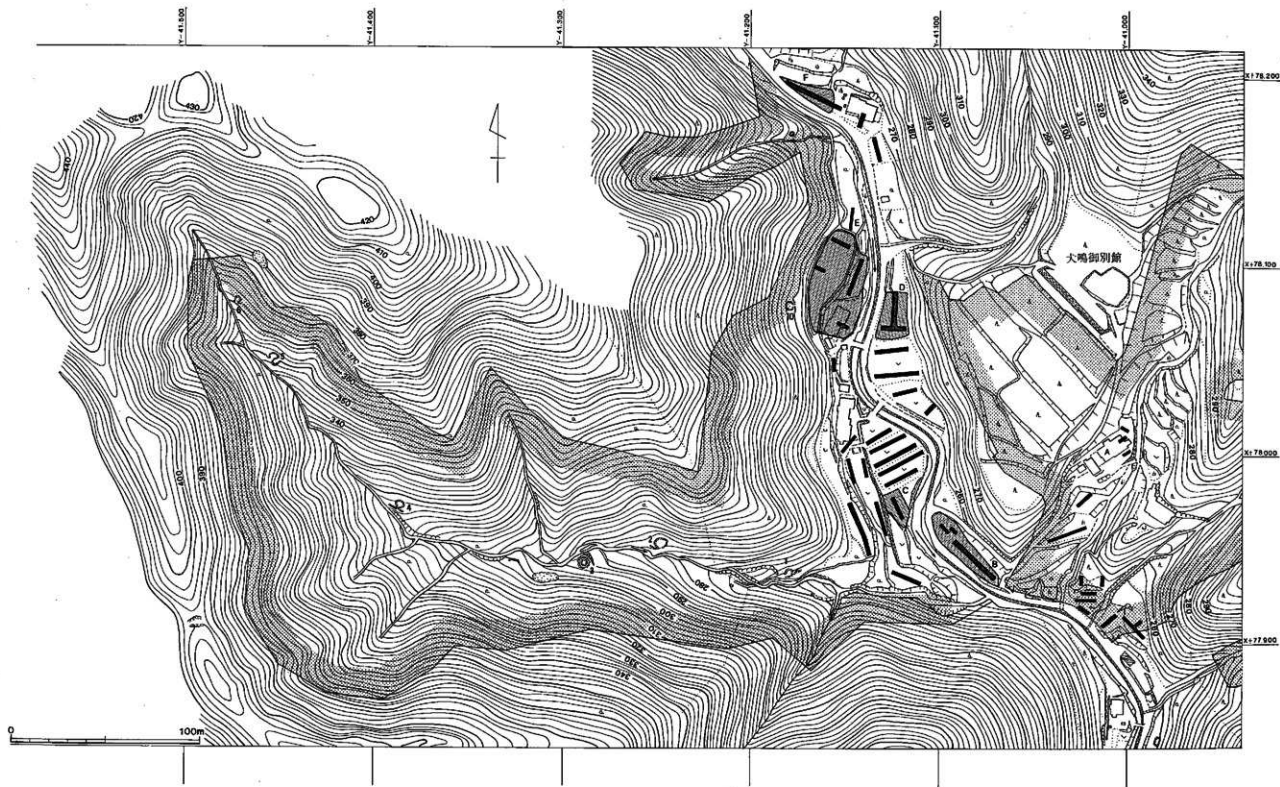
この貯水池は、御別館西側に広がる標高276.66m(後述する水田②)～288.23m(同水田①)間の13枚の水田部に配水する為に利用されていたもので、池の護岸石組み内には、御別館に使用していた瓦の破片が多数含まれる。

貯水池から上記諸水田への導水施設は、池の南西隅に取水口を設け、取水口から大手門階段の西端に沿って暗渠を配しているが、階段部を暗渠化する為に、普請時の踏石階段は1m弱の厚さで盛土され、現況では踏石階段の大半が埋められている。

なお、大手門の西側張出部石垣南前方の円形の三基の貯水タンクは、大鳴谷地下での新幹線のトンネル掘削(第1図)に因り、貯水池が漏水するようになったため、補償設置されたものである(図版2、付図2)。

ところで、この貯水池が、御別館の庭園施設としての池や、飲料水貯水池などを拡張・掘り下げてのものであるかどうかは不明であるが、「清賀文書」中に「一、御館地今程石垣分三四間程に相成右立方之儀三丈程上に御召居に相成居申候埋地之儀は池上田五神之森際迄掘持出候趣」〔付編参照〕と記されており、引用文中の「池」がその前身であるかも知れない。

また、御別館の南北方向の石垣(以下、西縁石垣と仮称する)は、大手門と搦手門の、近くが共に遺存するだけで、中央部はほぼ完全に崩落しているが、これは上記引用文中の「田五神之森際迄掘持出」して、石垣内側を盛土したものであることにも因るものか。



第 2 图 大嶋御別荘周辺地形图 (1/2,000)

大手門の西側張出部上には、御別館普請に関連して、黒田藩の内紛で切腹した加藤司書の忠魂碑が建立されている。

西縁石垣下～水田①・②（付図2）間は、真竹藪で、石垣の近・遠景などの写真も撮れない状況であったが、調査区（土捨場としての埋没区）外であるにもかかわらず、所有者の御協力と地元の御理解を得、真竹を皆伐することができた（図版1）。

上記の件、特記して感謝したい。

ところで、現在の犬鳴谷の竹藪は、孟宗竹藪がすべてと言っても過言ではなく、この現況にあって、上記部は真竹藪が繁茂する。

このことは、『清賀文書』中に「左の通寸志指上度御願……（中略）……別願の通り申付候事……（中略）……一、竹藪 芒ヶ所」と記された一部が、この現存する真竹藪か。

御別館の西縁石垣下の西方に広がる、既述した13枚の水田の大半には、約20年程前に檜が植林され、土捨場地区と決まった近年に、径15cm前後のものを皆伐して、一部焼却されていた（図版2-1）。

また、上記13枚の諸水田外の西・南側急傾斜面は、孟宗竹藪であったが、同様の理由で皆伐済ではあったが、若竹が新たに繁茂し（図版3）、付図2の地形図測量・遠景写真撮影や、後述の御別館大手門の南口筋石垣（図版11-1）などの作業に支障をきたす為、調査前に、再度伐開した。

3. 調査の概要

調査は、前述の踏査に、下記のような地元の方々との聴き取り調査の成果を得て、御別館大手門の南口筋通路から実施した。

聴き取り調査では、付図2に示すように、水田②・③の南東側急傾斜面下の●A3ポイント（以下、ポイントを略す）〔標高270.92m〕の平坦面は、ダム建設に伴い集団移転した民家の屋敷地で、この屋敷地への犬鳴川沿いの町道からの登り道は、町道上の●A1〔同257.11〕付近から、水田⑧南・南東側急傾斜面下の●A2〔同261.31m〕～●A2-3〔同265.21m〕を経て●A3に至る幅約3mの道路であるとの説明があった。

しかし、上記の道路幅は、約20年前に幅1m程の小道を重機で拡幅したものであるとの説明があった。

また、この小道も戦後に新しく作られたもので、以前は、町道上の●A-2〔同254.44m〕から20m程下流の町道から直接●Aに至る“古くからの登り道”を利用していただとの補足説明を得た。

以上のことから、人力での●A2-9周辺～●A-2近くまでの人力による発掘調査を実施

し、南口筋通路の石踏階段などを検出した。

また、●A2～●A2-3間にトレンチを設け、「古くからの登り道」以前の南口筋通路の一部を検出した(図版9)。

上記の南口筋通路の調査後、御別館の西縁部石垣以西に広がる水田①～⑬の諸水田部の調査を実施した(図版1-2、2-3)。

諸水田部の調査は、13枚の面積計が約5,338㎡の広範囲に及ぶことと、既述のように、水田の大半に伐採した檜の切り株が残ることや、調査に伴う排土を水田周辺の急傾斜面に落ドさせないように、水田部内だけで処理しなければならないこと、加えて、町道からの比高差約20mにも及ぶ急傾斜面上の水田部に至る作業員通路の保安上から、重機を使用することとした。

重機(ユンボ)は、水田⑭・⑮の北西隅急傾斜面下の大鳴川沿い町道の●A8[同264.66m]～●A7・6・5を経て●A19-1-1[同294.71m]の搦手門に至る、現在も使用されている小道上の●A7までは、急傾斜面下の水田耕作土を盛土するだけで、小道を破壊せずに進めた。

●A7からは、●A9-1[同276.64m]へと図示した進入路を新たに掘削し、●A9-1からは、●A6-A-1～水田⑯への現在も使用されている小道を使用し、水田⑬に進めた(図版3)。

標高の低い水田⑬から高い水田①への重機の移動は、その間の各水田耕作土(後述19層)の一部を畦畔部に盛土しつつ行った。

重機では、水田①・⑤の耕作土・床土(同13層)の一部を除いては全面的に除去し、その排土を、それぞれ水田②・⑩の一部へと移動・集積した。

上記の集積に際しては、集積部に遺構が所在しないことを確認し、水田②・⑩の排土も、それぞれ上記の集積部に移動した。

また、水田⑥・⑦部でも、遺構が所在しないことをそれぞれの集積部で確認し、水田⑤の床土までの排土も、標高の高い水田⑥・⑦部に移動して集積した。

以上の重機による作業の間に、後述する土層断面図作成の為に、幅1.5mほどのトレンチを、主に東西方向に重機で設け、水田①～⑬の現水田耕作土下から、古い狹田を多数検出した。

なお、御別館の平坦面地と、その平坦面地を巡る石垣・大手門・搦手門部については、土捨場地区(調査対象地区)外であるため、大手門の西側張出部西面石垣の断面図作成(付図5)・搦手門の北口筋石踏階段の一部清掃と写真撮影(図版39)を除き、今後に期すことにした。

第2節 各地区の調査

1. 大手門の南口筋通路

前項 調査の概要 で既述したように、聴き取り調査で知り得た、犬鳴川沿いの町道から御別館への“古くからの登り道”を発掘調査した。

調査の結果、御別館普請に伴って設けられた石段などを確認したので、大手門（南口）に至る“古くからの登り道”を、南口筋通路と仮称し、以下、その成果を説明する（図版9、第3図、付図2・3）。

(1) 古道分岐部通路

南口筋通路は、付図3に示すように、“犬鳴川沿いの古道”からP215で分岐し、P215-P214-P213間ではこの古道と平行して北西方向に直進する。

そして、P213を過ぎて北へと向きを変え、更に、P212を経て東に転じて直線的にP218へと至る（図版7・9）。

以下では、上記のなかで、P215-P214-P213間の南口筋通路を、古道分岐部通路と称し、(P211-P212-P213) - (P213-P214-P215-P216) 断面を、単にP211断面と略す。

“犬鳴川沿いの古道”は、現在のアスファルト舗装町道とほぼ重複し、P216近くでの地山面からなる古道面の標高は251.12mを測り、舗装路面下約50cmで検出した。

上記の約50cm間には、数枚以上の近年の旧路面が遺存したが、御別館普請以前、おそらくは古来からの犬鳴川沿い道と考えられる。

ところで、P215（標高251.15m）からの古道分岐部通路は、P211断面に示すように、P214（同251.81m）～P215近く（同251.69m）までは、ほぼ平坦に地山削平するが、P215の古道面とは54cmの段差を設けるので、図示したように、2段ほどの石段を構えたものか。

なお、上記の石段は、単なる段差部に設けただけのものではなく、石段こそ、御別館境界を表象するものであり、部外者禁足の踏面としての構えを強く明示するものと考えられる。

(2) 古道分岐部通路の石理

古道分岐部通路では、図版7-1に示すように、石垣を検出した。

石垣は、上段部と下段部の2段に構えられ、下段部はP215以南では崩落し、ほぼP214～P215間で検出した。

ところで、古道分岐部通路は、P214以南での平坦面は黄褐色バラス混土地山であるが、P213-P214間での急傾斜面（傾斜角 37° ）は、この黄褐色バラス混土地山を除去するだけでなく、その下位の地山母岩の一部をも削っての岩面としている。

このため、P213-P214間の地山母岩の通路面の東壁も掘削地山母岩壁で、P214以南の通路面の東壁が暗褐色～茶褐色バラス混土地山壁となっており、石垣はこのP214以南の東壁部に設けられている。

石垣は、P214-P215の中ほどが最も高く遺存し、標高は下段部で、最下位石下面が251.78m・遺存最上位石上面が253.22mを測る。

上段部は、2～3段が積まれ、最下位石下面～最上位石上面が、各部共にほぼ標高に差位がなく、下面で253.10m上面で253.60m前後を測る。

以上のように、下段部の比高差は約1.30m、下段部下面～上段部上面の比高差は1.82mに及ぶ。

なお、調査前の上段石垣は、ほぼその平面プランに一致して盛土され、標高約253.50mの水田の西縁畔として利用されていた（付図2）。

この水田は、東～西の最大幅約4mを測る狭田で、耕作土・床土を除去しての発掘調査は、排土の関係などで断念したが、既述の御別館城としての禁足門前部であることから、何らかの建物が構えられていたことは、充分に考えられる。

また、先述した石垣の比高差1.82mは、1期=1.95m規模には近い。

ところで、P213-P214間の急傾斜面の検出に際しては、多くの石が、急傾斜面の下半部からP214-P215間の中ほどにかけて、攪乱状態で出土した。

これら集石材は、急傾斜面部の全体に設けられていた石段と考えられる。

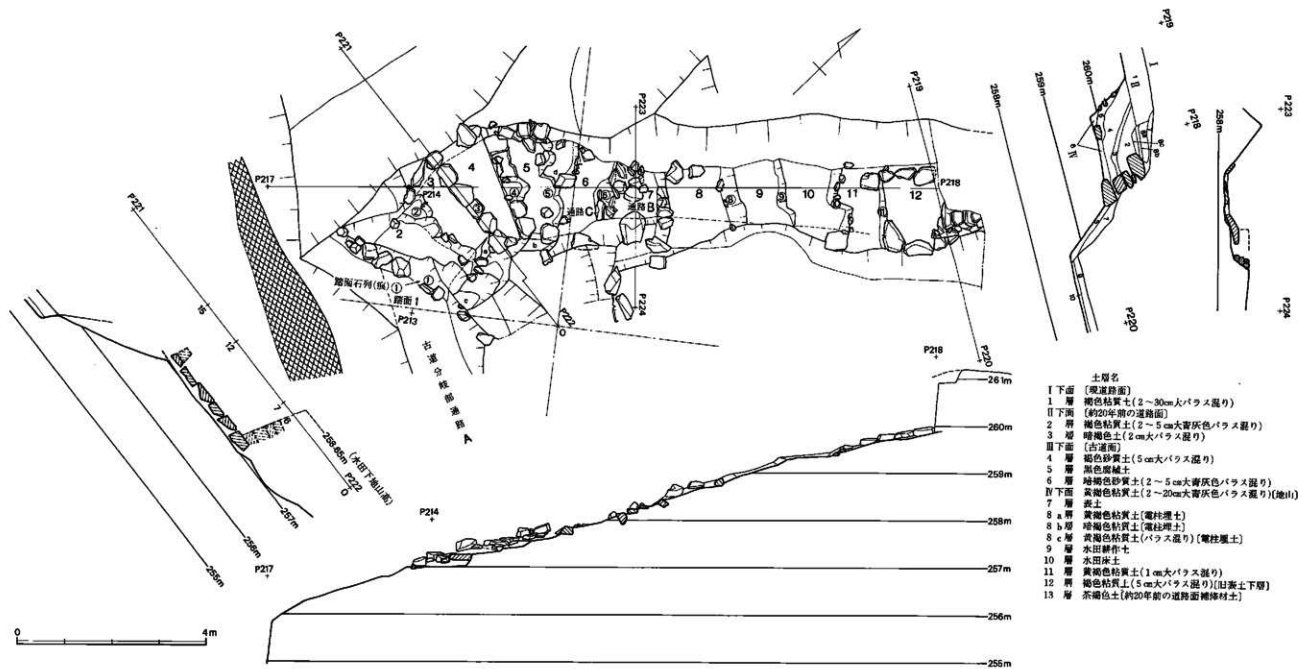
石段は、自然に崩落した可能性もあるが、あるいは、後世に、急傾斜の石段を人為的に崩落させ、盛土を加えて、P213-P215間全体を、緩傾斜面の登り道に作り変えたものか。

上記のことを換言すれば、御別館普請に伴う南口筋通路のなかで、この古道分岐部通路は、P213-P214間を意図的に急傾斜面とするために、P214-P215間がほぼ平坦近くになるまで、P214部を深く掘り下げたものであり、このことについては後述する。

なお、この地山母岩からなる急傾斜面部の石段は、後述する南口筋通路の石段のような奥行のある踏面を有すものではなく、1尺=0.325cm以下の踏み登りに難渋するものであったか。

(3) 無段部通路

既述のように、古道分岐部通路での石段は遺存しなかったが、第3図・付図3に示すように、P213-P212-P218にかけて、ほぼ旧状のまま遺存する段状の踏面・踏石多数を検出した（図版8～14）。



第3図 御別館南口新道路【階段部】実測図 (1/80)

P219断面

踏面は、第3区のP219-P220断面（以下、P219断面と略す）では、現道路（Ⅰ下面）を約20年前に作った際に埋められた旧道路（Ⅱ下面）から90cm下のⅣ下面で、標高259.85mを測る。

床面や北壁は、黄褐色バラス泥粘質土山の掘削面で、北壁の傾斜角は57°を測り、床面に密着した石を、南・北両端部で検出した。

南端部の石は30cm×50cmを測る大きなもので、床面を掘り下げて据え、踏面はこの石に向けてわずかに傾斜し、床面は北端石から北壁に向けてもわずかに傾斜する。

両石間の踏面南北幅は85cmを測る。

両端石は、以上のように床面に密着することや、5層の黒色腐植土下からの出土であることから、階段構築時の原位置を保つもので、通路両側端に据え並べたものと考えられる。

なお、6層は後述する踏面石列3などの踏石直上層や踏面石列痕4の埋土層でもあることから、踏石の一部が欠失し、蹴上げ部の段差が明瞭でなくなり、階段状通路が緩傾斜面の通路となり、黒色腐植土が北壁に堆積しつつも、継続して使用したものであろう。

その後、4層が、構築時の掘削北壁から6層上面の通路敷全体を埋めるにおよんで、南端路肩部の構築時以来の被下段石上に、2段目の石を加え、Ⅲ下面の通路を新たに造作しているが、その通路の南北幅は約40cmと半減している。

そして、最後には、御別館構築以来の①古道分岐部通路-②階段部通路-③緩傾斜面部通路のなかで、②と、後述する③を2層で埋めて、3層上面の通路を被棄し、Ⅱ下面の通路を新たに造作している。

このⅡ下面の通路の平面プランは、Ⅰ下面のそれとはほぼ一致し、第1節で既述した聴き取り調査での通路（付図2のアスファルト舗装町道上の●A1ポイントからの●A2ポイントを経ての通路）へと新規に付け替えたものである。

踏面と踏面石列（痕）

以下の説明では、第3区・付図3に示すように、P213部を踏面1、P219断面部を踏面12などと、標高が下位のものから踏面番号を付す。

同様に、踏面1と踏面2間の踏面石列（痕）を踏面石列1、踏面11と踏面12間の踏面石列（痕）を踏面石列12などと、標高の下位から踏面石列番号を付す。

蹴上げの標高は、P211断面の踏面石列（痕）1の前面向が256.34m、同石列3の中央部踏石上面が257.26mを測り、比高差92cm、蹴上げ高平均は約31cmとなる。

同様に、P217-P218断面（以下、P217断面と略す）での蹴上げの標高は、踏面石列（痕）4前面向が257.33m、同石列（痕）11後面が259.70mを測り、比高差237cm、蹴上げ高平均は約29.7cm

となる。

また、P217断面での、踏面石列3前面と同石列（痕）11前面を結ぶ直線の傾斜角は 15° を測り、後述の踏面石列の繩張角 15° と一致する。

なお、上述した蹴上げ高平均の約31cmや約29.7cmは、地山削平の踏面の若干の流出などを考慮すれば、1尺=32.5cmにはほぼ等しい規模である。

ところで、踏面石列（痕）1～12の平面プランは、第7図の模式図に示すように、繩張定点0から 15° の放射線上に整然と配されているが、このことについては、第3章で後述する。

(4) 緩傾斜面部通路

付図2に示すように、階段部通路のP219断面以東の現道路では、P225～P226断面部（以下、P225断面部と略す）～P231～P232断面部（同、P231断面部と略す）まで、計4箇所のトレンチを設け、各所で、階段部通路に続く南口筋通路を検出した（図版13・15）。

P225断面などは第4図に示すが、付図3のP217断面図には、上記各断面部での南口筋通路の東西方向断面図を加えて示した。

上記のP217～P231断面部間の東西方向断面図では、階段部全体の傾斜角 15° に比べて、P219断面部～P231断面部全体の傾斜角は 6° を測り、後者が緩傾斜面をなす。

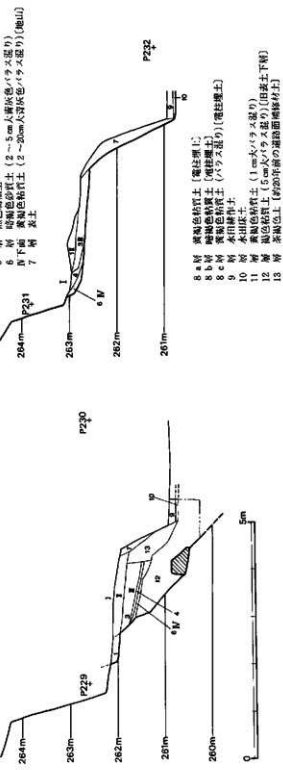
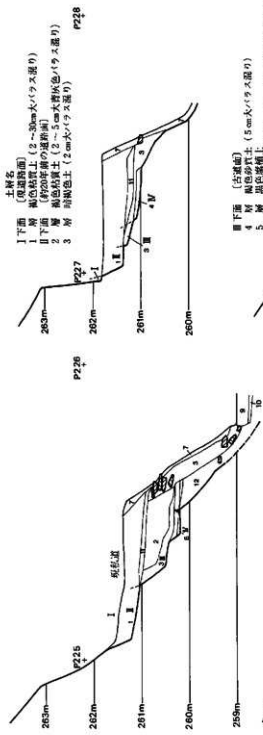
上述のことなどから、P219断面部～P231断面部以東約5m間（付図2）の南口筋通路を、緩傾斜面部通路と称して、以下、説明する。

第4図のP225断面では、御別館普請時の通路面（Ⅳ下面）は、旧表土下層部である12層を、地山と共にはほぼ平坦に削平して設けるが、P229～P230断面も同様である。

ところで、P225断面での標高は、現道路面（Ⅰ下面）が約261.35m・緩傾斜面部通路面（Ⅳ下面）が約260.20mで、比高差約1.15m、P231断面でのⅠ下面が約262.97m・Ⅳ下面が約262.72mで、比高差0.25mとなり、P225断面からP231断面に向けて比高差は順次小さくなり、Ⅳ下面はP231断面から約5m東まで遺存した。

上記のことや、後述の南口筋石垣の東寄り部石垣前面での南口筋通路（P121断面）の検出などから、緩傾斜面部通路はP231断面から東に約5mまで続き、それ以後は、付図2に矢印で示すように、P121断面部の急傾斜面の南口筋通路へと続き、大手門に至っていたと考えられる。

なお、4断面部での階段の検出は無く、踏石なども検出していないことに加え、緩傾斜であることなどから、緩傾斜面部通路は、地山や旧表土を緩傾斜に削平しただけの通路面であったと言えよう。



第4図 御別館南口新道路 (緩傾斜面部) 断面図 (1/80)

2. 御別館平坦地の西縁石垣

前節で既述したように、御別館平坦地や、この平坦地を巡る石垣・大手門・搦手門部は、土捨場地区外であるため、発掘調査の対象外であったが、御別館の西側諸水田部との地勢などを比較するため、付図5に示すように、No. 22~23~24~御別館西縁部石垣南端間の連続する断面図を作成した。

ところで、西縁石垣の南端と、大手門西側張出部南面石垣の西端とは、算木積み技法で接をなす。

この算木積みによる接は、図版41に示すように、西縁石垣の北端と、搦手門西側張出部北面石垣の西端でも同様で、接線は、石垣上位から下位へと徐々に張り出す。

上記のような算木積みの石垣面であるため、付図5の断面図では、石垣上半部（標高294.86mの1段目石上面~同292.0mの6段目石下面）では、この算木積みの状態が図示できたが、下半部では、当然、断面線は算木積み部を通らないため、このことを図示し得ないが、下半部も接部は算木積み技法を採る。

さて、上半部で図示し得たように、上から1~3段目の石材と6段目の石材は、厚さ40~70cm・長さ1m前後の比較的大きいものを使用するが、同4・5段目の石材は、厚さ20cm前後・長さ60cm前後のものを使用し、この後者2個を重ねて1組とし、前者3・6段目の石材との算木積み体裁を保つなど、やや雑な石垣普請である。

しかし、傾斜角は、下半部が73°・上半部が79°を測り、上半部のなかでも1・2段目では83°を測るなど、上位をより垂直近くに積み上げる特徴は、断面部以外でも同様に認められ、「城郭の石垣」としての一応の構えはなしている。

なお、普請時の石垣高であるが、現状では、最上段石上面が標高294.86m・最下段石下面が同290.20mを測り、比高差は4.66mである。

また、御別館平坦地では、大手門の東側張出部が最も高く、標高295.49mを測り、加藤司書忠魂碑南面の大手門の西側張出部は、同295.06mを測り、比高差は43cmである。

ところで、前節2で既述したことであるが、平坦地の農業用貯水池の掘削に因る排土は、大手門の踏石階段を1m弱の深さに埋める材土にはほぼ利用されており、上記の東側張出部へは、その面積からも、積み上げていないものと思われる、むしろ、張出部石垣の上位石の崩落に因り、標高は295.49mより若干高かったものと考えられる。

また、西側張出部は盛土であるため、後述する西縁石垣西側の後世の水田①耕作土（19IV層）や床土・床土下の盛土材土として、この張出部平坦地を削平して、西縁石垣下に落下させ、この際、普請時の最上段石なども除去・落下させたものと思われる、西側張出部や西縁石垣南端部の最上段石遺存部全体の上面標高はほぼ等しい。

後述する水田①の南側畔には、No. 16南北トレンチ断面図に図示するような大きい石が所在し（図版26）、この石なども、上記に因る移動石か。

以上のことなどから、比高差43cm以上を考慮すると、図示した最上段石上面に、更に2段前後の石が積まれていたことが充分に考えられ、普請時の最上段石上面の標高は259.49m以上となるものか。

そこで、石垣普請時の使用尺を、1間=1.95mとし、普請時の石垣高が2.5間の規模（1.95m×2.5=4.875m）では、最下段石下面標高が290.20mであるから、290.20m+4.875m=295.075m、3間の規模（1.95m×3=5.85m）では、同様に290.20m+5.85m=296.05mとなる。

前節2で既述した『清賀文書』中の「一、御館地今程石垣合三四間程に相成……（以下、略）」の記述なども考慮すれば、普請時の石垣高は3間規模としてよいものと考えられる。

なお、最下段石下面は、褐色バラス土（28層）であるが、28層は後述する水田①下の旧表土（2層）に連なる下部旧表土である。

28層は、土よりもバラスの混入割合が多いことから、旧表土のうち上層の2層のみを除去し、石垣基盤土として安定したこの28層上に、根石として最下段石を据え、石垣を構築したものと考えられる。

3. 御別館の西側水田と西口筋平坦地

御別館の西縁石垣下の西側に広がる①～⑬までの約20年前に櫓が植林された水田（以下、諸水田と略し、単に①～⑬で記述する）の各所に、重機や人力でトレンチを設け、土層断面図を作成すると共に、石垣を含む建物などの御別館関連諸施設の検出に努めた（図版1-2、2-1）。

調査の結果、明確な石垣・礎石などの遺構の検出は無かったが、大半の諸水田下で、占くて狭い棚田を多数検出した。

表2 水田一覧表

水田番号	②	③	④	①	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	水田計	御別館
標高 m	285.0	282.20	281.10	288.20	287.0	283.15	276.70	279.75	278.65	280.75	278.30	277.45	278.60		
面積 m ²	840	653	647	646	587	585	532	268	226	133	89	79	53	5,338	2,294
面積規模	1	2		3			4		5						

(1) 水田① (付図2・5)

標高は、288.16m～288.23mを測り、諸水田のなかでは最も高所に位置し、隣接する西側の②より約3.20m・北側の⑨より約1.2m高い(表2)。

面積は646㎡を測り、③・⑩とはほぼ同じ規模で、形状は大略、南北40m・東西16mの長方形区画を呈し(表2)、西緑畔の北への延長線はほぼ⑨の西緑畔と一致し、北緑畔の西への延長線もほぼ②の北緑畔と一致する。

調査は、水田耕作土19Ⅳ層(水田新Ⅳ)と床土13a・b層や畔・表土20層を主に重機で除去し、これらの除去に際しては慎重を期したが、御別館関連の礎石などは所在せず、①下部で水田耕作土5Ⅰ・7Ⅱ・8Ⅲ(水田Ⅰ～Ⅲ)の所在を確認した。

上記の水田Ⅰ～Ⅲは、御別館普請に伴って造成された地山平坦地を利用して、後世に開田されたものと思われる。

また、①の西縁～南縁の畦畔傾斜面下部で、幅約1m前後で連続する削平地山平坦面を検出したが、これは上記造成地前面の犬走りと考えられ、上記の地山平坦地と共に、別途に言及する。

No. 21東西トレンチ

付図5では、No. 25～21～26方向で連続するトレンチで、この間を人力で13a・b層も含めて掘り下げた。

水田Ⅰは、①東半部に遺存する旧表土2層を切る3a層及び4層整地土上位で検出し、5Ⅰ層下面の標高は、約287.75mを測る。

3a層下面に図示した石は、中央部で5Ⅰ層下面に接するものだけが3a層中のもので、他は地山1b層に含まれるものである。

水田Ⅰ西端では、3a・4・9a層などの隣接層に比べて格段に柔らかく、攪乱土と思われる10層の落ち込み部を検出したが、水田Ⅰ・Ⅱ間であることから、畦畔石除去痕か。

水田Ⅱは、①の西側寄りで見出し、標高は上面が5Ⅰ層下面とほぼ同じで、下面が約287.30mを測る。

なお、中央部に図示した9a・b層間の80cm×100cmほどの大きな石は、①の耕作土19Ⅳ層内にも10cm突出し、7Ⅱ層中にも同様に至る。

この石の周辺部からは、図版25に示すように、若干小さめで19Ⅳ層には突出しないが、7Ⅱ層上面～13a層間で集中する石群を検出した。

これらの石群が、御別館関連の建物礎石を後世に掘り落としたものであることも考えられたので、トレンチ幅を拡張すると共に、入念に掘り下げたが、その証左はなく、むしろ、水田Ⅱ上の整地土9a・b層中に含まれた石群と考えられる。

水田Ⅲは、①の西縁畦畔下で見出し、下面の標高は286.05mを測る。

8Ⅲ層上面には、7Ⅱ層上面同様に9 a層が及ぶ。

①の19Ⅳ層下面の標高は288.0mで、ほぼ水平である。

なお、①の床土13 a層西端は、19Ⅳ層西端まで及ばず、整地土12 a層（瓦片を若干含む）西端部は段状を呈し、端部上面には15cm×40cm大の扁平石が所在する。

上記のことから、①以前に、扁平石を畔基部とする水田古Ⅳが所在し、この畔を修復して、現在の水田新Ⅳ（①）となったものである。

また、標高では、7Ⅱ層上面が5Ⅰ層下面に・5Ⅰ層上面が13 b層に、それぞれほぼ一致し、5Ⅰ層下面東端部が傾斜しつつ水田新Ⅳに切られることから、5Ⅰ層東側にも、13 b層を床土とする水田が所在していたことが充分に考えられる。

以上のことから、13 b層を床土とする旧水田を大きく拡張（⑨のNo. 51東西トレンチで後述するD期拡張）したものが水田古Ⅳで、この拡張時に盛土して水田Ⅰ～Ⅲを埋めたものと考えられる。

ところで、3 a・7Ⅱ・6層下の削平地山面は、上・下2段の面が認められ、上段は3 a層東半部下で標高287.70m～287.59mを測り、下段は3 a層西半部～6層西端間で標高287.38m～287.05mを測る。

上・下2段の削平が、水田Ⅰ・Ⅱの開田の爲になされたものであるなら、水田Ⅱは下段削平地山面東端部まで及ぶように開田するものと考えられるが、実際には、下段削平地山面の東寄り部まで3 a・4層で盛土し、水田Ⅰを開田している。

上記のことは、上・下2段の地山削平が、水田Ⅰ・Ⅱの開田を意図してなされたものではないことを示唆するものである。

また、上・下段の段差は約20cmとわずかであることから、むしろ、この段差は地山中に含まれる石群の差位から生じたもので、3 a層東端～6層西端間の地山が、御別館管請に関連して緩傾斜面の平坦地として削平された遺存面であることが充分に考えられる（このことについては第3章で後述）。

なお、水田Ⅲは水田Ⅰ・Ⅱよりも1 mも低く、このことについては、No. 11東西トレンチで後述する。

No. 31東西トレンチ

No. 33-31-32方向で連続するトレンチで、この間は人力で掘り下げた（付図2）。

なお、付図5には、No. 31から東に3 mまでしか掘削していないのは、掘削部以東の土層が、No. 21東西トレンチ（以下、No. 21東西トレと略す）の状態と大略同じであったため、土層図を作成していないことに因る。

水田Ⅱは、No. 21東西トレのように、①の西縁（No. 21から西へ1.0m）までは至らず、No. 31から東へ約1.4 mまでである。

水田Ⅱの畦畔がⅦ層内側の3a層部とすると、この3a層はNo. 21東西トレでは水田Ⅰ下部の整地土であることと、既述したように、水田Ⅰ・Ⅱや13b層上の削平旧水田の整然とした堰田状の標高差の特徴などから、これら3枚の水田は同時（水山⑨で後述するA期）に開田したものと考えられる。

No. 42南北トレンチ

付図2では、①のNo. 42から⑨のNo. 52の南北方向に設けたトレンチ（以下、No. 42南北トレンチと略す）で、人力で掘り下げた。

No. 11-No. 91南北方向基準線からの最短距離は、No. 42が9.5m・No. 52が9.9mを測る。

⑨の床土13b層下でのバラスを含む緑黄褐色土地山1e層は、標高286.95m前後ではほぼ平坦であるが、畦部の地山1d層下へもそのままの標高で至る。

また、バラスを含む黄褐色土地山1d層も、図示した20cm×30cm大の石下面が標高287.35mで平坦面を呈すが、ほぼそのままの標高で、①の床土13b層下のバラスを多量に含む黄褐色土地山1a層（標高287.90m）に至る。

なお、No. 21東西トレでの旧表土下の地山1a層の標高は、No. 21から東へ7～11m間で287.72m～288mを測るので、上記No. 42南北トレ部に向けやや緩傾斜をなすものか。

以上のことから、No. 42南北トレでの①下の床土13b層は、旧表土2層を除去しただけに近い地山1a層上にわずかに盛土しただけであると言えよう。

また、地山1a層が、地山1d・1e層よりも多量のバラスを含んでいて、畦畔部斜面を維持することには安定性を欠いているため、1a層を除去して20cm×30cm大の石を根石とし、瓦片を含む茶褐色粘質土11層や石などで補強したものと思われ、この11層はNo. 21東西トレの畦畔部下の12a層下でも認める。

なお、②の地山1e層上面は、No. 51東西トレンチで後述する東側開田面に相当する。

No. 11東西トレンチとNo. 14南北トレンチ

付図2では、①の南西隅部に設けたトレンチで、No. 15-14-11の東西方向とNo. 14-20の南北方向との間を、人力で掘り下げた（図版25-1）。

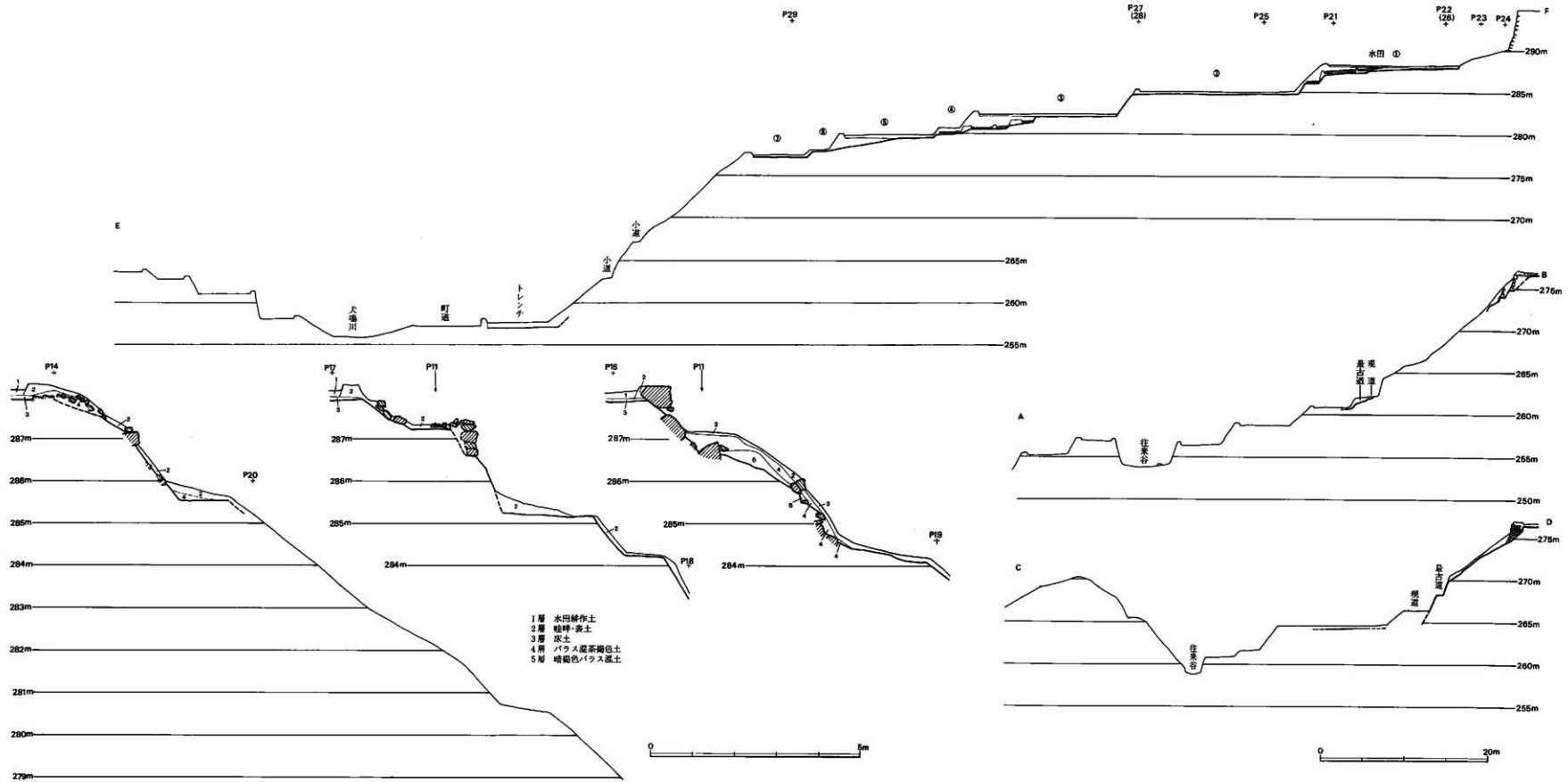
以下の説明では、便宜上、No. 15-14-11の断面図部をNo. 11東西トレ・No. 14-20の断面図部をNo. 14南北トレと略す。

No. 11東西トレ部（付図5）

①の西縁畔から②東端畔までの斜面部に、上・下2段の石垣を確認した。

下段石垣は、②下の地山1e層直上（標高284.85m）で、上位石垣材よりも大きい30cm×50cm大の根石を検出した。

根石上には、石垣材の一部は欠失するが、標高286.62mの地山1e層平坦面西端までに、約10段の石重が復元できる。



第5図 御別館西側水田 (No.11東西・No.14・16・17南北トレンチ) 断面図 (1/80)、御別館城断面図 (付図2 A-B、C-D、E-F断面) (1/400)

上段石垣は、瓦片を含む整地土3 b層上に根石が配され、更に1段が遺存するが、No. 14以西間に図示した石群の状態や、後述するNo. 14南北トレ部での同様の状態から、石垣としては標高287.50m前後の高さまで数段ほどが組まれていただけで、上段石垣～①の西縁畔間は、①の水田古IV開田時やそれ以降の排出石を裏詰め材として集石したものであろう。

したがって、上段石垣自体も、既述の水田I・IIを埋める際に設けたものと思われるが、上・下段石垣間の地山面は中央部が若干窪み、通路敷として利用されていたものと考えられる。

No. 14南北トレ部 (第5図)

標高285.60m～286.0mの表土の緩傾斜平坦部は、②南東隅から①南縁畔下沿いに大手門に至る現通路敷で、表土下の削平地山平坦面の幅は約1.2mを測る。

上記の通路敷北斜面の地山は、標高287m近くで大きい露出石を認めるが、この石部で傾斜変換後が有り、変換後から上位の地山の方が緩傾斜面で、その斜面上位には、No. 11東西トレ部からの石群が続く。

なお、上述の変換後は、No. 11東西トレ部で既述した上・下2段の石垣間の地山1 e層平坦西端変換線へと続く。

標高280.41m～280.84m間の表土平坦部は、大手門に至る現通路敷であるが、御別館普請時の南口筋通路と重複すると考えられる。

No. 16南北トレンチ (第5図)

①の現状の南縁畔は、50cm×100cmの大きな石の北面に表土を若干加えたもので、大石下には、落下を防ぐ為に、15cm前後の転石材を斜面の地山露出石上に配す。

なお、畔内に及ぶ水田床土は、大石北面に接す。

標高287.20mの表土平坦面は、No. 14南北トレ部で既述した②南東隅からの通路敷で、表土下のパラス混茶褐色土4層上面と共に、暗褐色パラス混土5層上面も平坦面を呈す。

上記のことや、5層下の地山もやや平坦気味に削平されていることから、5層上面の平坦面(標高286.80m)が古い通路敷で、既述したNo. 11東西トレ部の上・下段石垣間の平坦面へと続くものと考えられる。

なお、5層上面が通路敷時には、南側の傾斜面に石垣が設けられていたことも充分に考えられ、この通路敷や石垣は、御別館普請に伴うものか。

また、標高284.10m～284.40m間の地山は、ほぼ平坦面に削平され、幅1.70mを測り、大手門に至る現表土通路敷前の地山面通路敷であるが、御別館普請以来の南口筋通路敷が、ほぼそのまま遺存するものか。

No. 17南北トレンチ (第5図)

①の現状の南縁畔は、標高287.95mで平坦に削平された地山上の床土の上に設けられていることや、No. 16南北トレンチでの巨石と畔の状態から、現状畔以南の旧畔が崩落した後で、新

たに設けられたものである。

標高287.30mの表上平坦部は、②南東隅からの現通路敷であるが、表土下の地山削平部は、No. 11東西トレ部の上・下段石垣間の削平地山平坦面へと続く古い通路敷と考えられる。

なお、通路敷南縁の石垣は、裏込石の間隙は多いが土砂の流入がほとんど無く、聴き取り調査を追加したところ、路肩崩壊に因り、近年に設けたものであるとの説明を得た。

標高285mで平坦に削平された地山面は、南口筋通路敷が遺存するものと考えられる。

また、最下段の標高284.20mの通路は、付図2で、●A3-4(同284.46m)から●A3-4-1(同282.49m)を経て、御別館南側の谷部へ下る現通路である。

(2) 御別館の西口筋南第1平坦地

前述してきた①下部の水田Ⅰ・Ⅱの地山削平緩傾斜面を、西口筋南第1平坦地と仮称する。

この平坦地は、No. 21東西トレの水田Ⅰ下の整地土3a・4層の状態で既述したように、水田Ⅰ・Ⅱ開田の為に平坦化されたものではなく、御別館普請に伴って、地山を削って造成された平坦地と考えられる。

また、No. 14・16・17南北トレで既述した③南東隅から大手門に至る地山削平通路敷は、③開田に伴う往来通路であると考えられる。

そして、No. 17南北トレの削平地山平坦面(標高287.25m)～No. 16南北トレの平坦面(同286.80m)～No. 14南北トレの削平地山変換接部(同287m前後)～No. 11東西トレの上・下段石垣間削平地山平坦面(同286.62m)～No. 21東西トレの水田Ⅲ下削平地山平坦面(同286.05m)～No. 31東西トレの削平地山平坦面(同287.05m)を経て、水田④下部の後述する西口筋北第1平坦地へ至る通路が、西口筋南第1平坦地の造成に伴って、犬走りとして構えられたものと考えられる。

なお、No. 21東西トレでのみ検出した水田Ⅲは、上記の犬走りの一部を利用して、水田Ⅰ・Ⅱなどの開田時に設けたものと思われる。

(3) 水田②(付図2・5)

耕作土19Ⅳ層上面の標高は約285.0mを測り、隣接する西側の③より2.8m・北接する⑩より1.85m高く、比高差が顕しい。

このため、①・③との往来には、②南東隅から①南縁畔下沿いに①南東隅部に至る通路と、②南縁畔下沿いに③南東隅部に至る通路が設けられ、⑩との往来には、②北東隅から⑩への通路が設けられている。

面積は840㎡を測り、諸水田のなかでは最大規模を有し、形状は大略、南北45m・東西19mの長方形区画を呈し(表2)、西縁畔の北への延長線はほぼ⑩の西縁畔と一致する。

No. 25東西トレンチ

付図5では、No. 27～25～21の東西方向で連続するトレンチと、No. 29～28の東西方向で連続するトレンチで、前者は人力・後者は重機で掘り下げた。

上記のトレンチのなかで、③東側畦から②の東側畦間を、便宜上、No. 25東西トレンチとし、以下では、No. 25東西トレと略す。

水田耕作土19IV層（水田IV）の床土下の地山1d層は、標高284.59m～284.70mを測り、ほとんど平坦に削平され、床土下からは、①・⑨のような古い水田は確認されなかった。

なお、②西縁の畦畔部傾斜面は、下半部の標高282.15m～283.35m間が削平地山面で、上半部の同283.35m～284.40m間で10cm～40cm大の石材を使用した石垣を確認した。

しかし、付図2に示すように、②西縁畦畔部傾斜面の南・北端部では、下半部まで石垣が現存することから、断面部近くでは、下半部の石垣は欠失したものである。

ところで、③の水田耕作土19IV層（水田IV）は、前述の下半部の地山傾斜面に至るが、床土に至らず、この床土に至らない地山平坦面が、石垣根石下面部と考えられ、下半部の欠失は比較的新しいものか。

なお、上半部石垣を除去しての調査をしていないため、No. 11東西トレで既述したように、上・下2段に石垣が組まれ、また、その間に平坦面が所在するかどうか、残念ながら、詳細は不明である。

(4) 御別館の西口筋南第2平坦地

前述してきた②下部の削平地山平坦地を、西口筋南第2平坦地と仮称する。

この平坦地は、①・⑨下部の平坦地と異なり、古い水田が確認されず、水田IVを開田する際に削平され、遺存しないのかも知れない。

しかし、②は諸水田のなかでは面積が最大で、この規模の水田IVを、御別館普請後の後世に、開田したと考えるより、既に、ほぼこの規模で御別館普請に伴って、地山を深く削平した平坦地が造成され、その造成面をそのまま利用して水田IVが開田されたと考えることも十分にできよう。

また、No. 51東西トレンチの⑩下部でも人走りの平坦面が確認されていることなどからも、上記のことは考えられる。

(5) 水田③（付図2・5）

水田耕作土19IV層（水田IV）上面の標高は約282.20mを測り、隣接する西側の④より1.45m・北側の⑪より1.1m高い（表2）。

面積は653㎡を測り、形状は大略、南北38m・東西17mの長方形区画を呈し（表2）、西縁畦

の北への延長線は11の西縁畔と一致せず、北縁畔の東への延長線も②・①の北縁畔と一致しないなど、①・②・③・④の平面プラントは異なる。

No. 28東西トレンチ (付図2・5)

付図2では、No. 29～28の東西方向で連続するトレンチ（以下、No. 28東西トレと略す）で、重機で掘り下げ、土層断面図を作成した。

なお、付図5では、No. 28東西トレ部での土層番号を、古い水田耕作上を除き、そのすべてを省略する。

土層観察の結果、水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）下部で、水田Ⅰ～Ⅲ・Ⅴの4枚の水田を確認した。

上記4枚の耕作土下面の標高は、Ⅰ層が約281.30m・Ⅱ層が同280.70m・Ⅲ層が同280.65m・Ⅴ層が同281.25mを測る。

4枚の水田のなかでは、水田Ⅰ～Ⅲが、後述の④下部の水田Ⅰと共に、同期に開田したものと考えられ、水田Ⅰ西側に畔、水田Ⅱ西側に水田Ⅱ・Ⅲ間の畦畔、水田Ⅲ西側に水田Ⅲと④下の水田Ⅰ間の畦畔が、それぞれほぼ旧状のまま遺存する。

また、水田Ⅴは、水田Ⅱ東側の畦などを除去して水田Ⅱを埋め、水田Ⅱを拡張してその上位に開田したものである。

以上のように、③・④下部の棚状水田の開田は、③東半部でも水田Ⅳ開田前には開田されていたものと考えられ、その東西幅もほぼ1.5m～2mと頗しく狭く、諸水田①～④下部全体での棚田の枚数は100枚前後は所在したと思われる。

(6) 水田④

水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）上面の標高は約280.75mを測り、隣接する西側の⑤・⑥より1.0m・2.10mそれぞれ高い（表2）。

面積は133㎡を測り、後述の⑤・⑥と共に、旧地形に規制された不整形区画を呈す（表2）。

No. 28東西トレンチ (付図2・5)

③で既述した重機による連続トレンチのため、排上処理の関係上、良好に④部に設けることができず、付図2に示すように、④から①への通路敷部の断面図となってしまった。

しかし、付図5の断面図でも示し得たように、④下の古い水田Ⅰを確認することができた。

水田耕作土Ⅳ層下面の標高は約280.60mで、断面部の通路敷（標高約280.65m）下のⅠ層下面の標高は約280.15mを測り、水田Ⅳは水田Ⅰを埋めて開田したものである。

なお、④西縁畔は、南半部が⑤の方に大きく張り出すことや、水田Ⅰと⑤との比高差が約50cm前後あることなどから、この張り出し部下には水田Ⅰより下位の水田Ⅱが遺存し、④は水田Ⅰ・Ⅱを埋めて拡張したもので、水田Ⅰ・Ⅱ間の畦畔南端が、現在の④から⑥に至る通路敷へと続

いていたものか。

(7) 水田⑤

水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）上面の標高は約279.75mを測り、隣接する西側の⑥・⑦・⑬よりも1.10m・0.30m・1.45mそれぞれ高い（表2）。

面積は268㎡を測り、不整形区画を呈す（表2）。

No. 28東西トレンチ（付図2・5）

付図5に示すように、水田Ⅳ下部での古い水田は確認されていない。

水田Ⅳ下の内半部の地山緩傾斜面は、旧表土を除去しただけに近く、開田前の旧地形もほぼ同様の緩傾斜面であったことを示すものと考えられ、東半部での削平排土を西半部に盛上したものであろう。

さらに、後述する⑦下部でもほぼその西端部にまで緩傾斜の旧地形は続いていたもので、⑦以西が現況に近い急傾斜であったため、⑦以西での開田がなされなかったものと考えられる。

(8) 水田⑥・⑦（付図2・5）

水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）上面の標高は、⑥・⑦が約278.65m・277.45mを測り、⑥に隣接する⑧より約1.95m高い（表2）。

面積は、⑥・⑦が226㎡・79㎡を測り、⑦は⑬に次ぐ小規模である（表2）。

No. 28東西トレンチ

付図5に示す⑤・⑦間の平坦部は、⑥から⑦・⑬に至る通路敷の断面である。

(9) 水田⑧と西口筋第3平坦地

⑧の西縁～南縁畔下では、後述する南口筋石垣の所在が調査前から明らかであったため、水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）と床上、及び⑧の北縁の⑥・⑦西縁畔傾斜面部の表土を、全面的に重機を使用し、慎重に除去した。

しかし、水田Ⅳの床土下は平坦に削平された地山のみで、御別館関連の建物礎石・柱穴などは全く確認されず、⑥・⑦西縁畔傾斜面部も表土下は地山削平による傾斜面で、石垣なども全く確認されなかった。

なお、⑧の面積は532㎡を測り、諸水田①～⑬のなかでは最も標高が低く、御別館から最も遠く、西縁～南縁下が急傾斜面の地勢に立地するにもかかわらず、御別館に近い⑨・⑩と同規模の面積を有す。

以上のことなどから、⑧床土下の削平地山平坦地を、御別館普請に伴って、地山を削って造成されたものと考え、西口筋第3平坦地と仮称する。

なお、南口筋石垣の詳細については、別途言及する。

④ 水田④ (付図2・6)

耕作土19Ⅳ層上面の標高は約287.0mを測り、諸水田のなかでは①に次いで高所に位置し、隣接する西側の⑩より約3.8m・南西側の②より約2m高い(表2)。

面積は587㎡を測り、⑩とほとんど一致する規模で、形状は大略、南北37m・東西15mの長方形区画を呈す(表2)。

調査は、水田耕作土19Ⅳ層(水田新Ⅳ)と床土13a・b層や畔・表土20層を、主に重機で除去し、これらの除去に際しては慎重を期したが、御別館関連の礎石などは所在せず、④下部で水田耕作土5Ⅰ・7Ⅱ・8Ⅲ・21Ⅴ(水田Ⅰ～Ⅲ・Ⅴ)と、④西縁畦畔の傾斜面下部で水田耕作土23Ⅵ・24Ⅶ・25Ⅷ層(水田Ⅵ～Ⅷ)の所在を確認した。

上記の水田Ⅰ～Ⅳは、御別館普請に伴って造成された地山平坦地を利用して、後世に開田されたものと思われ、別途に、言及する。

また、④の西縁畦畔傾斜面下部で、①で既述した犬走りと考えられる削平地山平坦面についても、別途に言及する。

なお、④の北縁畔傾斜向下の石垣は、別項5で後述する。

No. 51東西トレンチ

付図2では、No. 51～51-53方向で連続するトレンチ(以下、No. 51東西トレと略す)で、重機で掘り下げ、土層断面図を作成した。

土層観察の結果、水田Ⅰ～Ⅲ・Ⅴの4枚を確認した。

水田Ⅴは、④東半部で15層を切る状態で確認し、21Ⅴ層下面の標高は約286.35mを測る。

21Ⅴ・15層は、後述のNo. 61・71東西トレンチでは確認されず、また、21Ⅴ層の断面幅も約80cm弱と小さいが、12b・15層などが混入しない灰褐色土であることから、21Ⅴ層も水田耕作土遺存部と考えた。

遺存幅が小さいのは、水田耕作土19Ⅳ層材土として採土したものか。

なお、15層はマンガンを含むことから、15層上部にも、水田Ⅳ以前の水田が所在したものか。

水田Ⅰは、④西半部で確認し、下面標高は約285.95mを測る。

5Ⅰ層上面では、2箇所のみが確認されたが、この窪み部はNo. 61・71東西トレンチでも同様に認められ、各窪みは連続するものと思われ、稲収穫後に掘り込む例のある排水溝であろうか。

水田Ⅱは、④西半部で、水田ⅠとⅡ間に確認し、下面標高は約286.85mを測り、No. 61東西トレンチでも同様に出土する。

水田Ⅲは、④西縁畔下部で確認し、下面標高は約285.65mを測り、No. 61・71東西トレンチ

では出土しない。

以上の4枚の水田は、各東端部が水田Ⅲ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅴとより東へと伸びて、東西幅が広くなると共に、標高が高くなり、各水田間に耕作土外の盛土による整地層を含まず、整地土3d層のみが、いずれの下面にも及ぶ。

以上のことから、3d層での整地時には、西端に水田Ⅳ、同Ⅲの東側畦を介しては水田Ⅱ、同Ⅱの東側畔を介しては水田Ⅲの計3枚が棚田状に同時に閉田されたものと考えられる。

なお、⑨-⑩西緑畦畔斜面下部の地山は、21V層下の標高286.15m~286.35m間と、西緑畦畔斜面下の同284.48m~285.00m間で削平段差を認める。

上記の段差のうち、前者は水田Ⅱ・Ⅲを埋めて水田Ⅳを拡張した際のもので、後者は付図2で示すように、②から⑩への通路敷下の地山面である。

しかし、後述するNo. 61・71東西トレンチの西緑畦畔傾斜面下部でも、同様に削平地山面が確認されることから、御別館普請時に⑨下部に造成された平坦地の西緑の犬走りと考えられる。

なお、水田Ⅱ・Ⅲを切る18a層は瓦片を多く含み、床土13b層下に18b層は及ぶ。

以上のことから、御別館に伴う平坦地上に、後世、15・3d層を盛土し、水田Ⅱ・Ⅲなどを棚田状に閉田し、以後、棚田を整理・拡大して、水田新Ⅳに至ったものであろう。

No. 61東西トレンチ

付図2では、No. 64~61~63方向で連続するトレンチ（以下、No. 61東西トレと略す）で、重機で掘り下げ、土層断面図を作成した。

上層観察の結果、⑨下部で水田Ⅰ・Ⅱを、西緑畦畔傾斜面部で耕作土24Ⅳ・23Ⅴ層（水田Ⅶ・Ⅷ）を確認した。

水田Ⅳの西端の3c層は、水田Ⅳの畔で、3c層下部の22層下地山1b層は、標高284.55m~284.70mがほぼ平坦に削平されており、犬走りか。

No. 71東西トレンチ

付図2では、No. 73~71~72方向で連続するトレンチ（以下、No. 71東西トレと略す）で、重機で掘り下げ、上層断面図を作成した。

土層観察の結果、⑨下部で水田Ⅰ・Ⅵと西緑畦畔傾斜面部で水田耕作土25Ⅵ層（水田Ⅷ）を確認した。

水田Ⅷの埋土3d層は、水田Ⅵ下の整地土であることから、水田Ⅵは2枚の棚田を整理した拡張後のものである。

同様に、水田5Ⅰは水田Ⅳ上位に及び、No. 51東西トレのように水田Ⅱ・Ⅲも確認されないことから、水田Ⅱ・Ⅲの棚田を整理した拡張後のものである。

なお、水田Ⅷ下部の標高284.0m~284.26mの削平地山平坦面が犬走りと考えられる。

④ 御別館の西口筋北第1平坦地

前述してきた㊦下部の水田Ⅰ～Ⅲ開田前の地山削平緩傾斜面を、西口筋北第1平坦地と仮称する。

この平坦地も、既述した西口筋南第1平坦地同様に、棚田状水田を開田する為に平坦化されたものではなく、御別館普請に伴って、地山を削って造成された平坦地と考えられる。

また、西縁に構えられた犬走りは、後述する北口筋石垣北端部へと続くものと考えてよいだろう。

⑤ 水田㊦ (付図2・6)

水田耕作土19Ⅳ層(水田Ⅳ)上面の標高は約283.20mを測り、隣接する西側の㊦より2.0m高い(表2)。

面積は585㎡を測り、形状は大略、南北41m・東西14mの長方形区画を呈す。

No. 51・65・74東西トレンチ

No. 65東西トレンチ(以下、No. 65東西トレと略す)とは、付図2ではNo. 66-65方向に重機で掘り下げたものであるが、㊦の説明では、既述のNo. 61東西トレの㊦部の土層観察も、No. 65東西トレとして取り扱う。

また、No. 74東西トレンチ(以下、No. 74東西トレと略す)とは、付図2では、No. 75-74方向に重機で掘り下げたものであるが、上記同様に、No. 71東西トレの一部もNo. 74東西トレとして取り扱う。

なお、No. 51・65・74東西トレ部での土層番号は、諸水田耕作土19Ⅳ層下部で確認された古い耕作土を除き、そのすべてを、①・②を例外として省略する。

さて、No. 51・65・74東西トレ部での土層観察の結果、㊦では水田Ⅰ～Ⅲ・Ⅴの4枚の古い水田を確認した。

水田Ⅰは、No. 51東西トレの㊦西寄りでのみ確認され、Ⅰ層直上が水田Ⅳ床土である。

水田Ⅰ下面の標高は、水田Ⅳ東半部の床上下で平坦に削平された地山面と同じで、約282.95mを測る。

水田Ⅰ下の3枚の土層は整地土で、緩傾斜の地山平坦地に造成された面を利用した開田と考えられる。

水田Ⅱは、No. 65東西トレの㊦西寄りでのみ確認され、上記平坦地を更に、標高281.90mに削平しての開田と思われ、水田Ⅱ下面の標高は約282.05mを測る。

なお、水田Ⅱ上の盛土は約80cmの厚さに及ぶ。

水田Ⅲ・Ⅴは、No. 74東西トレの㊦中央のみで確認され、水田Ⅴ下面は標高約281.80mの地山面で、水田Ⅲ下面が同281.95mを測る水田Ⅴ上面である。

⑭ 御別館の西口筋北第2平坦地

前述してきた水田⑩下部の水田Ⅰ～Ⅲ・Ⅴ開田前の地山削平緩傾斜面を、西口筋北第2平坦地と仮称する。

この平坦地も、棚田状水田を開田する為に平坦化されたものではなく、御別館普請に伴って、地山を削って造成された平坦地と考えられる。

そして、上記の造成が、北縁の地勢（等高線）の規制を無視し、意図的に後述の北口筋石垣方向と一致させてなされたことに因り、後世、平坦地を利用しての大規模な水田Ⅳの開田が可能となったものと考えられる。

また、①・②・⑨で既述したことでもあるが、⑩を加えたこれら4枚の水田Ⅳは、一見、計画的に開田されているかのような状況であるが、既述してきた西口筋第1・2平坦地が、御別館普請に伴って、計画的に造成されていたからこそ、大規模に開田が可能であったと言えよう。

加えて、諸水田全体の開田も、また、可能であったとも言えるが、やがて、歴史は昭和へと流れ、現在、犬鳴ダム建設に伴う排土がダム湖底に流れることを防ぐ為とは言え、急峻な犬鳴谷の地勢にあって、排土集積を可能としたとも言えるか。

⑭ 水田⑪

水田耕作上19Ⅳ層（水田Ⅳ）上面の標高は約281.20mを測り、隣接する西側の⑤・⑫より1.55m・2.60m高い（表2）。

面積は647㎡で、形状は三角形区画を呈し、西縁畔の方向は地勢（等高線）に一致する。

No. 51・66・74東西トレンチ（付図2・6）

No. 66東西トレンチ（以下、No. 66東西トレと略す）とは、付図2では、No. 67-66方向に重機で掘り下げたものであるが、⑪の説明では、既述のNo. 65東西トレの⑪部の上層観察も、No. 66東西トレとして取り扱う。

なお、No. 66東西トレでの土層番号も、⑪で既述したように、省略する。

No. 51・66・74東西トレの土層観察の結果、水田Ⅰ～Ⅲ・Ⅴ・Ⅵの5枚の古い水田を確認した。

水田Ⅰは、No. 66東西トレの⑪西半部でのみ確認され、上面に整地土・床土を盛土して水田Ⅳが開田されている。

水田Ⅰ下面の標高は約280.60mを測り、水田Ⅱ直上に開田されている。

水田Ⅱは、上記部とNo. 74東西トレの⑪-⑫部で確認され、下面の標高は約280.40mを測り、水田Ⅲ直上に開田されている。

ところで、諸水田下部の古い水田のなかで、標高の低い水田が、標高の高い水田Ⅳ畔下下にまで至る例は、No. 74東西トレの⑪下部の水田Ⅱ・Ⅲだけである。

そして、上記の水田Ⅱ・Ⅲと㊸下部の水田Ⅲ・Ⅴ間の削平地山平坦面（標高約281.25m）上に古い水田は無く、また、No. 51東西トレンチの㊸西縁畦畔斜面下部の削平地山平坦面（同約281.95m）にも古い水田はない。

以上のことから、上記の平坦面が、犬走りの構えと言えるか。

水田Ⅲ（下面標高約280.25m）は、No. 74東西トレの水田Ⅱ下からだけ、水田Ⅴ・Ⅵ（同約279.60m・279.50m）は、No. 51東西トレの㊸西半部からだけ確認された。

13 水田12（付図2・6）

水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）上面の標高は約278.60mを測り、南接する㊸より30cm高い（表2）。

面積は53㎡を測り、諸水田のなかでは最も規模が小さい。

No. 51・66東西トレンチ

No. 51東西トレでの土層観察の結果、水田Ⅳ下部では古い水田は確認されなかった。

㊸の西縁畔に接する通路は幅1.7mを測り、㊸北西隅から㊸西縁～北縁を経て、搦手門に至る。

また、No. 66東西トレでの土層観察の結果、㊸北西隅から上記通路に至る通路敷下に、㊸の現西縁畦畔下の古い畦畔層で埋まった、地山削平の古い通路敷（標高278.20m）を確認した。

14 水田13（付図2・6）

水田耕作土19Ⅳ層（水田Ⅳ）上面の標高は約278.30mを測り、隣接する西側の㊸より1.6m高い（表2）。

面積は89㎡を測り、地勢に規制された狭い水田で、西縁畔に立ち、眼下の急傾斜面下の町道（比高差約20m）を行く人との対話に、小生、足元凍みしを今だ忘れず。

㊸の土層断面図は、上記に因り、作成していないが、各所に小トレンチを人力で設け、水田Ⅳ下部に古い水田が無いことを確認した。

4. 大手門の南口筋石垣（付図2・4）

御別館構築時に、既述した大手門南11筋の階段部～大手門に至る小道西半（標高では下半）部間の頭上に普請された石垣で、水田㊸南縁の畔が、石垣最上位石上に設けられていた。

調査の結果、畔下の石垣最上位石全体の平面プランは、付図4に示すように、P121～P131間の東寄り部、P131～P161間の中央部、P161～P171間の西寄り部の各部分がほぼ直線を呈し、P131・P161で稜を有す縄張であることを確認した（図版9-1）。

また、石垣は、西寄り部～中央部は上・中・下段、東寄り部は上・下段にわたって普請され

ていることも確認した（図版19-1、20）。

ところで、調査は、下記の事情により、石垣の埋没部の検出を一部に留めた。

1、本年度報告の御別館地区の調査地は、土捨て場用地としての借地で、私有権が残っていること。

2、付図2に示すように、石垣埋没部は約45°の急傾斜面で、その急傾斜面下には、地元の方が調査中も利用される大手門方面に至る私道が通っており、往来時の落石の危険があること（図版23-2）。

3、図版21に示すように、急傾斜面には、最近の孟宗竹の切り株が無数に有り、切り株除去に際しての作業員のオノ使用が危険であること。

4、オノ使用に替えて、重機（バックホー）による除去を、東寄り部で試みたが、切り株・排土・排石の大半が下の私道に落ち、その人力による搬出に限界が生じたこと。

5、同様に、中央部と西寄り部でも重機の使用を考えたが、中・下段部の石垣内に進入した切り株も多く、石垣崩落が危惧されたため。

6、石垣～急傾斜面部は、ダム建設の土捨て時に破壊することなく埋めることはできるが、人力・重機で掘り下げることで、土捨て時やその後で、石垣全体が崩壊に至ることが予期されること。

以上の事情により、東寄り部での重機使用を中止し、付図4に示すように、石垣埋没部の検出を、一部に留めた。

また、平面図・立面図・等高線などの図化についても、同様の事情などで、写真測量・図化を縮尺1/20で実施したものである（図版4-1、24）。

(1) 石垣東寄り部

P131～P121間の東寄り部の正面図は、P161～P131間の中央部の正面図とは別途に図化されたものであるが、付図4では、両者の正面図を、P131断面線で合成して掲図した。

上記の為、P131～P121間で掲図されたものは、P161～P131方向からの正面図ではない。

なお、合成に際しては、東寄り部正面図でのP131断面図の掲図に従い、P131断面線にかかる石については、東寄り部正面図をそのまま掲図し、断面線にかからない中央部正面図の東端の石の方を若干修正した。

東寄り部の上段石垣の東端では、P111断面図に示すように、搦手門の北口筋石垣の西端同様の控え積みを検出した（図版18、19-1）が、若干の相異も指摘できる。

両者は共に、地山を2段に削平し、下から2段目までは控え積みを施さず、下から3段目からの控え積みの奥行きは、石垣面から1.2m前後を測る。

しかし、北口筋では、ほぼ各段ごとの丁寧な算木積みを施し、石材は控え積み部のものも含

めて約20cm×60cm前後の端正な転石を使用する（第6図）。

これに対し、南口筋では、算木積みを施さず、石垣面である南口筋に、各段共にそれぞれの石材面のなかで最も大きい石面を揃え、石材は控え積み部のもも含めて約5cm～30cm前後の転石を使用し、南口筋～控え積み部全体を野面積みする。

以上の特徴のなかで、共通する点は、両者が御別館構築時に、共に普請されたことを示す証左の一つとなる。

また、相異なる点は、両者が御別館構築時に、石垣の異なる機能を明確に意図して、共に普請されたことを示す重要な証左であり、両者を安易に比較して、南口筋の方が堅固さに欠け崩落の可能性が強いとの結論は、東寄り部石垣の遺存高だけでも約2.40mを測ることから妥当ではなく、このことについては、第3章で後述する。

P121断面とP111見透し図

付図4でP111（P121）として掲出したものは、P111断面図に、P121部での控え積み部掘り方～控え積み～根石前方の下段石垣地山削り出し部間を見透し図を加えたものである（図版18-1）。

なお、控え積み部近くの地山は、標高276.60mを測り、床土下の地山よりも土堤状に0.1mほど高いが、このことについては後述する。

〔上段石垣〕

水田⑧床土下の地山は、P131～P121方向軸（以下、東寄り部軸と略す）から2m以北が平坦で、標高276.50m前後を測る。

控え積み部の掘り方は、東寄り部軸から1.50m北から2段に掘り込み、下段の根石下面の標高は274.60m・最上位石上面の標高は276.78mを測り、石垣の比高差は2.18mである（図版18-2）。

さて、 $0.325\text{m} = 1\text{尺}$ 、 $1.95\text{m} = 1\text{間}$ とすれば、根石の南面～東寄り部軸間は 0.63m を測り、 $2\text{尺} = 0.65\text{m}$ とほとんど一致する。

また、石垣の南面は、標高275.62mで傾斜変換点を認め、傾斜角は上半部が 82° ・下半部が 67° を測るが、その傾斜変換点との比高差は、最上位石の上面間が $276.78\text{m} - 275.62\text{m} = 1.16\text{m}$ ・根石下面間が $275.62\text{m} - 274.60\text{m} = 1.02\text{m}$ で、それぞれ $3.5\text{尺} = 1.135\text{m}$ ・ $3\text{尺} = 0.975\text{m}$ とほぼ等しい。

さらに、傾斜変換点～東寄り部軸間は $0.325\text{m} = 1\text{尺}$ をほぼ測る。

なお、上記の傾斜変換点標高275.62mは、中央部石垣のP131断面での傾斜変換点標高と一致し、P141・161断面や西寄り部石垣のP171部での根石下面の標高とも一致するに等しい。

ところで、P131～P121間は 4.89m を測り、 $2.5\text{間} = 4.875\text{m}$ とほとんど一致する。

また、東寄り部の上段石垣の平面プランを詳細に検討すると、最上位石・根石プラン共に、

上記の4.89mの中心部に位置する石が、東寄り部軸から最も離れ（根石の中心部石南面～東寄り部軸間は0.90mを測り、ほぼ3尺=0.975mに近い）、この最上位石・根石に向けて、東寄り部石垣全体が南方へ張り出す。

以上のことをまとめると、東寄り部の上段石垣の縄張は、

1. P131-P121間の石垣長を、2.5間=4.875m規模とし、石垣の強度保持と、地形（等高線）のカーブを考慮し、
2. 石垣長2.5間の $1/2=2.4375$ m地点が、根石部で3尺=0.975m・最上位石部で0.5尺=0.1625m前面（南方）に張り出させたものである。

また、石垣の傾斜角を、敵が容易によじのぼるのを防ぎ、また、強度を加えるために、

3. 両端のP131・P121部で、根石の南面をP131-P121軸から2尺=0.65m前面に据え、
4. 下半部を、下半部最上位石の南面がP131軸から1尺=0.325m前面となる3尺=0.975mの高さまで、67°前後の傾斜で積み、
5. 上半部を、3.5尺=1.135mの高さまで、82°前後の急傾斜で積み上げたものである。

そして、中央部・西寄り部の上段石垣高を、

6. 根石を、東寄り部の上段石垣の傾斜変換点部の高さに、最上位石の上面を東寄り部上段石垣の最上位石の上面に合わせ、3.5尺=1.135mとしたものである。

〔下段石垣〕

上段石垣の根石前面に、一部流失して幅狭となる部分もあるが、ほぼ0.8m幅で地山削り出し部を検出した（図版18-2、19-1）。

削り出し部は、P121断面に見越し図で示すように、根石前面からの傾斜角が約26°で、先端部の高さは0.10m前後を測る。

この削り出し部は、P131・P141断面で後述する中段石垣を構える地山削り出し部にまで連続するものと考えられる。

また、削り出し部前方での、P111断面とほぼ同じ26°の傾斜をなす削平地山面にかけて、5～40cm前後の石が散在した。

上記の石群の多くは、P111（P121）断面図に示すような上段石垣前面に構えられていた下段石垣材で、地山削り出し部は、この下段石垣基部面と考えられる。

〔石垣前面の南口筋通路〕

前面は、東寄り部軸から3.67m南（標高272.05m）～根石南面間を、傾斜角約26°で、地山整形し、この間での地山変換点は認められない。

これに対して、P141・161断面部では、上段石垣根石から約0.8～1.4m前面に中段石垣を構える地山整形による段部を認める。

上記のことなどから、東寄り部石垣の前面には、中央部・西寄り部石垣のような中・下段石

垣を構えなかったと言えよう。

東寄り部軸から3.67m～7.60m（標高270.35m）南間は、傾斜角約35°で地山整形するが、この地山整形面をその約35°で北方に延長すると、石垣の控え積みの掘り方上端に至る。

また、東寄り部の西側の現地形の傾斜角も35°前後を測る。

以上のことから、約35°での地山整形面は、旧表土部を削平しただけの作業と言えるが、この表土部を立木と共に除去することの意図こそ、後述する、敵の頭上への落石効果を高めるためにあったと言えよう。

東寄り部軸から7.60m～7.96m（標高268.06m）南間は、傾斜角82°の急傾斜・比高差2.29mで掘り下げ、南口筋通路を設ける（図版9-1、18-1）。

なお、傾斜角82°は、石垣上半部の傾斜角に一致し、比高差2.29mは7尺=2.275mにはほぼ一致し、石垣高6.5尺ともほぼ等しい。

以上のように、南口筋道も、単に斜面部を掘削して、大手門に至る道を設けたものではなく、敵米襲撃時への構えをなしたものと見えよう。

ところで、調査前のこの道部上にもみ、檜の切り株が列をなしていた（図版9-1、15-3、16-3）。

このため、P121部のトレンチを延長して、この道を検出したわけであるが、検出後に地元の方に再確認（調査前の踏査時にも、地元の案内者に質問してはいたが）したところ、この道から1.6m下に現道を新設した際に、使用しなくなった道部に檜を植えたものとの説明を受けた。

この説明によって、検出した道は、新道を新設する近年まで、御別館に至る道として使用されていたものであることが知られたが、上述してきたような特徴から、御別館普請に伴って設けられた南口筋道であるとの結論は、妥当であろう。

(2) 石垣中央～西寄り部

〔上段石垣〕

中央部のP161～P131方向軸、（以下、中央部軸と略す）と、西寄り部のP171～P161方向軸（同、西寄り部軸）との角度は140°を測り、中央部軸と既述の東寄り部軸との角度は159°を測る。

また、P161～P131間は12.72mを測り、中央部は6.5間=12.675m規模としてよい。

なお、西寄り部は、P171～P161間の5.52mまでが遺存し、P171以北では根石すら遺存せず、その前方の斜面が盛り上がって、石が多数散在していた（図版23）。

このことについて、地元の方に訪ねたところ、御別館東方斜面の杉を戦後に切り出す際に、東方斜面からのケーブルを張り渡す塔の設置を、水田⑧部を避けて、石垣前方の斜面にしたが、

ケーブルで移動中の杉材が石垣に当たらないように壊したものと説明を得た。

また、石垣の破壊は、水田⑧の畔の破壊でもあることから、移動に支障の出る部分だけとしたとの補足説明や、付図2に示す遺存部以北の畔の形状・傾斜面の地勢などから、普請時の西寄り部の石垣の長さは、4間=7.8m規模としてよい。

ところで、上記の長さ4間規模で、中央部軸方向で構えられた石垣上からの眼下は、正に南口筋の階段部であり、この筋への構えそのものである（図版7-1、9-1、11-1）。

なお、P161から4間規模の西寄り部石垣は、地勢に従い、ほぼ現状の水田⑧西縁畔の方向で続いて構えていたものと考えられる。

さて、使用された石垣材の形状やその積み方では、正面図に示すように、南口筋の上段石垣全体での特筆すべき特徴を認める。

P141断面部以西での最上位石は、いずれも、下位の石材に比べて扁平なものばかりで、その上面標高も276.80m弱で、東寄り部各所の最上位石でも276.80m弱のものは扁平な石面を上面とする。

上記のことからも、東寄り部で既述した普請時の上段石垣上面の標高がほぼ276.78mで構えられたことが指摘できよう。

[中段石垣]

P141断面部と、P151～P161～西寄り部石垣東端部の2mに近い巨石間にかけて検出した（図版21）。

上記の巨石と、P151部の幅0.8m前後の最下位に図示した大きめの石は、共に、地山中からの露出石である。

石垣の特徴として、中位の石材には30～60cmのものを使用するのに対し、根石を含む下位・上位の石材に10～30cmの小さめの石材を使用し、石の間隙も多い。

また、P151部では、先述の露頭石上には、5～10cm大のより小さめの石のみを下位材とし、中・上位に30cm大の石を上・下に整然と積み上げる。

以上のように、通常の石垣構築技法に反する、換言すれば、意図的に破壊が容易な構えであることが指摘できる。

なお、先述の巨石の東側は、既述のケーブル塔建設時の攪乱は行われておらず、後述の下段石垣と共に、巨石以東にのみ構えたものであることをボーリング棒で確認している。

また、巨石に接する最下石下面の標高は274.03m・P141断面部東端の同下面の標高は274.52mを測り、西から東へと根石部列の標高を高め、その東への延長は、中央部石垣東端のP131根石に至る構えと考えられる。

なお、普請時の石垣は、巨石上にも積み上げ、P161・P151・P131断面図に示すように、上段石垣根石上面高にはほぼ等しい高さまで積み上げたものと考えられる。

〔下段石垣〕

P161部の巨石から東に約2m間まで検出したが、P151部やP141断面部では根石部の地山削り出しを確認したので、西寄り部～中央部の下段石垣は、既述した東寄り部根石前面の地山削り出し部へと続けて構えられていたものと考えられる（図版20・21）。

また、石垣の特徴として、使用する石材が、上位のものなどの一部を除き、中段石垣材よりもより小さい5～15cmのものであることを指摘できる。

以上のように、既述した中段石垣に加えて、下段石垣も意図的な破壊が容易な構えをなしているとの指摘が妥当であるならば、南石垣筋全体の上段石垣上にも、P161断面図に例示するような、別途の石畳が構えられていた可能性も、また不定できないであろう。

そして、南口筋石垣の、北口筋石垣との、異なる機能を明確に意図しての普請こそ、別途の石畳及び上段石垣を意図的に崩落させることにあり、中・下段石垣の構えを加えることにより、その落石のスピードは加速し、敵の頭上に至るものか。

また、中・下段石垣は、その必要に至るまでは、上段石垣を養生すると共に、落石材としても確保されていたものか。

上述のことを換言すれば、北口筋石垣下を経て搦手門に至る通路が、御別館主 黒田長溥の往来通路であったものか。

5. 搦手門の北口筋石垣

御別館構築時に、搦手（北口）門の石階段下の西口筋北第1平坦地（既述の水田⑨下部の平坦造成地）北縁に普請された、東西一直線方向の石垣（図版40、付図2）で、水田⑨北縁部の畦石垣として利用されていたものを、北口筋石垣と仮称する。

重機で、水田⑨の耕作土19Ⅳ（水田Ⅳ）を除去後、No. 82-82'・No. 83-83'を西壁とする幅1mの南北方向のトレンチ（以下、No. 82・83南北トレと略す）を設けた。

ところで、はじめに記した東西一直線方向の石垣の西端は、No. 11-91南北方向軸下まで連続するものであるが、この西端に接してNo. 86-87付近までの南北方向の別途の石積みが、一部表土20層から露出していた。

このため、No. 11-91南北軸から東に2m寄りからNo. 81-88方向までの間、換言すれば、水田⑨の北西隅部全体を面的に掘り下げた（図版40）。

そして、上記の範囲内で、No. 81-89・No. 86-87・No. 86-88の3方向で断面図を作成したので、以下の説明ではこれらを、No. 81・86・87断面と略す。

(1) No. 87断面 (第6図)

水田⑨北西隅の畔下から水田⑩北東隅の畦までの斜面で、雑な石積みを検出した。

石積部は、標高約283.20～283.40m間に1段、同約283.80～285.0m間に8段、同約285.40～286.10m間に3段の石積みが確認でき、石積みを欠く部分は、バラスを多く含む褐色粘質土18b層である。

瓦片を多く含む18a層は、石積部下だけでなく、18b層下の斜面部全体に及び、18a層下が水田⑨の整地土12b層である。

以上のことから、この石積みは、No. 51東西トレンチで既述したように、12b層で下部の水田を埋めて、水田Ⅳに拡大した際に積まれたもので、後世のものである。

なお、この石積みは、後述するNo. 81断面の北口筋石垣に接する部分では、18a層全体に遺存する(図版40-2)ことから、No. 87断面部でも同様に当初は全体的に積まれていたものであろう。

また、石垣と言うより、12b層で整地する際に排出した石材などを利用して、雑に斜面に張るように積み上げたものと思われ、北口筋石垣との混同を避けて、敢えて石積みとして説明した。

(2) No. 88断面 (第6図)

No. 87断面で検出した石積みは、18b層中にはなく、18a層でのボーリングでも確認できなかった。

しかし、既述した水田⑨のNo. 61東西トレンチでの18a・b両層面間の立ち上がり状態や、水田①のNo. 11東西トレンチのト・下2段の石垣遺存状態などから、水田①・⑨開田時には、石積み、あるいは石垣を、両水田西縁の斜面部に設け、その後、大半が崩落したと思われる。

(3) No. 81断面 (第6図)

調査の結果、御別館普請に伴って構築した東西一直線の北口筋石垣の西端であることを確認した。

なお、図版40-2に示すように、算木積み部の西の積面は、2. 御別館平坦部の西縁石垣で既述したように張り出しておらず、ほぼ垂直に整えられている。

このため、No. 81断面には、西積面から数cm奥部の断面線で図示することができた。

西端石垣の標高は、1段目の最上位石上面が285.20m、2段目の石上面が284.97m、8段目の最下位石下面が約283.0mを測る。

1段目の石は、北石面が2段目以下の北石面よりも若干南に入り、南石面の奥(南方)には

5～10cm大の石が8個確認できたが、8個の石材には瓦片を多く含む18a層が及ぶ。

しかし、2段目石の南石面の奥（南方）には、20～50cm大の石が1個だけ確認でき、この1個の南石面と地山1f層間は、小さな転石で裏込めする。

3～6段目の石の南石面奥にも、2段目石と同様の大きな石が1～2個確認でき、同様に地山1f層に則して転石による裏込めを施し、7・8段目の南石面は直接に地山1f層に接す。

また、2段目の石は、北石面が小口面で、その上面と南奥の石上面の標高がほぼ同じで、3段目以下の南奥石の積み方と異なる。

以上のことに加えて、No. 51・61・67東西トレンチでの西口筋北第1平坦地西端の標高が、いずれも約285.0mであることなどから、2段目の石が、御別館普請に伴って構築された最上段石と考えられる。

したがって、構築時の北口筋石垣西端での石垣高（標高差）は、2段目石上面が284.97m・8段目石下面が283.0mであるから、1.97mとなり、1間=1.95m規模となり、石垣の傾斜角は69°を測る。

また、2段目石以下の石垣の南奥の大きめの石群は、北口筋石垣の西端での算木積み部を、南奥で補強する為の控え積み石材であり、この算木積み部に連なる南北方向の“石垣”は構築していないものと言え、既述した4. 大手門の南口筋石垣の東寄り部石垣東端での控え積み状態と同様の算木積み取束手法を採っている。

なお、最下段石の北石面から北へ2.08mの表上がほぼ平坦であることから、構築時の削平地山北口筋通路幅の規模は1間=1.95mか。

通路以北は、谷へ向けて約45°の急傾斜である。

(4) No. 82南北トレ（第6回）

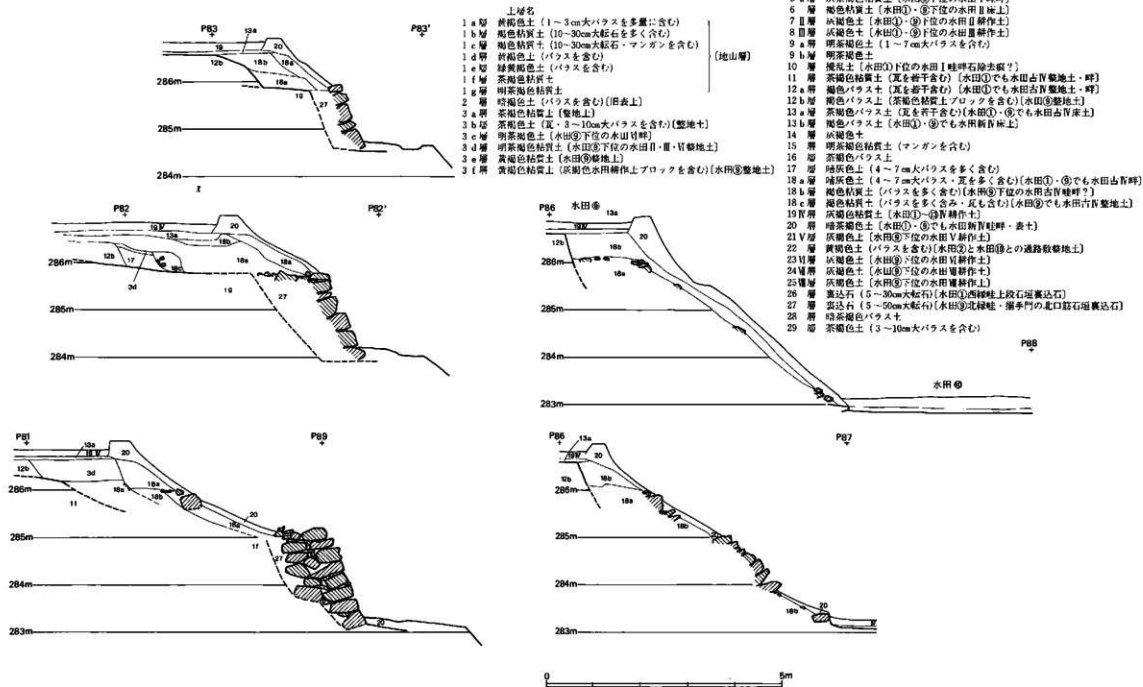
石垣の標高は、1段目の最上位石上面が285.78m・7段目の最下位石下面が約283.90mを測り、比高差は約1.88mである。

1段目石の南（奥）側には、10cm前後の転石や70cm大の大きい石材などで、地山1f間を裏込めする。

ところで、1段目石の北石面から1.64m以南の地山1fは、標高285.80m前後に、ほぼ平坦に削平され、12b層・瓦片を多く含む18a層や瓦片を含む18c層がその上位層である。

なお、上記の1.64m（標高約285.80m）の西口筋北第1平坦地北端とNo. 11～91南北方向軸延長線との最短距離は、約4.80mを測る。

また、既述のNo. 71東西トレでの水田Ⅱ下の開田のための削平地山面の標高は285.66m（同最短距離約1.25m）～286.12m（同約5.80m）を測り、最短距離1.25m～5.80m間に上記の4.8mも含まれる。



第6図 御脚館北口筋石垣 (No.81・82・83南北トレンチ、87・88) 断面図 (1/80)

以上のことから、北口筋石垣の最上段石は、造成された西口筋北第1平坦地の東西方向緩傾斜面にはほぼ一致させて積まれ、後世の水田などは、その緩傾斜面を最小限に削平して、多数の欄田を開田したものと考えられる。

上記のことは、No. 83・82南北トレ・No. 81断面での石垣構築時の最上段石上面の標高がそれぞれ285.94m・285.78m・284.97mを測り、図版47にも示すように、東端から西端に向けてほぼ直線的に標高が低くなっていることから言えよう。

(5) No. 83南北トレ (第6図)

石垣の標高は、1段目の最上位石上面が285.94m・5段目の最下段石下面が約284.50mを測り、比高差は約1.44mである。

石垣の南(奥)側には、地山1段間を小さめの転石などで表込めする。

1段目石の北石面から0.7m以南の地山1段は、No. 82南北トレと同様の標高285.80m前後で、ほぼ平坦に削平されている。

また、上記の0.7mの地山平坦部北端とNo. 11-91南北方向軸線からの最短距離は、約8.30mを測る。

第3章 おわりに

第1節 南口筋通路と御別館域の縄張について

第7図の南口筋通路の階段縄張模式図は、踏面石列(痕)1～5の各前面が、縄張定点0(仮称)から15°の放射線上に整然と配されていることを示したものである。

また、この縄張定点0(以下、定点0と略す)と真北(T、N)との関係を示すと共に、階段部構築だけでなく、第2章で既述した、石垣を含む建物などの諸施設が、この定点0を使用して構えられた可能性が強いことを示したものである。

なお、以下の説明では、既述してきたように、1間=1.95m・1尺=32.5cmを使用し、第7図のX・Y軸上には32.5cmごとの目盛りを付し、定点0を中心とする同心円上の^(3.1)弧を、6尺弧・12尺弧などと仮称し、縄張の特徴を列記する(付図3参照)。

古道分岐部通路

㉟古道分岐部通路の東端下端は、 $x=0$ 、 $Y=-12$ のP(0, -12)を通り、 $x=-7$ 、 $Y=0$ のP'(-7, 0)の踏面1の前面に至る。

①同様に、同通路の西崖上端は、P(-5, -12)を通り、P'(-12, 0)の踏面1の前面に至る。

②また、古道分岐部通路の石垣の上段石垣は、P(-6, 0)とP'(0, -6)を結ぶ線の延長線上に位置する。

なお、付図3では、上述のP'(0, -6)とP(0, -12)のみを示す。

階段部通路

以下では、踏面石列(痕)①～⑯を、単に石列①などと略す。

③石列③～⑤間の東端の各踏石材西面や、踏面1～3間の東端下端は、いずれもほぼ7尺弧上に位置する。

④また、踏面2～3間の平坦面aは、6～7尺弧上に位置する(平坦面aと踏面2との比高差は11cmを測る)。

⑤なお、石列④～⑤間の東端の各踏石材東面側の平坦面bと、踏面2～3間の東側の石抜去痕cは、共に、ほぼ5～6尺弧上に位置する。

以上の③～⑤のことから、P121断面に破線で例示したように、踏面1～石列⑤～P(0, 7)にかけての東壁には、7尺弧を下端プランとする石垣が構えられたものか。

また、上記の石垣高は、踏面7～P225断面部(付図3)南側の現水田床土下面の地山(標

高258.65m)が、後世の開田に因り若干削平されていれば、石列③の踏面(標高257.28m)からは5尺、踏面3(標高257.0m)からは6尺規模か。

④踏面7～12間の北壁下端はほぼ直線上をなすが、踏面5～6間の北壁下端はほぼ12尺弧上に位置する。

⑤踏面6の北半部で、踏面6の石列⑤寄りに掘り方dが検出され、踏面3～5にかけての西端～北端間に、弧状プランの根石や石積みが残存する(図版12-1・2)。

⑥踏面7で遺存する南側下端と、P219断面の踏面12南端の石e北面を結ぶ線は、④で既述した踏面7～12間の北壁下端プランと、ほぼ平行する。

⑦石列①～⑤-掘方d-石列⑥は、定点0から各15°の放射線上に位置するが、石列⑦～⑩は各15°の放射線上には位置しない。

⑧踏面4の西側下の水田部では、「犬鳴鉄山」の調査でB地区としてトレンチ(第2図)調査を実施して、水田下で渡岸壁様の石垣を検出し、犬鳴鉄山の「たたら職人達の生活の場である山内の一施設であったとしてよからう」と報告されていることから、階段部通路構築時には、既に現況に近い壁が、踏面1～6の西-北側には所在していたものである。

以上の④～⑧のことから、P121断面に破線で例示したように、踏面1～6にかけての西～北壁には、第7図の模式図の平面プラン(アミ部)状の犬走り様の踏面通路の路側帯状石積みが構えられたものか。

また、P219断面に破線で例示したように、石列⑥-踏面12にかけての通路南側には、模式図の平面プラン(アミ部)状の、上記同様の路側帯状石積みが構えられ、この石積み根石列の北面方向は、 $15^{\circ} \times 1.5 = 22.5^{\circ}$ 放射線と27尺弧の交点PとP'(0, 7)を結ぶ線に配したもののか。

そして、踏面7～12にかけての通路北側にも、 $15^{\circ} \times 2 = 30^{\circ}$ 放射線と24尺弧の交点Pと、 $15^{\circ} \times 5 = 75^{\circ}$ 放射線と10尺弧の交点P'を結ぶ線の上に北壁石垣根石南面方向を配したもののか。

なお、上述のように通路南・北端に根石列を配するとき、两根石列の南・北面は平行となる。

また、石列⑦～⑩の方向は、いずれも定点0からの放射線上に位置せず、踏面7～12間の各北壁方向とはほぼ直交し、踏面7～12間の踏面奥行の平均は1.355mで、踏面奥行4尺=1.30m規模としたものか。

ところで、既述してきたような縄張では、古道分岐部通路Aと階段部踏面7～12通路Bが、共に直線を呈し、両中軸線延長角は $15^{\circ} \times 4.5 = 67.5^{\circ}$ を測る。

また、上記A・Bの通路幅は、それぞれ約1.40m(ほぼ4尺=1.30m)・0.72m(ほぼ2尺=0.65m)を測り、後者は前者のほぼ1/2の狭い通路幅となる。

そして、階段部踏面1～6通路Cは螺旋状を呈し、踏面1～6前面は定点0から各15°・踏面7前面は定点0から各 $15^{\circ} \times 2 = 30^{\circ}$ 放射線角を測る。

また、上記Cの蹴上げ幅は、石列①～③前面が6尺・同④前面が5尺・同⑤前面が4尺・Y軸部が3尺を測り、前述Bの石列⑦前面のほぼ2尺幅に至る。

以上のような縄縄の特徴は、前章第2節1 (1)古道分岐部通路 で既述したP215部での御別館城界を表象する部外者禁足の2段ほどの石段を越えて攻め込む敵への構えと考えられる。

以下、上記の敵への構えを雑記する。

ア、古道分岐部通路に至った敵への構え

古道分岐部通路東壁の上段石垣下の平坦面（武者走り）や、上段石垣東側平坦地（建物を含む）からの攻撃。

イ、螺旋状階段部通路に至った敵への構え

通路幅はほぼ2尺と急に狭くなる踏面7で、敵の踏面7以東への進攻を難渋させると共に、螺旋状階段部の敵に、踏面5～P225断面間の南側平坦地（建物を含む）からの攻撃。

ウ、階段部通路（踏面7～12）～緩傾斜面通路～急傾斜面通路に至った敵への構え

上述の平坦地や南口筋石垣上からの攻撃。

なお、第3図や模式図には図示していないが、踏面6～7の北壁下半部に遺存した石垣（図版11-1、14-1）の傾斜角は、削平地山北壁の傾斜角57°とほぼ等しいものか。

上記の傾斜角は、前章第2節4 南口筋石垣 で既述したように、南口筋石垣上からの階段部通路などに至った敵頭上への落石攻撃を考慮したものか。

御別館城（第7図②～⑤・付図2参照）

②定点0と、P14（前章第2節3 (2)で既述した西口筋南第1平坦地の西縁南端）と、大手門の東側張出部南面石垣の最上段石東端を結ぶ線は、直線となる。

③定点0から $15^\circ \times 2 = 30^\circ$ の放射線は、P112 同4 (1)で既述した南口筋石垣東寄り部の最上段石東端）と、西口筋南第2平坦地の西縁南端（同3 (4)で既述）と、大手門の西側張出部南面石垣の最上段石東端を結ぶ線とはほぼ一致する。

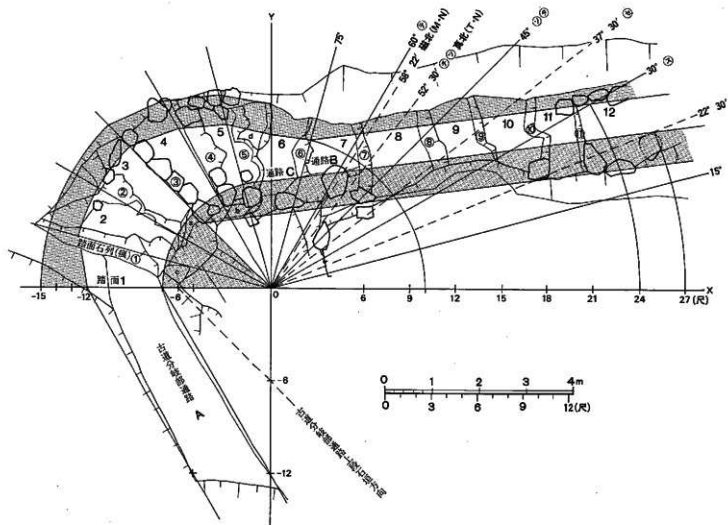
④定点0と、P113の南口筋石垣東寄り部西端と、大手門の西側張出部南面石垣西端（同2で既述の御別館平坦地の西縁石垣南端）の最上段石を結ぶ線は、直線となる（定点0から $15^\circ \times 2.5 = 37.5^\circ$ の放射線と一致するものか）。

⑤定点0から $15^\circ \times 3 = 45^\circ$ の放射線は、南口筋石垣西寄り部復原長（同4 (2)で既述）の1/2地点と、搦手門の西側張出部北面石垣西端の最上段石を結ぶ線とは一致する。

⑥なお、上記の放射線は、南口筋石垣と共に構えられた西口筋第3平坦地（同3 (9)で既述）の西～南側急傾斜面間の稜線ともほぼ一致し、西寄り部石垣はこの稜線にほぼ直面する。

⑦定点0から $15^\circ \times 3.5 = 52.5^\circ$ の放射線は、座標北（G、N）にほぼ一致し、真北（T、N）に一致する。

⑧上記の放射線は、南口筋石垣西寄り部の復原西端と、西口筋南第2平坦地の西縁北端と、



第7圖 御別館南口筋通路〔階段部〕模式擴張圖 (1/80)

北口筋石垣の復原東端を結ぶ線にはほぼ一致する。

⑦定点0から $15^{\circ} \times 4 = 60^{\circ}$ の放射線は、北口筋石垣西端の最上段石西端（西口筋北第1平坦地の西縁北端）とはほぼ一致する。

以上の②-⑦のなかで、特に④のことから、既述してきた御別館城の縄張りが、真北を縄張基軸とし、縄張り定点0を基点としてなされた可能性が著しく強いと推納してもいいものと考ええる。

そして、御別館城防御の第1生命線こそ、南口筋通路であると共に、その最大の攻撃拠点こそが、南口筋石垣を構える西口筋南第3平坦地（建物・石畳などの施設を含む）であったために、既述してきたような古道分岐部～階段部～緩傾斜面部通路、そして、また、南口筋石垣への入念な縄張りがなされたものと考ええる。

第2節 御別館の調査成果と関係文献史料

御別館に関する文献史料については、本書付編で言及されているので、以下では、付編で紹介された諸文献（したがって、文献註を略す）の記録内容のなかで、主に調査成果に関するものについて、若干の検討をする。

1. 御別館平坦地

本書で説明してきた「御別館の調査」は、前章第1節で既述したように、県営大鳴川治ダム建設に因る排上置場〔第2図（6～7頁）中のアミ部〕を調査対象地としたものであった。

したがって、調査対象地区外である御別館平坦地の建物などの遺構の有無については不明である。

また、御別館平坦地に建てられた11代藩主黒田長濤の居屋・附属の建物や大手門・搦手門など諸施設については、「明治廿六年四月十日付 松原方直外二人連署書翰 眞藤利明宛」中の「文久四子年大鳴谷御別館取速坪割圖并附属之野原見取圖」（以下、「見取圖」と略す）に図示されていたと思われるが、残念ながらこの「見取圖」の所在が不明で、諸施設の詳細も不明のままである（付編16頁参照）。

なお、居屋に関しては、「清賀文書」中に、「一、御館間取凡二十五間 御居間八疊右余は武十疊拾八疊四疊半迄」との記載があり、文中の「御居間八疊……四疊半迄」の4部屋の畳数の

合計は50.5畳となる。

同文中の「御館間取凡二十五間」については、これを上記4部屋の間取り全体の広さ(50.5畳)を、1間=2畳敷の広さとして約25間=約50畳と記したものと解することも一部には可能である。

また、「御館」なる建物が、大略5間×5間の方形プランを4部屋の間取りしたものであることを記したものと解することも、一部には可能である。

ところで、同文書中には「一、御館地……(中略)田五神之森際迄掘持出候趣」との記載もあり、御別館平坦地を造成するために、「田五神之森際」まで地下げを行っている。

踏き取り調査では、「田五神」を祭った小社の現在地は、付図2の標高306.22-306.43mの平坦部であるが、旧在所はその西側下の同298.31mの平坦部であったとの説明を得た。

旧在所の平坦部西縁が、現在の御別館平坦地(標高294.79m)の東側上端であることから、上述の「田五神之森際」は、ほぼ現状の旧在所西縁としてよく、西縁との比高差が約3.5mもある御別館平坦地東縁も同様に旧状をほぼ示すものと考えられる。

以上のことから、付図2の1/200原図で、御別館平坦地(大手門南側張出部・搦手門北側張出部を含む)の面積を測ると約2,294㎡となり、御別館平坦地の東-西間(平坦地東縁-西縁部石垣間)と南-北間(南側急傾斜面上端石垣平坦地北縁間)は、共に約49mを測る。

上記の約49mは、1.95m=1間とすれば、1.95m×25=48.75mとほぼ等しく、前述の「御館間取凡二十五間」は、この御別館平坦地が約25間×25間の規模であることを記したものと解すべきであろう。

2. 西口筋平坦地と南・北口筋石垣

御別館平坦地の西縁石垣下の水田①-③の諸水田部では、西口筋平坦地と南口筋石垣・北口筋石垣を検出したが、西口筋平坦地に構えられたと考えられる建物の遺構は確認されなかった。

おそらく、西口筋平坦地を後世に、多数の狭い欄干に開山する際に、礎石やその根石・掘り方を除去・削平したためと考えられる。

ところで、「清賀文書」中には、先述の「一、御館地……(中略)池上田五神之森際迄掘持出候趣」に続けて、「一、此池の三段に御開上御長屋中御馬屋下御茶屋御建方之趣」や、「池當時埋に相成追而御掘立之御都合相見へ申候」などの記載がある。

上記の記載は、「田五神之森際迄」削平して、造成前の御別館平坦地に所在していた「池」を埋め、「此池の下(御別館平坦地の下……筆者註)」にも、更に上・中・下の3段の造成地を設け、それぞれ「御長屋」・「御馬屋」・「御茶屋」を構えることを記したもので、検出した西口筋南・北第1平坦地部(水田①・②部)を上段、同西口筋南・北第2平坦地部(水田②・

⑩部)を中段、同西口筋第3平坦地部(水田⑧部)をF段と考えるものである。

なお、明治期の『地籍図』では、水田①・⑨・⑩部が水田、⑧部が畑に分筆され、これ以外の水田部は分筆せずに水田として図示されているので、上述の造成地は、上段が水田①部・中段が水田⑨部・下段が水田⑩部と比定すべきかも知れない。

しかし、前章第2節4 大手門の南口筋石垣 既述したように、西口筋第3平坦地西縁～南縁部の南口筋石垣の御別館域での位置やその構えからして、この石垣内側には平坦地を造成して「出丸」としての建物などの施設を構築するが故に、対外的には意図的に単なる「御茶屋」と称したものと考えるものである。

また、「出丸」が故に、西口筋北第1・2平坦地(水田④・⑩部)と同様の規模(面積)に造成し、その南口筋石垣も人念な縄張がなされたものと考えられる。

第3節 御別館域について

御別館平坦地(城内)の面積は、前節で既述したように約2,294㎡を測るが、同様に付図2の1/200原図で、御別館平坦地の、西縁石垣裾～大手門南側張出部石垣裾～南側急傾斜面上端石垣裾～東側削平面上端～北側急傾斜面上端～猪手門北側張出部石垣裾の範囲(御別館内郭部)の面積は、約2,642㎡を測る。

また、御別館の西側諸水田①～⑬の総面積は約5,338㎡を測る(表2)が、御別館平坦地西縁石垣裾～西口筋南第1・2平坦地南側削平下端～南口筋石垣(上段部)裾～西側急傾斜面上端～西口筋北第2平坦地削平下端～北口筋石垣裾の範囲(御別館外郭部)の面積は、約7,480㎡を測る。

上述のように、御別館なる城郭を「山城」としてより堅固なものにする為に、山内地形を人為的に改変した御別館内(約2,642㎡)・外(約7,480㎡)の総面積は、約10,124㎡に及ぶものである。

ところで、広義の御別館域を、「大鳴御別館築城由来記」(『藤嶋利平文書』)中に「大鳴谷エ御別館御築御持立ニ相成候ニ付テ福岡ヨリ軍學者」が「大鳴谷中之内御山々谷々郡境村境至ル迄一切御要害之為御見分ニ相成居候」と記載されているように、「要害」の地である「大鳴谷」山内全域とし、狭義の御別館域を、前述の御別館内・外郭の、東口筋が御別館平坦地の東側削平面上端東西方向延長筋、南口筋が往来谷、西口筋が大鳴川、北口筋が池の谷の各筋(付図1参照)で囲まれる範囲(第2図の1/1,000原図で約26,560㎡)の山内(地形)域とすれば、本

書で既述してきた「御別館の調査」は、狭義の御別館域の一部に限るものであった。

「県営犬鳴川治水ダム」建設に伴い、広義の御別館域である「犬鳴谷」山内は大きく変容し、狭義の御別館域も御別館内郭部を除き、「排土捨場」として埋没した（付編55頁写真参照）。

ダム建設は、犬鳴川の治水の目的と共に、「若宮・宮田工業団地（約219ha）」への工業用水確保のためとも関く。

御別館の調査を、筆者力量不足で不十分のまま終え、本報告書を作成する間、上記の工業団地に「世界のトヨタ」の自動車工場進出が決定し、現在、工場関連諸施設建設の機音が聞こえる。

「犬鳴御別館」なる黒田五十二万石の「隠れ城下」が普請され、歴史は犬鳴川の流れと共に百余年、「企業城下」の普請である。

註

註1 筆者は、黒田藩の筑前六浦城の一つである鷹取城（慶長6年～元和元年（1601～1615年））を1988年（昭和63年）に発掘調査し、検出した建物礎石配置から、 $1.95\text{m} - 1\text{間} \cdot 32.5\text{cm} = 1\text{尺}$ の柱間平均値を得た（馬田弘稔編「筑前鷹取城跡Ⅲ」（『直方市文化財調査報告書』第10集、直方市教育委員会、1989年））。

御別館と上記の鷹取城との普請の時期差は大きいが、両者が共に黒田藩の軍学の手によって普請されていることなどから、一応、本書でも上記の平均値を使用した。

註2 飛野博文「犬鳴鉄山の調査」（馬田弘稔編「犬鳴Ⅱ」（『福岡県文化財調査報告』第94集、福岡県教育委員会、1991年））

圖 版



1. 犬鳴御別館と犬鳴谷（調査前）（北上空から）



2. 御別館と南口銘石垣（西上空から）



1. 犬鳴御別館と水田①-⑯ (調査前) (西上空から)



2. 同 (各トレンチ位置) (同)



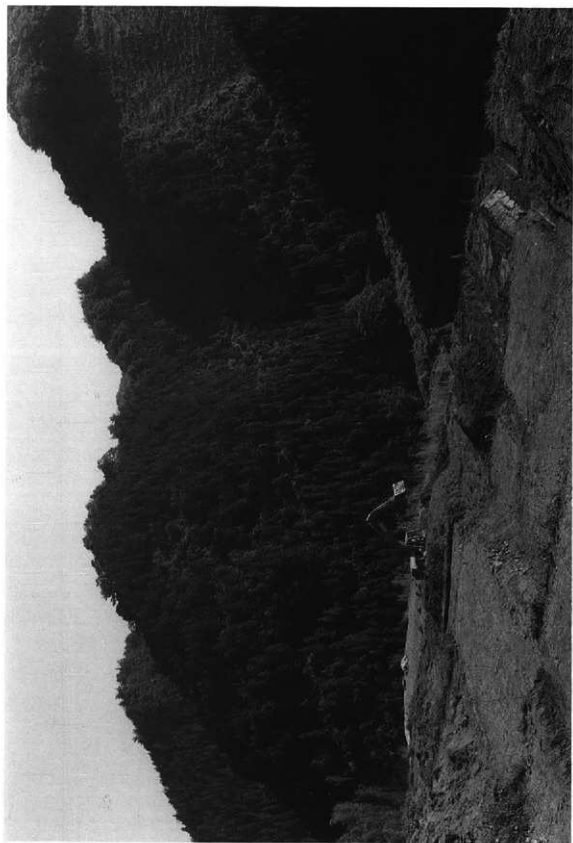
横野館之西園地埋藏遺蹟 (西から)



1. 水田⑧から犬鳴谷南口筋を望む（北から）



2. 水田⑧から南口筋石垣を望む〔写真測量作業風景〕（同）



水田⑨からいらぎ谷を望む（北東から）



水田①からあなぐら谷を望む (南東から)



1. 南口筋通路と南口筋石垣（南から）

2. 南口筋通路（古道分岐部）（同）



1. 南口筋通路【階段部】（東から）

2. 同（同）



1. 南口筋通路・南口筋石垣と西口筋第3平坦地（東上空から）



2. 南口筋通路（古道分岐部、階段部）（同）



1. 南口筋通路【古道分岐部～階段部】（北から）

2. 同 【階段部】（西から）



1. 南口筋通路から南口筋石垣を望む（西から）



2. 南口筋通路（階段部）（同）



1. 南口筋通路（階段部）（西から）



3. 同（同）（同）



2. 同（同）（西）



4. 同（同）（北から）



1. 南口筋道路（縦断面部P219・225・227・229・231）（西から）



3. 同（同P219）（北から）



2. 同（同P219・225・227・229・231）（東から）



4. 同（同）（東から）



1. 南口筋通路〔階段部〕(南から)



3. 同 〔階段部 P 219 と 傾斜面部 P 226〕 (同)



2. 同 〔同〕 (同)



4. 同 〔階段部〕 (同)



1. 南口筋通路と南口筋石垣 (南から)



3. 南口筋通路と南口筋石垣 P121 (西から)



2. 南口筋通路 [階段部 P219～緩傾斜面部 P225] (南東から)



4. 同 [緩傾斜面部 P225] (南から)



1. 南口筋通路とNo.16・17南北トレンチ(西から)



2. 南口筋通路(同)



3. 同(緩傾斜面部P 229・P 231と急傾斜面部P 421)(東から)



水田③から南口筋を望む（北東から）



1. 南口跡石垣と南口跡通路（東から）



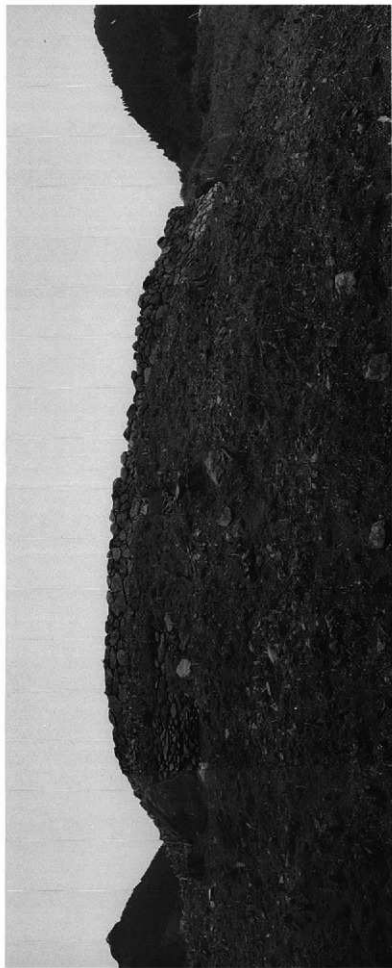
2. 南口跡石垣 【東寄り部の控え積み状態】（同）



1. 南口筋石垣【東寄り部】(南から)



2. 同【同】(北から)



南口跡石理全景（南から）



南口跡石垣（中央～西寄り部）（南から）



1. 南口筋石垣〔P151 - P161〕(北から)



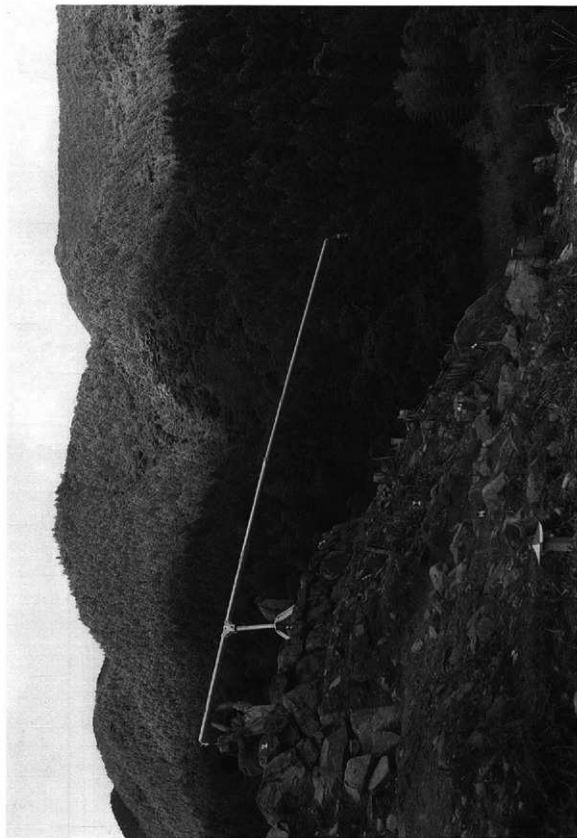
2. 同 〔P141 断面部〕(同)



1. 南口筋石垣 [西寄り部] (南から)



2. 同 [同] (西から)



南口勝石垣の写真測量作業風景（西から）



1. 水田① [No.11東西・14南北・16南北・17南北・21東西トレンチ] (西上空から)
 2. 同 [No.21東西トレンチ] (東上空から)



1. 水田① [No.11東西・14南北・16南北・17南北トレンチ] (北上空から)
2. 同 [No.16・17南北トレンチ] (同)



1. 水田① (No.16・17南北トレンチ) (北から)



2. 同 (No.17南北トレンチ) (西から)



1. 水田① [No.17南北トレンチ] (東から)



2. 同 [同] (南東から)



1. 水田①と南口筋通路 (西から)



2. 南口筋通路 [No.17南北トレンチ] から犬鳴川を望む (東から)



1. 水田① [No.11東西・14南北トレンチ] (北上空から)



2. 同 [同] (北東から)



1. 水田① [No21東西トレンチ] (西から)

2. 同 [同] (南から)



1. 水田① [No.21東西トレンチ] (東から)



2. 同 [No.31東西トレンチ] (北から)



1. 水田① [No.31東西トレンチ] から水田②・③・いちぎ谷を望む (東から)



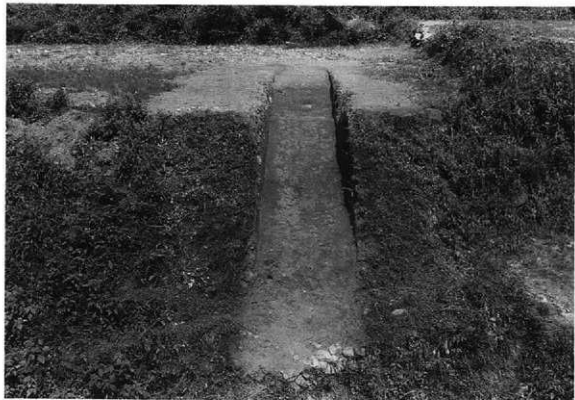
2. 同 [No.31東西トレンチ] (西から)



1. 碑別館から№41南北・51東西・61東西トレンチ・いらぎ谷を望む(東から)
2. 同 №71東西トレンチを望む(同)
3. 同 №82・83南北トレンチ・北口筋石垣を望む(同)



1. 水田① [No.41南北トレンチ] (北から)



2. 水田② [No.51東西トレンチ] (西から)



1. No41南北トレンチからいちぎ谷を望む（東から）



2. 水田⑨からNo51東西トレンチを望む（東から）



1. 水田⑨から№71東西トレンチを望む(東から)



2. 同 (同)



1. 水田① 【№61東西トレンチ】から御別館搦手門の西側張出部石垣を望む（西から）
2. 水田② 【№61東西トレンチ北壁】（南から）



1. 御別館彌手門の巖出部石垣と階段（西中空から）



2. 同（西上空から）



1. 北口筋石垣 (西中空から)



2. 同 (西上空から)



1. 御別館溜手門の石垣・北口筋階段（北西から）



2. 同 (同)



柳別館藩手門の石垣（北から）



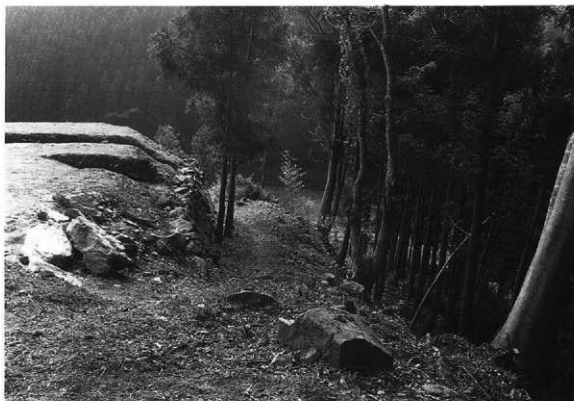
1. 御別館搦手門の石垣 (南から)



2. 御別館搦手門の西側張出部石垣から北口筋階段・通路を望む (南東から)



1. 北口筋階段から北口筋石垣・通路を望む（東から）



2. 同 (同)



1. 御別館権手門の東側張出部から北口筋石垣・通路を望む（南東から）



2. 北口筋石垣・通路（東から）



1. 北口筋石垣と№82・83南北トレンチ (南東から)



2. 北口筋石垣 [№81南北・87東西・88東西トレンチ部] (南から)



1. 北口筋石垣・通路と№82・83南北トレンチ（北東から）



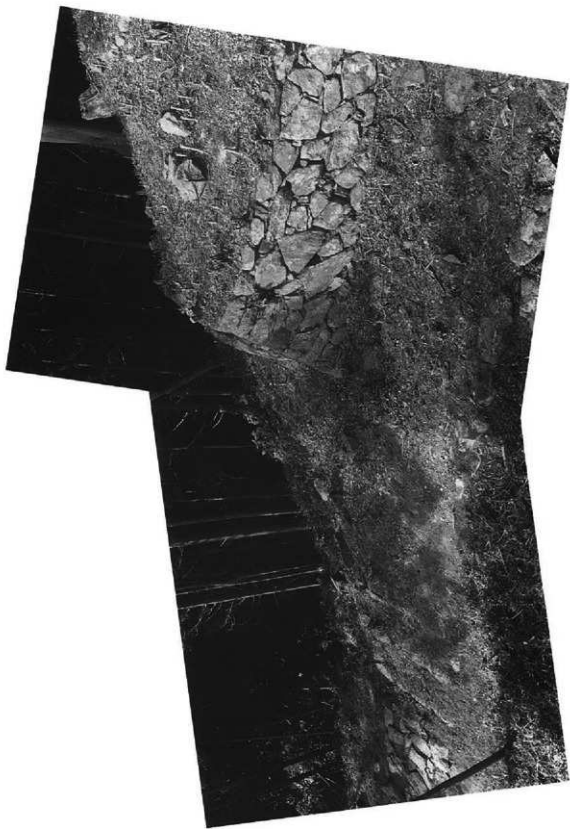
2. 北口筋通路から北口筋石垣・御別館勝手門石垣を望む（北西から）



1. 御別館揃手門石垣【繁茂する葛・竹・草類除去前】(西から)



2. 同 【同除去後】(北西から)



柳別館勝手門の東側張出部西面石垣・北口筋階段（西・南から）



1. 御別館勝手門石垣と北口筋階段（北西から）



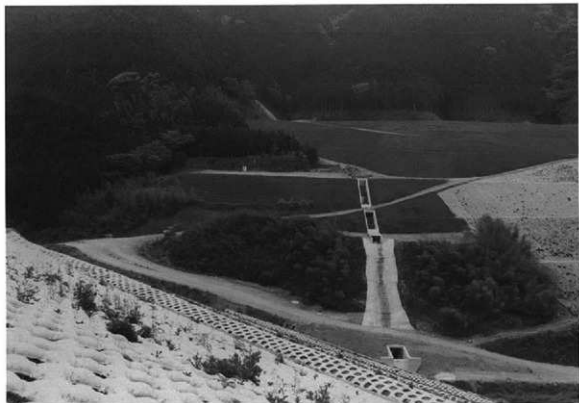
2. 御別館勝手門石垣と北口筋石垣控え積み（同）



1. 北口筋階段 (西から)



2. 同 (南から)



犬鳴御別館遠景



犬鳴御別館近景

〔参考文献〕

- ① 福岡県教育委員会「犬鳴Ⅰ」一九九〇
- ② 同 「犬鳴Ⅱ」一九九一
- ③ 鞍手郡教育会「鞍手郡誌」昭和九年
- ④ 「筑前国筑風土記」
- ⑤ 川添昭二・福岡古文書を読む会校訂「新訂黒田家譜」
- ⑥ 「筑前国筑風土記附録」
- ⑦ 「筑前国筑風土記拾遺」
- ⑧ 「筑前名所図会」
- ⑨ 「福岡県地理全誌」
- ⑩ 福岡大学研究所「御仕立炭山定」福岡大学研究所資料叢書第二冊 昭和五三年
- ⑪ 山田秀「福岡藩における商品流通統制の一考察」『西南地域史研究』第6輯 一九八八
- ⑫ 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館「大分県の諸職」——大分県諸職関係民俗文化財調査報告書—— 一九八七
- ⑬ 吉積久年「近世」『宮田町誌』 昭和五三年



加藤司書忠魂碑

- ⑭ 中山平次郎「筑前国犬鳴谷に於ける高原五郎七の製陶址」『考古学雑誌』五卷八号 大正四年
- ⑮ 副島邦弘「北部九州における近世古窯跡の研究——福岡県鞍手郡若宮町犬鳴所在犬鳴焼窯跡について——」『東アジアの考古学と歴史』 昭和六二年
- ⑯ 島田寅次郎「福岡藩の栗園」『筑紫史談』第五五集 昭和七一年
- ⑰ 北九州郷土史研究会編「真名子鉄山発掘調査報告書」 一九六九
- ⑱ 福岡県「福岡県史近世資料編福岡藩町方」 一九八七
- ⑲ 司書会編「加藤司書伝」 一九三三初版
- ⑳ 高田茂廣校註「見聞略記」 一九八九

一鞍手郡下村之内字力丸東尾平西尾平御山之内御仕組葺山御存立

ニ御座候処者葺山見ケメ取締ハ支配人ハ

下村之内力丸

山ノ口 安藤孫七エ

御中付ニ相成居候事

右同人ハ葺山御仕組御用ニ付一切之事引受ケ御上納方相納メ候

条

但シ安政二年ハ萬延九年迄ヲ年間中之事ナリ

メ

一鞍手郡宮田村之内字千石笠城御山内ニテ御葺山御仕組御用御存

立ニ付テ御葺山見ケメ取締リ支配人ハ

福岡善吉中洲

植木屋

藤兵衛立

御申付ニ相成候事

右同人ハ葺山御定法惣度相守リ上ニ御上納方ハ一切相納メ候条

也

右年号ハ安政元年ハ元治元年迄之事

一御役人ハ大鳴葺山御詰方役人ト同様事也

メ

一鞍手郡上頓野村御山之内葺山御仕組御用御存立ニ相成居候事

並ニ

一同郡永瀆寺村内ケ想御山モ御葺山御仕組之御存立ハ

一安政三年ハ元治元年迄ヲ年間中之事

御詰方之御役人ハ大鳴葺山御詰方御役人ト右断也

一粕屋郡猪野村御山之内字轟谷不残字シクメキ谷御山之内ニテ葺

山御仕組ニ付テ御存立ハ ○安政二年ヨリ御始メ相成居候事

御葺山御用ニ仍テ山所取締リ見ケメ人ハ猪野村役人

庄屋 田鍋千兵衛

組頭 田鍋仁兵衛

山ノ口 城戸善七

組頭 田鍋清次郎

右御葺山一切上ノ御上納共御申付ニ相成ニ付テ同人共ハ惣度春

秋両度ノ葺出来高ニ仍テ御上納可致候事

此御時代西粕屋宗像阿郡之

御山奉行ハ

小野嘉左衛門

並ニ阿粕屋郡宗像阿郡 御山方御役所役人ハ猪野村御葺山見ケ

メ之為御出勤ニ相成候事

中村茂吉

名子屋次作

熊本小四郎

一此兩人が買受ケ致候ニ付

右柏屋郡養栗村福田屋郡鳴次良吉エ譲渡し尤上ニ葺上納之儀

御山奉行

並ニ御山方御役所御立会上

御上納方屹度引請不都合次第無御座様ニ御定法通り相守リ候事

郡島次郎吉

但し上ニ願通り御決濟之上ニ相成居候

一御葺山取締見ヶ為ニ次郎吉ノ代理トシテ姪浜方

三嶋屋利吉カ入込候事

一是ハ河原川内御山御弘下立木

犬鳴谷百姓中モノエ求助トシテ御決濟相成候御山ニテ当谷モノ

格別ニシテ難有仕合奉存上候

右豊後國佐伯郡床木村住人

御手洗尉吉エ

儲ニ立木悉皆亮渡し候処方相違無御座候是ハ文内平六二人ノ請

持分ヲ除リ事

谷○水落谷○

一万延元年庚申年秋八月に鞍手郡乙野村御山之内轄谷○大谷○荒

右犬鳴山同用ニテ葺山御仕組上ニ御上納ハ犬鳴葺山同一御出願

仕候処御決濟ニ相成リ候

葺山仕組之儀ニ付願人ハ

犬鳴谷庄屋

篠崎文内

犬鳴谷山ノ口

藤嶋平六

稲光村庄屋

安永吉郎

金生村庄屋

石井直助

金生村

石井藤兵衛

乙野村

梶原權藏

一鞍手郡黒丸村御山ノ内山瀬御山モ

右同斷御仕組御用ニ付支配人同人共之事

右同年元治元年甲子春迄共同ニテ葺山存立ニ付元治元年甲子

二月に

文内

平六

此二人共同相止メ候事

國藏

山岬

小十

山岬

弁太

山岬

喜代吉

山岬

伊作

山岬

繁太郎

山岬

仲平

山岬

友吉

一犬鳴山葺山元方引受人

大鳴庄屋

篠崎文内

同谷山ノ口

平六

右御山奉行元方引請吟味致様ニト御遣被仰付候事

一葺山之春秋ニ葺出来候節ニ御詰方

一御役人交代御出勤之事

御山方役所

小室大助

安松太平太

入江與七

桑山源三良

村井惣吉

山本直平

一此御時代山

御山奉行交代

関善之進殿

吉村半太夫殿

藤井與市殿

加藤平四郎殿

長浜半右衛門殿

一安政元年より慶応三年迄

但し文久二年壬戌六月より

粕屋郡篠栗村 福田屋

郡嶋次良太

右犬鳴山葺山ヲ相談仍テ

篠崎文内

藤島平六

割谷○人參谷○下り谷○（ついで）杉葉谷○（伏見）伏見谷脇田電左右○登り尾

○左ル上○梅ノ木谷○

右向所御仕組御用ニ付追族仕候処

一御決濟ミ被仰付候ニ仍テ葺木年々伐木ヲ致候葺仕立方之事念頭

ニ

一御山奉行の精々御達方ニ相成ニ付

尤葺仕立方之節春ハ時候ニテ出来候秋葺ハ其時氣候ヲ以（能）能ト

相作り候事

但シ春秋ニ季葺出来候節者遠賀鞍手面郡御山方御役所福岡之

木役所也 犬鳴谷葺山御吟味之為ニ御山郡ニ相成候ニ付

但止宿元ハ同谷

山ノ口 平六方

御詰方之事

一 炙リ木屋製場ニ所其所々ニ木屋ヲ立

一 往來谷ニ葺炙リ木屋老軒

多々羅谷エ葺炙リ木屋老軒

一 割谷山神エ葺炙リ木屋老軒

一 權兵衛屋敷ニ葺炙リ木屋老軒

一 脇田電ノ向嘉七木屋谷口老軒

一 左々ノ上片平エ葺炙リ木屋一軒

一 葺山葺仕立方人夫山子居宅家ハ平六六（六）屋敷ノ上ニテ

一 長サ拾老間

一 横カ貳間半

押入三尺下間附

但シ中庭ニ間有り

一向三間半横ニ間半御役所間

一 葺山頭梁者

柚頭

伊三郎

柚頭

利之吉

柚頭

皆吉

柚頭

峯次郎

柚頭

作次郎

柚頭

利八

柚頭

實五良

柚頭

今村和藏

右一同ニ犬鳴谷エ入込弥約束相極マリ

山ノ口

平六方ニ

宿元ヲ致候事

一河原川内ニ住居家ヲ作ラレ入込候処者

一山代金

弘込ニ相成候事

右当秋右算山ヲ同人相始メラレ候ニ付河原川内ニ於テ算木材木

致候

但シ人夫ハ

豊後国佐伯郡床木村人

及

同 国南海部郡津久見村人

数多雇入召仕候事

一算木之外木ハ

惣テ炭ニ焼立之事

此外ニ松ノ木少々ハ

柏屋郡久原村穴口

和平殿

同 同

久次郎殿

一二人ニ壳渡しニ致事

一松ノ木代金

一安政二年丁卯年三月

一犬鳴谷之内 ○多々良谷方〇片平〇往来谷

一〇ノ木谷〇辰谷〇

ノ木

御山所之内 立木楮木〇椎ノ木〇楠ノ木〇ヲモノ木〇乃具ろみ

ノ木

右種木算山仕組之為ニ御出願仕候処

一基御山之木代金ハ

一御上ニ相当御上納ニテ御出願候処

御決濟ニ被仰付候

但し遠賀被手両郡御奉行方

一上ニ御取次ニ相成候事

尤立木代金ハ

其年々之算出来高志箱ニ付

一正金三步

御上納被仰付候事

但し椎算志箱斤数正味六拾斤入改之事

一又安政六年己未年ニ当山之内

御役所

一 遠賀鞍手 御山奉行

御役所共

一 犬鳴谷河原川内御見分爲御出郡ニ相成同所ニ御入込ニ付御見分相濟ミ候事

但し犬鳴谷庄屋方ニ同夕御泊座ニ相成候事

一 同年三月上旬ニ御決濟ニ被仰付候事

一 河原川内御山立木炭材木^一ニ一切売立方ヲ

庄屋

文内

山ノ口

平六

右兩人請持売立方仕候ニ付

但し此山所立木売立方之世話人

一 上座郡志波町 鍋屋

文市

一 右同人山商売之人ナリ

一 山師ニテ格別之御世話ニ依テ立木売附方致

一 豊後国佐伯郡床木村 住人

御手洗 丈吉ト云

一 一人ニ御世話ヲ被下候ニ付

一 此同人ハ佐伯郡ノ内床木村天下領地ニテ

一 天領之人成リ

一 同人ハ豊前国田川郡ノ内彦山村ノ附近ニ

一 テ岬山商売被致候処

一 同人宿元ハ豊前国田川郡中願寺村

庄屋

彦太郎殿

一 方エ定宿被致候ニ付

一 此知縁ヲ以テ鍋屋文市殿方

一 御手洗丈吉殿エ売附方ヲ格別之世話ヲ致シニ付同人丈吉殿方

一 川原河内山立木ヲ買受ニ相成候処同人之

一 金主ハ

豊前国中津

浜田屋

長兵衛殿

一 丈吉山買受代金万事一切引請世話ヲ致候

一 安政元年癸寅三月十八日方

一 御手洗對吉殿並ニ

中津町

浜田屋長兵衛

代人トシテ

十二月廿二日

肥塚次郎右衛門殿

(2) 推算

並ニ御役所

半田 利三

外 御役所

藤野 孫六

一 遠賀鞍手当郡御山奉行

兵膳八郎殿

並ニ御役所

牧 貞三

熊田 太六

山本直平

鞍手郡若宮触大庄屋

黒丸村

安永權次郎

同郡 犬鳴谷庄屋

篠崎文内

同 谷組 頭

長次郎

同 谷 山ノ口

平六

同 谷 山ノ口

兵七

一 右御郡御奉行

一 辨安政元年甲寅秋八月ヨリ

犬鳴谷之内河原川内工算山存

立及ニ付夫も追々拾參ヶ年

間茸山椎算製造之由來書

送り録

一 筑前国鞍手郡犬鳴谷ニ

一 嘉永六年癸丑秋八月ヨリ

一 当谷之内河原川内御山立木不残

一 犬鳴谷百姓中之御求助ニ付御私下ケ

一 御出願仕候処安政元年甲寅ノ二月

一 上旬河原川内御山所実地御見分ニ

一 当谷之内河原川内御山立木不残

一 犬鳴谷百姓中之御求助ニ付御私下ケ

一 御出願仕候処安政元年甲寅ノ二月

一 上旬河原川内御山所実地御見分ニ

一 遠賀鞍手両郡々奉行

④一筆申入候、牧坂吉作殿犬鳴谷電所爲見分、来ル廿二日猪野村泊リ、翌中三日猫ノ谷通江相越候、主宿手等手当可有之候此段申入候 以上

牧坂吉作殿

上下

役所卷人

炭役所印

二月廿日

脇田村庄屋

次市殿

同廿二日 猪野泊リ

同廿三日 犬鳴谷泊リ

⑤大急キ以申述候、然モ先知事様江献金一条ニ付申談御用有之候条、明廿八日極々早朝組頭山ノ口組頭取中不殘脇田村先役場江御帶方可被成候、下拙夜込ニして同方出勤相持居候条、必無御延引御出方可被成候、尚亦明日者八幡宮角力興行ニも候間、必早出昼前ニ御用相仕廻申度割銀無延引堅御出方可被成候、八才御「可申談候 以上

八月廿七日 夕

⑥犬鳴谷奥崎文内御扶持方米並谷足輕被下米之儀申出有之候得共、是迄当局方取次不申候ニ付惣郡局江直ニ申入候様御申談可被遣候、此段申述候 以上

本政

本政

郡

郡局

九月十二日

福丸出張

御郡局

⑦

犬鳴谷

百姓

平六

今般詮議之上、居村山之口役申付御法筋相守御山繁茂候様出精可相勤候、勤方之儀、御山奉行得差岡入念可相勤候事

⑧ 請取

一、かたすミ 五俵

右代錢並駄賃とも大庄屋元方受取可申候

鞍手

郡代役所

一、御山所火用心入念、御制禁之条々製之儀無之様可致事

一、一ヶ月式竈充堅く焼立可申候、勿論炭祢らし入念可申候事

一、一季中ニ而焼立方不情之者有之候^{口ハ}、竈人取揚候条其旨相心得居可申候事

一、竈場度々勤場役江申届、見^口受可申候事

一、御焼立炭之内、聊彦狼ヶ間敷儀無之様相心得可申候事

一、樞炭宍俵掛目八貫貳百目ニ而、附出之者江相渡可申候事

但当木手細く割木武本ニ而宍本ニ竈人各元附出之者相記、

俵^口柴ニ百念頃ニいたし炭出不申様六ツ掛ニして上^ノ繩三

ヶ所丈夫ニ相仕立可申候、当木ニ上かし中樞ハ相記置可申

候事

一、竈打替之節、前^ノ廣ニ申出見分之上指図を受可申候事

一、勤場役^方附出之者江、紙札ニ俵数相記相渡候を目当ニ炭可相

渡候事

一、御山樞炭ニ伐立候内、楠銀杏樞木之直木立込居候ハ、残置可

申出候事

一、山所ニ依而竈掛不直と茂、残木無之様一件ニ伐立可申候事

右之条々堅く相守可申候事

郡方漆役

炭方受持

寅九月

竈人中江

②人參谷焼立分猪野山内之者^口書^口伐^口被仰付候様兼而中出之

末、同村^口も差支筋有之候間付^出受持出来不仕候趣一昨廿六

日申^心相成候処、今日上樞拾三俵付寄仕候如何之都合ニ御座

候哉取調子否申出可有之候、此段及掛合候、以上

炭役所^印

正月廿八日

竈人頭取

平六殿

③竈人要八竈所焼立炭萩尾村^方付、書分出来^口候ニ付、宍竈者

岡田村江付書申付候、右ニ付市藏請持竈所江遠近有之事故、

隔度ニ山下ケいたし候様付^出候者江も可申談候、尚庄屋共江

も右之趣及掛合置候、以上

炭役所

十一月十六日

山ノ口

平六殿

(10) 『若宮八幡宮文書』(宗像松崎文書館蔵)

一 鞍手郡

水原村社人

斎藤飛騨守

大鳴谷御茶屋御建方ニ付御地鎮祭寸志執行いたし志を相立候段
相違及御沙汰候事

(慶応元年)

丑十二月

庄屋 篠崎文内

三、犬鳴の木炭・椎茸栽培の史料

犬鳴の木炭や椎茸栽培については前述したが、関係史料を掲載する。共に『藤嶋利平文書』に所収されている。木炭関係の史料は、『犬鳴I』に『炭山定』の一部を載せているが、今回紹介するのは、同文書の中の「定」と関連史料である。尚、同文書の一覧

を付しておく。

「日本林制史調査資料 福岡藩 第四号」

(番号は調査番号)

六、明治六年五月 藤嶋文書

七、定

八、安政元年八月 葺山椎茸製造之由来書送り録

九、安政元年七月 御仕組御用ニ付鉄山御始ニ相成候由来書送

録

一〇明治十一年十月 歴炭山御払下ケ願

一一 官林書上

一二元治元年五月 犬鳴工御別館御築之由来書

一三 諸役人ノ役号御書送り書

(1) 木炭

① 定

近年歴炭御入方相増、追々職人相増居候得共焼立等閑ニ相心得重
来高不思敷候ニ付、以来左之通り殿法相立候条、其旨相心得殿重
取斗可申候事

③ (慶応元年八月)

一大鳴谷御茶屋御用有之候ニ付、脇田村面役六拾人送り大御免ニ相成候

一右同断御役々様并大工共

壹貫四百文

七百弍拾文

鶴田

龍徳

④ (慶応元年九月一五日の御触)

一大鳴谷御茶屋御用瓦御登受取書指出之事

〔本城村請御用留書〕

(慶応三年) 四月八日御用会頭付

一大鳴御茶屋御普請ニ付大工荷送り貫銭

内

七百八十文

本城

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

龍徳

① 大鳴谷御茶屋御用かき灰付登駄賃御渡分受取馬卷足分

一 錢壹貫八百文

鶴田

同

一 同壹貫八百文

上新入

同二足分

一 同三貫六百文

龍徳

一 七貫弍百文

(慶応元年) 十一月七日夕御渡ニ付受取候事

〔萩本文書〕

①

鞍手郡犬鳴谷村

庄屋 篠崎文内

此節御別館御取建ニ付、家屋しき其外寸志指上志相立候段相達候、依之永代八人扶持被下、帯刀并苗字名乗候義ヲも指免、犬鳴谷足輕頭取申付候事

②

鞍手郡犬鳴谷 百姓中

此節御別館御取建ニ付谷足輕申付候、依之帯刀指免、面役引被下候事

② (慶応三年) 四月八日御用会頭付

一大鳴御茶屋御用かき灰七拾二俵并葦すき登駄賃儀犬鳴迄付為登

駄賃受取候

② 受取

一式拾枚ハ 小巴付唐草

一八拾六枚ハ 欠略唐草

一式拾五枚ハ 平唐草

一拾枚ハ 欠略

一四八拾枚ハ 本七欠略

御別館御普請役所 (判)

三月十七日

宮田村

③ 受取

一卷枚ハ 小巴付唐草

一白七拾枚ハ □出

一白七拾五枚ハ 丸

一二百六拾八枚 平

一四拾五枚ハ □留

一式百貳拾六枚ハ 欠略

御別館御作事所 (判)

三月十八日

宮田村

〔注〕「唐草」とは唐草瓦のこと。

〔秋本文書〕

① 露覧

一式人 人足

右ハ御別館御用ニ付罷越居候職人病氣ニ付指返し候衆、道具箱其

外共指送り大縁之無運滞可被相渡候

以上

御別館御作事所

(慶応元年) 三月廿二日

人鳴 脇田 小伏 福丸 長井鶴 磯光 直方迄

② 寛

御別館御用 宮田

一瓦四千枚

内 本城

四拾巻駄

但シ惣定ニ付四拾枚付

残りハ 宮田

防上之儀ニ付、建白等致し候向、數人ニ涉リ現ニ桑野弘人氏
之建言等も有之タル事ハ記憶候間、右等之書類も相分り候
ハ、御取調被下候様率希候。

廿六年五月廿七日

原 尙剛
西 嶋 種實
松 原 方直

(9) 「宮田町誌」より

「龍徳村諸御用留書」

○元治元年一月

犬鳴御別館地并若松戸屋海岸左之通御出郷(略) 廿四日も同
谷へ入込(略)(播磨殿以下) 上下共余程減少ニ而百人余

「秋本文書・日記」

○元治元年五月二三日

犬鳴谷御別館御仕儀ニ付御重役様方脇田村御泊リニ付、出勤
申来候間、四ツ時も出勤いたす

○同年 六月三日

身犬鳴谷御別館ニ付出勤、ワキタ泊リ

○同年 六月四日

御重役様御通行

○同年 七月一日

源右エ門源作(下男)勤、犬鳴木出出夫也

○同年 八月七日

高野二行、御別館請約メニ行

「入江六郎七記録」

○元治元年七月

同月も犬鳴谷御別館御取掛り相成候衆、同月十日も木出し
役目日々ニ村々も役目出方仕申候

「吉柳文書」

① 受取

付出寸志之分

一千七拾貳枚ハ

間七欠略瓦
御別館御作事所(判)

二月十七日

投餅

貳百五拾

組頭

長次郎

同

六百

山ノ口

平六

同

百三拾

勘次郎

同

百六拾

忠吉

同
酒卷升

百六拾

兵七

同
鯛

一掛

惣三

犬鳴谷御茶屋御上棟ニ付右之通差出志を相立候段相違及御沙

汰候事

慶応二年

丑十二月

(8) 『黒田家譜』

慶応元年十一月十三日

「一、犬鳴谷別館成就」

「從二位黒田長濤公傳」

一筑州之懐甚風評不宣、既ニ此節矢野梅庵家老再職専ら權を執り、「頃日犬鳴山へ別館取立普請中之由。其申分ニ者、福岡者海岸故、攘夷之時也或ハ長防御征伐ニ付而者、英夷加撻致すへき間、海岸之城ハ不都合迎、右様犬鳴山へ別館取立候積、尤家來も土着之由ニ而、銘々采地へ引取候趣、實ハ梅庵權を専らニ致し、外之家來を遠さけ候策之由。」

明治廿六年五月廿七日付 松原方直外二名連署書翰

寫

一兼而眞藤氏迄御掛合仕置候維新前海々防之御手當テ向、嚴重被仰出 洲崎御臺場築キ大訓練も兩度迄有之、犬鳴谷御別館御取立等之月日御取調如何之速ニ相成居申候哉。未タ相繼リ居不申候ハ、諸君御曾集之節、御談合被下度、尙當時海

「犬鳴キ山ニ御別館御普請初ル」

○明治二年

「(略)

宰相様二月御隠居御願相済み候

少将様御家督、下民迄一統奉恐實事ニ候

三月廿五日

少将様鞍手郡金生村御止宿、高野村抱、金原

城地御見分、追々同所新城御築立ニ相成、

直ニ御取懸との事也

(略)

(6) 「見聞略記」

○文久四年

「当年ニ至リ、鞍手郡大崎山ニ御屋形相建申候、右ハ異船事立候

節御前様方之御隠家なるべし」

○慶応元年

「一前書ニも記す、当国勤王家之人々段々相増シ、凡式百余ニ相成、

夫々御科示ニ相成候、其根元承り候へハ、第一長州一味と成行候

風説有之候間、江戸方之間者御国内へ入込、段々聞續ひ、猶又、

大崎山之御館相建候事、遠國ニ而ハ余程要害堅固之地ニ名城御築

ニ相成候様風聞有之歟ニ而、弥以將軍家御疑有之候間、右御申訳

のため、勤王家之人々御科示ニ相成リ、其外何とか御疑敷儀も有

之候哉、持分之人々ハ福岡中之番会所ニ御呼出之上、段々御詮

議有之、足輕杯ハ辨ウツ小家出ニ而御詮議度々有之、座敷半成ハ本牢

等ニ被入、再度御詮議之上、詰ル処申開キ相立不申候哉、弥科罪

ニ極リ申候(以下略)」

○明治二年

「一当年ニ至リ、当国の諸士、東西の都々江数多の御人数御在宅ニ

相成申候、猶又、粕屋郡大崎山ニ新城御築立ニ而、追々御引移リニ

相成可申候出、然ルに、黒田播磨殿・大音殿ハ、福岡御本丸御番

ニ被残候よし、右ニ付而ハ、鞍手郡若宮辺御家中の屋敷出来可致

風聞、猶又、大崎山近くニ小金原と申所ニ、小將様の御殿相建可

申由にて、井戸十三御堀懸リニ相成、五月初頃迄ニ三ツ文ヶハ成就

いたし候出」

(7) 「藤嶋利平文書」

「鞍手郡大鳴谷

御別館建設当時犬鳴一帯の住人に箆刀を許されしから、当時犬鳴武士として仲々羽振を利かせしと云ふ。

(3) 『菊池六朝日記』

○元治元年六月四日

「犬鳴山御別館造営ニ附御見分、黒出播磨様上下廿一人、村上信濃様其外御郡奉行諸役人御来駕、脇田村御泊座、云々」

○同年 七月十日

「八ッ頃より六太郎竹切、四寸廻り十八本伐立、犬鳴御別館によつて」

○元治二年二月一六日

「今日犬鳴御別館棟搦ニ附拜見人多しとの沙汰なり、前もつて志ある者ハ拜見す」

○明治二年三月十九日

「宮田御泊所江行、黒田美作様諸木夫御出、黄金原御見分ニ付、宮田ニ而御羽織頂戴仕候 (略)」

○明治二年三月廿四日

「野村様御家来瓜田六左衛門、前田藤作、大工芳兵衛殿来駕、野村様御家来方も帯地頂戴仕候、後福丸も金生村江行、殿様御泊

座ニ付御目見之事ニ付、暮合掃ル」

○明治二年三月廿五日

「殿様金生村江御泊り (略)」

(4) 『寄談日記』

○元治二乙丑年

「二月十六日 今日雨天、犬鳴御別館棟上 (略)」

○慶應二丙寅年

「正月二十四日 今日青天、光円寺同道致出禰、犬鳴御別館御門拜見、伊野太神宮参詣七ツキ柳久着、星天」

○明治二年三月廿六日

「今日雷鳴大雨洪水、少将様今日小金原御上覧ニ付、叶^(カ)村石井徳兵衛宅御泊坐、洪水ニ而福丸川御船翌日御立、犬鳴御別館御成、星天」

(5) 『年曆算』

○元治元年甲子の項

三浦五郎翁(嘉永二年生れ昭和八年八月間取り)

○別館手弁立ノ日時ハ記憶セズ

○上棟式ノ当日ハ雨天

○建部氏ハ六十才位ニテ坊士頭ナリ。乗馬ノ轡丸拔アルヲ不思議ニ思ツタ

○加藤氏ハ度々来大アリ(若党伴シ徒歩ニテ)温厚ナル人物ニテ番所ニ入ツテ番人ニモ丁寧ナ言葉使ヒデアッタ。嵐野口ニ野戦台三台ヲ据ユレバ大軍ヲ防ギ得ルト語ラレタ。

○番所ノ勤務ハ二人宛午後六時ヨリ翌日午後六時迄。番所ハ三ヶ所
○別館壁土用ノ砂ハ高野ヨリ運搬、一人役五十斤宛。瓦ハ磯光ヨリ運搬。郡内出夫一人六枚(前後三斤宛擔之)、瓦ハ現在ドンドン毛利喜三郎方ニアル者

○日用品ハ福丸扇原ヨリ出張セリ

○建部ノ子息(小四郎ノコト)ヲ詮議ノタメ役人來ル

渡辺松吉氏説

○丸山鼻ニ番所アリ

○殿ノ便所ハ深サ一丈二及フ、汲上ル事ヲ不許ズ、蓄積スレバ流出スル様式管ヲ埋メアリ

○人參谷ニ煙硝廠アリ

篠崎仁蔵氏説

○別館残部ハ明治十七年大風雨ニテ倒壊

「犬鳴御別館考證」

余は一日犬鳴谷に遊び、御別館及び金山に関する諸般の調査をなした。次の一章は当地の古老渡辺安次郎翁の説である。

御別館の建設は翁が二十二才の頃であつて、藩主の地理見立の際には、宗像より遠賀に出て遠賀川を遡りて、小伏村秋子氏宅(吉川屋)に宿泊あり。翌日犬鳴にて中食あり。久原を経て帰館せられたりと云ふ。

御別館普請奉行として濱地利作、眞子兵造及日付一人都合三人來大せり。

工事は福岡唐人町ノ住人戌屋綿造、大工町の住人萬屋善七兩人請負をなせり(兩人共藩の御用請負人なり)。亦其の下廻として用材の受出し人夫の直接使役には、荒石町住市兵衛及谷松と云ふ者居りたり。四人共当時高松に在りし渡辺安次郎宅に寄食せり。

館は略々完成し僅かに廊のみ建立未済なりき。倉は三間に十五間の廣さにて三棟建てりと云ふ。

普請完成の後、建部武彦と云ふ大組格の武士一家を引連れ留守役として來住し、仮家を金山の下手に建てしこれに住りしが、何か不始末のかどありし由にて永住せざりしと云ふ。

一、竹藪

卷ヶ所

一、麥藁

三百把

子ノ六月

明石半十郎

○ 犬鳴谷

別館の建方に付御地取御館并に脇屋御建込及聞之覚

一、御館地今程石垣五三四間程に相成右立方之儀二丁程上に御召居に相成居申候埋地之儀は池上田五神之森際迄掘持出候趣

一、此池の下三段に御開上御長屋中御馬屋下御茶屋御建方之趣右下に文内居屋敷御渡に相成申候

一、御館間取凡二十五間

御館間八疊右余は式十疊拾八疊四疊半迄

一、御門西南向所

一、池當時埋に相成追而御掘立之御都合相見へ申候

一、御馬屋二十疋立之御都合

一、御長屋八疊六疊之御間取之御都合

一、御茶屋は文内指上し古家御建方之趣少々間取相違仕申候右草屋

之御都合余は丸屋之趣

一、瓦凡四万枚之御注文

一、職人木屋藏山跡御建方長二十五間入三間の作業木屋凡三軒御建

方の御都合

一、泊木屋之儀は文内指上の古家にて取仕返の事

一、御普請奉行様御役所當時之間御住居之趣御役所、蔭薄縁にて御

仕返之事

一、召連之諸職人木屋御渡之趣余の日履之面々自分仕構之都合

一、米之儀は當時御買立百五拾俵御注文白米御納之事

一、普請御取懸に相成りて諸御用に付詰夫之御都合に相見之中し候

一、御門五ヶ所左之通に御立に相成申候

一、卷ヶ所 木留瀬

一、同 丸山鼻

一、同 猪野峠

一、同 藪野峠

一、同 久三谷

メ五ヶ所

右御門番左右御仕構御番宅六疊晝夜御番人詰方之趣

右此節御見分の上及聞申上ぐる事

七月十五日

犬鳴谷

篠崎文内

〔犬鳴御別館資料〕

一 同郡竹原村

庄屋

有吉半次郎

右触口庄屋中御往来筋前後之御案内奉申上候事

右御成被遊御泊座ニ被御成候処 明治二年巳ノ三月二十一日も御入込候ニ付翌二十一日柏屋郡久原村通り御越シ被遊御引取候福福工御備城ニ被致候事

一 犬鳴御茶屋御要害之御為ニ御門ニ付テ御番所工御詰方ハ三ヶ所之御門ニ御勤方ハ慶応二年寅ノ正月十五日も明治三年午ノ五月迄ニ右此三ヶ所之御門工昼夜吃度謹心ヲ致情々御勤仕候事

但シ此年間中ハ福岡も御役人様及御茶屋奉行度々御出勤ニ相成候ニ付万事御勤方不都合之次第無御座候様ニ御吟味之御取縮リ御連被仰付候ニ付犬鳴御足輕之モノ誠ニ恐入當々懇々間敷儀決シテ仕不申御奉行公トシテ忠義ヲ尽貞長ニ御勤奉申上候事

一 明治三年午ノ五月中旬ニ御門工御詰方御番所勤務ヲ御上之御評議ニ依テ御中止ニ相成居候事尤此数年間ハ奉忍入候得共私トモノ銘々日々之比精仕然ル処犬鳴谷工先年も御用ニ付炭御焼立ニ相成候ニ付此御焼立人夫御召仕ニ相成候付山業等宜之様其他御用ニ就テ先年ヨリ御用紙御焼立テ犬鳴モノ工被仰付候ニ付御上納ヲ仕此御賃錢ヲ御上ケ渡仰付候処難有頂戴仕候其外色々職業出精仕生活ヲ相営ミ居候事

但シ御門工御番所勤交代ニテ嚴重ニ御勤務可仕候事

從元犬鳴御足輕ニ御達シ被仰付候処ハ黒田公様も直々之御足輕ト

御免ヲ蒙誠ニ難有仕合ニ奉畏候事

一 明治四年末ノ七月ニ福藩知事黒田公様御上京被御成候ニ付 犬鳴

御茶屋并ニ御附屬之御建物

一 御蔵

一 御長屋

一 御茶屋御建築之地所

并ニ其他御建築之地所

右御建築之儘地所共一切武部小四郎殿工

(2) 『清賀文書』御別館に関する文書写

○此節其谷へ御別館御取立の儀奉拜承御用に候はゞ左の通寸志指上度段御願奇特之存念に付相伺の処權摩殿御聞置相濟候儀別願の通り申付る事

一、居家 老軒

一、脇家 老軒

一、所持の家居 五軒

一、杉山 二ヶ所

右御付添ニテ御達被仰付候也

一 弥明治二年巳三月二十一日ニ

一 御茶屋ニ御成り御泊座ニ被成候事

福岡藩知事

一 黒田長知公様

但シ御付添御役人

大参事

立花(ついで)栄女殿

一同

小川氏務殿

一 大目附

一 御裏判

一 御全奉行

一 違賀被手郡郡奉行

肥塚次良右衛門

一同 郡々奉行助役

各務弥三太夫

一 違賀被手郡郡方御添役山方受持

藤野孫六

一

一 違賀被手向郡々役所

福田外七

白石權助

川上市藏

津野伊平

右御往来節御案内之事

一 被手郡若宮触

触口

黒丸村

安水權次郎

一同郡鶴田村触

触口

鶴田村

神谷久右衛門

一同郡中山村触

触口

中山村

神谷市郎右衛門

一同郡福丸村庄屋

徳永千右衛門

一同郡下村脇出村小伏村大鳴谷村

兼持庄屋

神谷幸助

一同郡緑山畑村

庄屋

藤嶋善兵衛

高木徳右衛門

右御成ニ付不都合之義無御座為御才判ニ御入込相成

一 鞍手郡触口

惣代ハ木月村庄屋

松尾要七

一同 郡

庄屋惣代ハ新北村庄屋

谷山千平

一同 郡

庄屋惣代ハ頓野村庄屋

吉川半次郎

一同 郡

庄屋惣代ハ金生村庄屋

右御成り御泊座ニ付万事御用意之為

石井興一郎

惣代

同郡庄屋

惣代

一同 郡

若宮触普請方ハ

平村

右御成りニ依御道筋不都合之儀

無御座様ニ御修繕之為御当所 安永藤四郎

詰方之事

右御成り御泊座ニ付萬事御用意之為ニ○当郡役所も屹度御才判御

達被仰付候ニ付テ同年三月十八日も御詰方仕候

一 明治二年巳ノ三月式十日ニ

犬鳴御足輕四拾七人モノエ

一米四拾七俵也

但シ老人ニ付米老儀宛被仰付候ニ付

一 御茶屋大廣間御前ニテ人別御呼出被仰付候上

一 惣郡奉行

木村道

一 惣郡御役所

本城嘉平次

松尾桂七

第二卜

当役所も

屹度御才判

御達被仰付候

ニ付テ惣代

右大庄屋

庄屋惣代入込候

第一卜

当郡触口

右同年同月同日も二十日迄御役人当谷工御入込ニ相成居候処同月二十日迄御滞在之事

慶応四年辰ノ四月十五日も

大鳴御茶屋御修繕為ニ御見分ニ御入込候事

御普請奉行

大笠藤左衛門

御普請方御役所

日高作右衛門

右大鳴谷御同年同月同日も同十六日迄御滞在之事

一明治二年巳ノ三月貳拾一日夕八

一犬鳴御茶屋ニ

福岡藩知事

黒田長知公様

御成り御泊座ニ被相成候ニ付

一同月二十二日ハ御出立被相成候処ハ 粕屋郡久原村通り

福岡工被遊御附綿城引取候事

一当福岡藩知事

御成ニ付

黒田長知公様

右御入込相成居候事

一遠賀駿手両郡御役所ハ

一明治二年巳ノ三月十八日も

一惣郡奉行

木村道

上下

一惣郡役所

本城嘉平

石津勝藏

松尾桂七

斎藤五三郎

野田源四郎

一御作事奉行ハ

原吉蔵

上下

御作事御役所ハ

眞子兵蔵

一御茶屋奉行ハ

久野十一

上下

徳永栄七

石橋栄助

安永六郎

前書之諸罪簡止メ 松井勘七

右犬鳴御山ノ内此ケ所御留メ

山ニ相成候鉄砲猟禁

下村蔵太

一慶応二年寅ノ十月6

一犬鳴御茶屋奉行

田中李兵衛

一犬鳴御茶屋奉行ヲ御網役ニ相成候ニ付テ

一跡役犬鳴茶屋御奉行ハ

柏屋郡久原村御在住

久野十一

一犬鳴御茶屋御奉行御達ニ被仰付候事

一犬鳴御茶屋一切御門御番所之御勤方法萬事御取締リニ相成事

一慶応三卯ノ四月十五日犬鳴御茶屋取締リ御見ケ

一同御茶屋一切御門并ニ御番所御勤方法々萬事御取締リニ相成候ニ付テ

一同年同月同日も同十六日迄

一御用聞

大鳴御茶屋御取締御吟味御見分ニトシテ

一御用聞

敷幸三郎

上下

一御用所御手透

一御作事奉行

鬼木次蔵

一御作事御奉行

桐山作兵衛

上下

右御見分之為御人込ニ相成所候事

并ニ御茶屋奉行

慶応三年寅ノ八月十九日

一犬鳴御茶屋御見分トシテ

一御用聞

守尉桑助

御用所御手透

久野十一

一御作事奉行

鎌田弥十郎

本城嘉平治

一御作事御役所

杉山成

犬鳴御茶屋奉行

眞子兵蔵

久野十一

一 御茶屋奉行

田中丞兵衛

上下

日高作右衛門

一 犬鳴御茶屋御用心之御為ニ付而

犬鳴御山ノ内

東方ハ

一字割リ谷

一字梅ノ木谷

一字砥石谷

一字ジイカ谷

一字タツノ木谷

一字往來谷

一字辰谷

一字久三谷

一字松ヶ窟谷

一

西ノ方ハ

一字土賀谷

一字人參谷

一字市木谷

一字穴蔵谷

一字落合谷

一字水之手谷

一字梨ノ木谷

一 此御ヶ所御山鉄砲御禁ニ相成事

一 御傍示御打込ニ相成居候事

但シ同年同月同日も同月十四日迄御滞在相成候ニ付

右御狐奉行ハ

一 御狐奉行ハ

林吉六

脇山五平太

一 同

御役所御手透

一 慶応二年寅ノ八月十三日も同年同月廿五日迄犬鳴御茶屋御要書

之為御入込ニ相成候ニ付犬鳴山中不殘御見分ニ相成居候事

但シ犬鳴御山ノ内

東方ハ字割谷も上

西方ハ大賀谷も上

從御別館奥ハ柏屋郡薦野村峠迄

一 鉄砲御狐ヲ御禁御留山に相成候ニ付

一 御傍示御奉行御商人

同御役所御商人共御入込ニ御座候事

一 御傍示奉行

梶原源三郎

岡本權之丞

御役所御手透ハ

松井勘七

下村蔵太

右同年同月同日も同廿五日迄御滞在之事

一 慶応二年寅ノ九月十日も

一 慶応二年寅ノ九月十日も

一 慶応二年寅ノ九月十日も

左官

日展方

右一切諸職人等至ル迄福岡江御引取相成候事ハ慶応元年五月十九日ニ弥々御引取

一慶応二年寅ノ正月十五日迄

此三ヶ所之御門エ御番所ニ

御詰方御勤ヲ被仰付候ニ付

但御窓ヶ所之御門エ御番所エ勤ハ二人宛御詰方致様ニ御遠被仰付候事

一交代時刻ハ御番所エハ着致御番所ニテ詰方交代勤朝五ツ時ニ御詰

方御番所勤メ翌日之朝五ツ時ニテ又交代一昼夜ノ交代ヲ御遠被仰

付候ニ付

一御門エ御番所御備御道具ハ但シ窓ヶ所ニテ

一鎗

窓本

一イカ棒

窓本

一サス投扱

窓本

一留巻杖

窓本

一鉄砲

三丁

一早繩

二筋

一藤芭御紋入高張灯燈

二張

一藤芭御紋入弓張灯燈

二張

一中白御紋入幕

二張

一藤芭御紋入中白御幕 窓張

一右窓ヶ所御門エ御備ニ相成居候ニ付

且ツ此三ヶ所御門エ御番所エ都合六人御勤メ都合六人宛一昼夜之交代仕候事

一慶応二年寅從二月御茶屋ト名号御改メ相成居候

一犬鳴御茶屋御奉行ハ

一箱崎御茶や御奉行御代官ヨリ

但シ御兼帯トシテ御掛ケ勤ヲ御遠被仰付候事

一御茶屋奉行

一同年二月廿三日御茶屋奉行御入込ニ付御見分候事田中李兵衛

右犬鳴御茶屋御受持相成候事ニ付

一慶応二年寅ノ三月十六日犬鳴御茶屋御修繕之為御見分トシテ

一御普請奉行及ヒ御普請御役所共ニ御入込ニ相成居候事

御止宿御泊宿座ハ犬鳴足輕頭取

後崎文内方ニテ

但シ同年閏月十八日迄ニ泊之事

一御奉行普請奉行ハ

杉山成

上下

一同 御役所

浜地利作眞子兵衛

三浦喜助

一慶応元年丑ノ五月九日同十五日迄

鞍手郡宮田村6下上境村触

同郡新入村

触

但シ兩触下鞍手郡ヨリ

犬鳴御別館御普請御入用ニ付犬鳴迄

瓦持送りノ運入夫ハ十六才6六十一才迄御寸志ニテ人夫出役

ヲ致シ

同郡磯光村

候事

瓦屋

伊平

但シ

同郡高野村

瓦屋

助十

但シ此兩人エ御用瓦焼立被仰付候事

右ニケ所6御寸志ニテ瓦持運仕候事

一御宝蔵

但シ老棟

一長屋

但シ二棟

一火薬蔵

但シ老棟

是犬鳴谷字人參谷利右衛門居屋敷之奥百間入込小字大久保口ニ

テ御建築ニ相成候事

一慶応元年丑ノ五月十五日

御別館御取締リ之為御見分ニ御入込

ニ相成候事

一御用聞

建部武彦

一御用所 御手透

鬼木栄蔵

外大組

川合新八郎

萬代安之進

御付添相成候事

一慶応元年丑八月廿一日 御別館御取締之為御見分ニ御見分ニ御入

込ニ相成候事

川越又右衛門

上下

一第老之御番所

是ハ犬鳴谷字脇田竈ト云処ナリ

御番所名号ハ木留番所

一第二之御番所ハ

是ハ粕屋郡猪野村境時ニ御構ニ相成候事

一第三之御番所ハ

是ハ粕屋郡高野村境時ニ御構ニ相成候事

一慶応元年丑十月十七日6御別館一切其他彼是御普請御取止メ相成

居候ニ付

一御詰方諸役人ハ

并ニ御要物節

大工

同 惣助
三浦長次郎
藤嶋平六
渡辺兵七
藤嶋茂平
藤嶋太右衛門
三浦次吉
三浦茂七
三浦長平
藤嶋徳八
渡辺九三郎
三浦長右衛門
藤嶋久吉
三浦佐六
藤嶋勘次郎
藤嶋利平
渡辺伊三郎
水上五平
藤嶋儀介
藤嶋安兵衛
渡辺幸次郎

藤嶋和作
三浦次平
三浦利右衛門
三浦次市
藤嶋惣吉
安永千助
藤嶋源四郎
藤嶋佐平
三浦勘六
三浦貞右衛門
安永唯平
赤星佐七
安永和右衛門
藤嶋次兵衛
三浦末吉
安永佐十
渡辺兵藏
藤嶋伊作
水上弥平
水上又右衛門
水上與平

御用ニ付小種人參御仕立ニ相成候依テ取締リ番人

茂平

一同 当谷エ

御用紙御仕組ニテ御講立見ケル役

此外当谷モノ

次吉

九三郎

勘次郎

五平

茂七

徳八

萬次郎

利右衛門

長右衛門

千助

儀介

一 御鏡餅

一 御巻餅

一 御酒

一 御肴

右御寸志ニテ御差上奉申上候処

御決濟ニ相成候也

一 元治二年丑ノ四月八日ニ鞍手郡大鳴谷工御別館御城築ニ相成候ニ

付テ御要害之為ニ依テ当犬鳴谷之モノエ

同足輕御達被仰付候条

但シ拾六才以上六拾壹才迄

一 大小鉄砲御免ニ付御渡方ニ相成居候事

但シ

一 御達ハ被仰付候処同郡福丸村御郡役工御呼出相成候ニ付

一 犬鳴人名不殘御出頭方仕候ニ付

惣郡奉行

矢野唯右衛門

遠賀鞍手郡々奉行

肥後塚次郎右衛門

右御達方御役人ハ御兩人ニ被相達候事

但シ付添人

鞍手郡若宮二十五ヶ村大庄原

宮永村

神谷久右衛門

一 此時大鳴谷庄屋

篠崎文内

右足輕頭取御達ニ相成居候事

御足輕

篠崎幸吉

篠崎弥吉

一 同 御役所筆頭

山本直平

村井惣吉

薬山源三郎

一 此御時代鞍手郡大庄屋中

若宮触二十五ヶ村大庄屋

宮永村大庄屋

神谷久右衛門

中山触大庄屋

神谷市郎右衛門

下境触下境村大庄屋

加藤大右衛門

一 若宮村二十五ヶ村庄屋中

此内

大鳴谷庄屋

篠崎文内

脇田村庄屋

同 次郎

一 御拝見被仰付候ニ付テ御話方之事

一 御寸志ニ付御備物品々

一 御饗餅

一 御巻餅

一 御酒

一 御掛鯛

右御寸志工御差上ケニ相成候事

一 鞍手郡若宮村々有徳百姓モ御拝見御出願仕候御寸志ニ御差上ケニ

相成候事テ此度ニ付御決濟ニ相成居候事

一 御饗餅

一 御巻餅

一 御酒

一 御肴

右相添御差上候処

御口通り被仰付候事

一 鞍手郡大鳴谷

庄屋

文内

組頭

長次郎

山ノ口

半六

山ノ口

兵七

一 同 当谷工

一 元治元年甲子九月二拾一日、庄屋文内屋敷ヲ御取り、レニ相成候
御別館御屋鋪之御地并御取懸切開及石垣組立ニ付御始メ相成候
事

元治元年甲子十二月朔日、四日迄向三日三夜間此御屋敷地并之御
地祭也

御奉納ノ御祈禱ハ鞍手郡中大宮司ヨリ不残御寸志ニテ三日迄夜御
折念御成

但シ大神業御祈禱

但シ湯立神業御祈禱

但シ火立神業

鞍手郡中大宮司も不残參集之上御祈禱

右御奉納ニ致候事

元治元年甲子十二月五日、同十一日迄一七夜間

右御別館御屋鋪御地并之御地祭御祈禱御奉納ハ鞍手郡中天台宗。

一 統同郡真言宗、一 統山伏ヨリ不残御打寄御寸志ニテ御出精仕処

ハ御開濟ニ相成ニ付

一 一七夜之火般若御祈禱

一 護摩供 御祈禱

御折念御成御奉納ニ可相成候事

一 御別館御棟梁之儀ハ元治二年丑ノ二月九日、横立御立始メニ相成

候処同年同月十七日迄ニ弥々棟柱ニ貳フタ相成事
一 此当日棟柱ニ付諸御役人ハ御詰方ハ
建部武彦殿

一 御用聞

御用所御手邊

御別館ニ御徒方

右同所御出勤之事

一 惣奉行

一 惣郡役所ハ

御作事奉行

御作事目付御作事取締役一同御詰方ニ相成事

一 遠賀鞍手郡奉行

一 同郡役所筆頭

一 同郡役所筆頭

一 同郡役所筆頭

一 同郡役所筆頭

一 同郡役所筆頭

一 同郡役所筆頭

一 同郡役所筆頭

鬼木栄藏
上下三人

川村市之進

山城嘉平治

松尾桂七

濟藤五三郎

石津勝藏

肥塚次郎右衛門

上下三人

藤野孫六

白石權介

福田卯七

徳若栄七

加藤平四郎

一 此時面役出夫御台仕之村ハ

鞍手郡山口村人夫不残ス

同 郡黒丸村人夫不残ス

同 郡宮永村人夫不残ス

同 郡稲光村人夫不残ス

右四ヶ村人夫出役御召仕相成候事

一 此節之道御普請ニ付テ御才判ハ

遠賀鞍手郡役所御出勤ニ相成候事

白石権介

石橋栄助

徳永栄七

高木徳右衛門

鞍手郡若宮村越二十五ヶ村之大庄屋

宮水村

神谷久右衛門

同郡同触普請方ハ

平村

安永藤四郎

右犬鳴隣村々庄屋中此外廻頭村役之モノ共至ル迄恐人人夫ニ御才

判御出方致様ニ郡役所へ吃度御達方相成候事

一 弥々鞍手郡犬鳴谷エ御別館御普請ニ付諸御役人夫々御筋并ニ

御用達人

大工棟梁

大工

日雇方

棟頭

石垣組師

右元治元年甲子七月貳拾五日々当谷エ入込御詰方相成居候事

但シ御殿御用達人ハ

福岡大上町萬屋 喜七

福岡唐人町成亥屋 和出蔵

但シ御殿御用大工棟梁ハ

福岡狭町 茂三郎

但シ御殿御用日雇方棟頭

福岡湊町八百屋 金次

福岡唐人町角屋 市兵衛

一 御用達人二人ハ御普請中ハ犬鳴谷山ノ口役兵七方ニテ御止宿事

大工棟頭

棟頭

右夫々御仮木屋エ相詰方仕候事

一 同元治元年甲子七月貳拾六日 御普請御殿^{取替}掛^り相成候ニ付大工

木挽仕事ニ相懸リ相働キテ御達被仰付候事

一杉材木御伐出シ相成居候事

一松材木ハ御伐出シ候々所ハ 当谷字長尾 同当谷字辰谷 二ヶ所
も御伐出相成居候事

一脇田村地内字尾波山

一同 村地内字二番ヨリ

二ヶ所御山も

一松材木御伐出シ相成居候

一湯原村地内字山ノ口之御山も

一松材木御伐出相成候事

但シ 御普請中御材木御伐出シ御引渡シ

御才判御山方御役所も御出勤ニテ

犬鳴谷山ノ口

平六

兵七

御台連レニテ御山所々エ御案内申上候事

其他

脇田村山ノ口

湯原村山ノ口

右両村山ノ口モノ共至ル迄御召仕相成候事

此外

粕屋郡猪野村字森谷

一此御山も杉材木御伐出ニ相成候事

一粕屋郡若杉村

一同 郡篠栗村

一両村御山 杉櫛小道具

一板類小割物賣等一切御伐出ニ相成居候事

右犬鳴谷御別館御普請御用御材木御伐出相成候事 粕屋宗像兩郡

御山方御役所も猪野村并二同郡篠栗村エ御入込御詰方ニ相成居候

事

一御山方御役所筆頭

中村茂吉

名子屋次作

熊本小四郎

藤崎豊介

右御交代ニテ御出勤之事

一元治元年甲子七月十八日

犬鳴谷粕屋郡猪野村境峠迄

并粕屋郡猪野村境峠迄

同郡 久原村境峠迄

右三ヶ所道路筋ハ犬鳴谷御別館城築〇一御材木御伐出当御地所迄

御持運之為ニ〇御普請中ニ付一〇通路御普請ニ相成

是ハ鞍手郡役所も御開作ニ相成候事

隣村脇田村境も

一幸吉 弥吉

一太右衛門 長平

一久吉 儀助

一安兵衛 利右衛門

一勘次郎 惣吉

一五平 徳八

一左六 勘六

一次郎^平 幸次郎

一又右衛門 弥平

一左七 和七

一和作 佐十

一伊助 和右衛門

一末吉 正作

惣助

九三郎

長右衛門

虎吉

次郎^市

伊三郎

左平

千助

千代吉

與平

次兵衛

源四郎

一此時才料人

庄屋

文七

一当谷工御別館御普請中ハ此以後ニ於テモ吃度謹心ノ上益々出精ヲ致出夫之節ハ速ニ相働キ様ニ上之御役人ノ情々御達シヲ被仰付候ニ付

一当谷人民恐人出精ヲ致申候事

一元治元年甲子七月十四日モ亦々御別館御普請御用御材木御伐出共犬鳴谷地内及脇田村地内并ニ湯原村地内御山之内モ松材木惣テ御伐出シニ相成候事

一御別館御普請中ハ 遠賀鞍手両郡御山方御役所モ御交代御出勤御請方ニ相成居候事

一御山方御役所御役人ハ

山本直平
村井惣吉
桑山源三郎
上田小平太

同 才料人ハ

山ノ口役 平六

才料人

山ノ口役 兵七

同

三拾八現面役出夫致候ニ付テ謹心ヲ仕吃度相勤メ

一面役出夫才料村役

庄屋 篠崎文内

組頭 長次郎

同 才料人ハ

山ノ口役 平六

才料人

山ノ口役 兵七

同年同月同日モ慶応元年丑十月迄ハ御出勤御請方ハ御止宿ハ犬鳴谷山ノ口 平六方ニテ 平六方ニテ御泊り相成居候事
一御別館御普請御用材木御伐出ニ相成ケ所犬鳴谷字下犬鳴谷小字廣造同所小字健出シ谷モ御伐出之事
又ハ当谷地内字下り谷之内小字与次郎谷

一切道具
材木〇

一 此御材木御伐出ハ御山所ハ犬鳴谷之内字落合谷之内梨ノ木谷。水ノ手。長尾平三ヶ所ヨリ御普請中ニ諸役人下地材木木屋掛ヶ伐出ニ相成居候事

但シ人夫犬鳴谷モノ拾五才ヨリ六拾壹才迄不残出夫ヲ御達シ被仰付候ニ付屹度出夫ヲ仕候事

一人夫召仕御才判ハ 犬鳴谷庄屋組頭山ノ口役エトヨリ御達被仰付候ニ付当谷之村役モノ不都合無御座様人夫召仕才判仕候事

一 御山所も御別館御屋敷造材木持寄之事

御見分

一 但シ材木御伐出御山所ニテ御引渡方御才判ハ鞍手郡御山坊役所掌頭脇

村井惣吉

一 犬鳴谷エ御入込御詰方ニ相成候事

一 但シ御止宿元ハ犬鳴谷山ノ口平六ニテ御泊リニ相渡

一 同月十四日 御別館御普請ニ付御挽立御役木ハ

建部武彦殿

一 御用聞

鬼木栄蔵

- 一 当谷庄屋文内方ニテ御詰方相成居候事
- 一 木挽屋掛道具一切之事
- 一 御普請御挽立御役人詰方御役所木屋
- 一 御普請奉行御詰方御役所木屋
- 一 御普請目附御詰方御役所木屋
- 一 御普請御取締り御役人御詰方御役所木屋
- 一 御普請方御役所御詰方御役所木屋
- 一 大工職場御木屋
- 一 大工止宿木屋
- 一 日雇方人夫手傳木屋
- 一 日雇方止宿木屋
- 一 石屋工夫止宿木屋
- 一 左官止宿木屋
- 一 木挽木屋
- 一 右御役所御木屋諸道具一切ヲ当谷字落合谷の水ノ手当谷字落合谷。
- 一 同水ノ手谷。
- 一 利子ノ木。
- 一 此ニヶ所も犬鳴谷面役モノ中不残現夫相勤メ出精ヲ致候事
- 一 此時現面役十五才以上六拾壹才迄モノ

人名

一御用聞

建部孫左右衛門

一御用聞御手透筆頭

鬼木栄藏

犬鳴谷工御入込相成候ニ付

一御止宿ハ当谷庄屋篠崎文内方ニテ御泊リニ相成リ候事

一御普請御奉行

一御普請御目附衆

一御普請御取締リ役人共御入込ニ相成候事

御止宿御泊リ所ハ犬鳴谷山ノ口平六方ニテ

一御普請奉行

神吉喜三兵衛

上下三人

并ニ御普請方御役所筆頭

浜地利作

眞子兵藏

日高作右衛門

守紺衆助

一御普請目附

藤井勤太夫

今村伊三次

湯買伊兵衛

御普請御取締リ役

中村儀二郎

井上惣八

笹田忠内

翌日九日ニ福岡工御引取ニ相成候事

右同月同日ヨリ同月八日迄御滞在相成候事

尚同月十四日モ弥御普請御取り御始メニ相成下地御仕構材木下地

伐立ニ相成候ニ付

一同月同日御山ヨリ材木御別館御屋敷所迄テ御伐出御才判御役人ハ

遠賀鞍手両郡御山方御役所

村井惣吉

中ニ御役人

御詰方之

仮御役所

諸職人

詰方

道具木屋

仮御役所

及諸職人

等之仮木屋

同月六日ニ御役人ハ福岡工御引取りニ相成候事同年同月拾二日ヨリ当谷工御分間方御奉行御入込相成候ニ付御奉行ハ

山本源之丞

上下

并ニ御手邊

草場辰七

右大鳴谷中御不残柏屋郡薮野村境之峠并ニ柏屋郡猪野村境峠同柏屋郡久原村境峠鞍手郡臨田村境迄当谷之内峯々山々谷々至ル迄其高低ヲ御分見御取り相成居候事同月同日ヨリ十六日迄テ御滞在之事 御止宿ハ大鳴谷庄屋篠崎文内方ニテ御泊り相成候事

一 元治元年甲子ノ六月五日当谷ニ於テ御別館之御城築御取立依テ御普請ニ付尚為念之御要害之御見分トシテ御入込ニ相成候ニ付テハ
一 此時御役人御役々様夫々之御筋一ヨリ御出郡当大鳴谷庄屋篠崎文内方ニテ御昼之御同飯御仕舞ニ相成候事

一 黒田播摩殿

一 御家老御当職

一 御用人

一 御用聞

一 御褒判

一 大目附

一 御金奉行

一 御勘定奉行

一 惣部奉行

一 御作事奉行

一 遠賀鞍手郡奉行

一 鞍手郡々代

一 柏屋宗像郡奉行

一 遠賀鞍手岡郡御山奉行

一 遠賀鞍手岡郡御役所

一 柏屋宗像岡郡御役所

一 遠賀鞍手岡郡御山方役所

一 柏屋宗像岡郡御山方御役所

右御付添リニテ御入込相成居候事

一 鞍手郡大庄屋三人

一 岡郡庄屋中不残

一 大鳴谷村庄屋組頭山ノ口中

一 隣村組頭山ノ口中

右不残先拂御案内申上候事

但シ柏屋郡久原村通り福岡工御引取りニ相成候ニ付

一 同年甲子ノ七月四日ヨリ亦当谷御別館御拵立御普請御取始メ御取掛ク相成ニ付テ

一 御普請御引立御役人ハ

『年曆算』は、遠賀郡鬼津村（現遠賀町）の井ノ口家に伝わる文書である。代々残した記録をまとめたもので、延宝二（一六七四）年から明治九（一八七六）年までの記録である。

『見聞略記』は、筑前五ヶ浦廻船の拠点宮浦（現福岡市西区宮浦）の商人津上悦五郎が著した、天保十一年から明治四年（一八四〇）七一の詳細な記録である。幕末から維新にかけての国内外の動き、気象、物価、世情等その内容は多岐にわたっている。これは高田茂廣氏の校註により刊行されている。

『家譜』は、現在刊行されている『新訂黒田家譜』全七巻の内、『従二位黒田長壽公傳』と『附録』から引用した。

『宮田町誌』の近世編に犬鳴御別館関係の古文書が所収されているので掲載する。尚、この編の中に「犬鳴御別館と福岡藩」「千石山の煙灰」「紙漉」の項に、犬鳴の御別館、炭、紙について詳細に記してあり、本稿を成すにあたって、参考にさせていただいた。

『若宮八幡宮文書』は、若宮八幡宮（若宮町水原）に伝わる文書で、当掲載の文書は現在宗像松崎文書館に保管されている。犬鳴御茶屋の地鎮祭に関する文書である。

以上史料の解説を記したが、御別館に関する史料は、時間の制限などで十分に調査をすることができなかった。今回紹介した史料以外にもまだまだ多くの史料が眠っている事であろう。これを機に、今後も収集に努めたいと思っているので、読者でお気付きの史料等があれば、是非ご教示いただきたい。

二、犬鳴御別館史料

(1) 『犬鳴御別館築城由来記』（藤嶋利平文書）

一 抑元治元年甲子ノ五月二日ヨリ筑前国ノ鞍手郡犬鳴谷エ御別館御城築之由来記

一 同年同月同日ヨリ犬鳴谷エ御別館御城築御持立ニ相成候ニ付テ福岡ヨリ軍學者之御役人御入込ニ相成候事
御役人ハ軍學ハ

仲上源八郎

平田儀之丞

藤嶋喜太夫

右犬鳴谷中之内御山々谷々郡境村境至ル迄一切御要害之為御見分ニ相成居候同年同月同日ヨリ同月六日迄御滞在ニ相成候ニ付御止宿ハ当谷庄屋篠崎文内方エ御泊リ之事

今回の史料編で紹介する史料は、犬鳴御別館の発掘調査にともない、若宮町教育委員会が収集したものである。現在判明しているものや、関係機関で調査したもので、他に充分精査する事ができなかった。特に、築造が藩の勤王派主導で行われているため、藩の記録の中には、「家譜」以外には見いだす事ができなかった。さらに「家譜」の第七巻中の「嘉永六年癸丑以來福岡藩史編集資料」の明治廿六年四月十日付松原方直外二人運著書真藤利明宛によると「文久四年犬鳴谷御別館御取建坪割園併附瀨之野原見取図」なるものが記されている。これについて県立図書館や福岡市博物館に所在の確認をしたが、探し出すことができなかった。藩記録と同じく、今後の課題である。

『由来記』は、『藤嶋利平文書』の中の一つで、同文書は昭和初年頃まで犬鳴谷の藤嶋家に伝わっていた文書である。昭和四年に林政治軍調査資料として謄写されたが、原本は紛失し、写しのみが福岡県地域史研究所に現存しているのである。犬鳴谷の幕末から明治にかけての文書で、『犬鳴II』に所収されている『犬鳴鉄山由来書』や前述した『葦山権茸製造由来書』並びに木炭関係の文書を多く納めている。写しであるが、犬鳴を知る上で貴重な文書と思われる。尚、『由来記』以外に犬鳴谷御茶屋棟上に関する文書があるので、分けて掲載する。

『清賀文書』は、若宮町福丸の清賀家が代々所蔵されていた文書

で、義男氏とその子息義人氏、及び義男氏の弟俊吉氏が収集された資料である。義男氏は在野の考古学研究者としても著名で、飯塚市立岩を中心とした遠賀川をフィールドとして資料の収集や、町内の古文書の筆写や収集に尽力された。義人氏は父の跡を継ぎ考古学の研究と収集に専念、昭和三年の竹原古墳の発掘調査に従事し、古墳の保護とその学術的な意義を訴えた人である。残念ながら昭和三十三年三十九才の若さで逝去された。俊吉氏は文具店を経営の傍ら、竹原古墳を二十年近く案内された人である。今回遺族の方より、考古資料を含め寄贈していただいた。この資料の内、義男氏が昭和初め頃の御別館関係の文書の書き写しや、占老の聞き取りについて記したものを掲載する。

『六朔日記』は鞍手郡山口村（現若宮町山口）最後の庄屋で、文化七（一八一〇）年に生まれ（文政二年説がある）、明治三五年に没した菊池六朔の日記である。日記は、嘉永元年から明治一四年まであるが、一部欠けているところもある。原本は現在不明である。

『奇談日記』は、沼口村（現若宮町沼口）法蓮寺の第八世住職立花大龍の日記である。天保一〇（一八三九）年から明治二〇年まで四八年間の膨大な日記である。内容は気象、物価の変動、郷土の出来事、幕末から明治にかけての国内の動きなど多くの史料が記されている。特に気象は毎日克明に記録されており、天文気象、災害を調べるうえで貴重なものである。法蓮寺蔵。

番所という。二は猪野峠、三は嵐野峠境に設ける。「清賀文書」には門が五ヶ所に立っているとあり、番所のある二ヶ所と、丸山鼻と久三谷にあると記されている。

○慶応元年十月十七日より、御別館一切の普請が取り止めになつてゐる。それに伴い諸役人や職人達が、福岡へ引き上げられている。これは、同年六月の勤王派の逮捕、十月の可書切腹など勤王派への弾圧がピークになつた頃であり、普請の中止が成されたのであろう。

○慶応二年一月より、番所に詰方の勤務が始まつた。詰方は朝五ツ時から翌日の五ツ時まで、三番所で六人配置し、二交代である。番所には道具として、槍、イカ機、サス投擲、留巻杖、鉄砲、早縄、灯籠、幕等が備え付けてあつた。

○同年二月に、御別館の称号を御茶屋と改めた。大鳴御茶屋奉行が、箱崎御茶屋奉行代官より仰せつけられる。三月に御茶屋修繕のための見分が始まる。このように「由来記」は、慶応二年二月に御茶屋と改名したとあるが、「若宮八幡宮文書」と「藤嶋利平文書」によると、前年の慶応元年十二月に、大鳴御茶屋の地鎮祭や棟上が行われた文書があるので、以前に改名され、普請が継続して行われていたのではないかと推察できる。尚、「家譜」によると慶応元年十一月十一日に御別館成就とある。

○明治二年三月二日に、福岡藩知事黒田長知が、御茶屋に赴い

ている。この時期の三月二五口に、高野村抱えの小金原を少将（長知）の館を建てるために視察に来た事が、「六朔日記」、「奇談日記」、「年曆算」、「見聞略記」に見る事ができる。御茶屋も大いに利用している事から、御茶屋の附属の館として計画していたのではないかと思われる。しかし、明治四年の福岡藩置札事件により、長知は知事を罷免、閉門され、実現されなかつた。

○長知の罷免後、御茶屋と附属の建物である蔵や長屋は武（建）部小四郎（建部武彦の子）が管理するようになる。

このように、外庄に対する防備のために築かれた御別館も、勤王派への弾圧により一時挫折をするが、休憩所もしくは接待所的な要素を持つ御茶屋として復興し、明治初年まで藩の施設として利用されてきた。長知罷免、鹿藩置札以後この御茶屋も荒廃し、「清賀文書」にみえる「別館残部ハ明治十七年大風雨ニテ倒壊」となつたのであろう。

現在、御別館の周囲はダム残土置場により、以前の景観を大きく崩している。今後若宮町教育委員会として、保存整備に力を注がなければならぬと痛感している。大手門や搦手門の石垣に当時の面影が忍ばれる。

③

さて、以上歴史的背景の中で犬鳴御別館は建設されるのであるが、その経過を文書・文献類でたどる事ができる。御別館の築造については詳細に記してあるのは、『藤嶋利平文書』の「犬鳴谷工御別館御城築之由米記」(以下「由米記」と略す)である。これを基にし、他の文書を参照しながら築造の概要を述べてみよう。

- まず築造にあたり犬鳴谷周辺の見分がなされている。最初に元治元年五月二日より、軍学者が要書見分に入っている。そして、二二日に奉行が谷周辺の村境峠境の高低の見分にはいる。六月五日には、普請に付き黒田播磨以下諸役人が見分に来、郡内の大庄屋と庄屋が案内している。これは、『菊池六朔日記』(以下「六朔日記」と略す)の同月四日の項にも見分が記されている。
- この見分の後の七月四日から普請が始まっている。普請引き立て役人として建部孫左衛門(武彦)が入り、普請奉行及び普請方役所、普請目附、普請取締役などが配置され、下地仕構えや材木の伐採と搬入を始めている。それに伴い、役所や職人の木(小)屋を建てているが、この職人小屋からみて、大工・石屋・左官等が動員されているのが窺われる。
- 材木の伐出については、木挽小屋を建て、犬鳴谷だけでなく、隣村の脇田・湯原村よりは特に松木の伐出しをしている。この人夫については、犬鳴谷より一五から六一歳までの者が動員されている。

○七月末になると石垣組館が入り込み、九月二日より石垣の組み立てが始まっている。

○御用商人として福岡大町萬屋と、同唐人町戌亥屋が関わっている。これは「清賀文書」の中に工事請け負い人として両者の名が見える。

○十二月にはいと、神事と仏事により大がかりな地祭や祈禱がされている。

○翌元治二年二月九日より一七日にかけて棟上を行う。これについては請役人が詰方となり、寸志として差し上げられた餅や酒などが、見物人にも振舞われた。これは「六朔日記」外の日記類からも窺える。

○同年四月より、要害のため犬鳴谷の者に足軽役を仰せつけている。庄屋種崎文内を足軽頭取とし、足軽は大小鉄砲の所持ができた。

○慶応元年五月に、瓦持ち送りが行われている。瓦は磯光村(鞍手郡宮田町)と高野村(若宮町)で焼かれ、運ばれている。人夫として宮田村の住人等が駆り出されており、宮田町誌の「吉柳文書」に御別館普請役所の受取があり、小巴唐草、平唐草等の種類の瓦が選ばれている。尚、「清賀文書」には、瓦を四万枚注文した事と、一人六枚宛で運んだとある。

○番所を三ヶ所設置する。第一の番所は脇田竈と言う所で、木留

した。そして、慶応元年二月に加藤司書が家老に就任してからは藩内での発言力が増大し、藩政の中核に進出した。一方で長海や勤王派の行動は幕府側の反感と嫌疑を受ける事になるのである。このために危機を感じとった保守派は、勤王派の行動を批判しはじめたのである。

保守派の総辞職や勤王派の主張が増大する事に、長海は藩主専制政治の確立を阻まれ、勤王派の弾圧を再開するのである。そして、慶応元年四月に勤王派の中心的な役割をもっていた加藤司書を辞職に追い込んだ。その中で犬鳴山御別館事件が発生するのである。これは、危機感をもった勤王派が五御を薩摩に移し、九州の勤王派を決起させる計画を立てた。そして、長海が同意しなければ、長海を犬鳴御別館に幽閉し予長知を擁立して事を運ぼうとした。しかしそれは保守派に漏れ、発覚した。「加藤司書伝」によれば、保守派は、司書が家乗を取る大逆人との流言を放ち、長海に向かって針小棒大に献言し、大悪人の如くさん訴したとある。

そして、長海は同年六月二十日に勤王派を全員逮捕し、十月に加藤司書ら七人に切腹、月形洗蔵ら四名は斬首、野村望東尼の姫島流罪など厳しい処分を命じた。これを乙丑の獄と言ひ、司書は十月二五口天福寺において切腹、犬鳴御別館留守居を勤めたといわれる建部武彦も同日安国寺で切腹している。これ以後、福岡藩は保守(佐幕)派一刃例となり、藩長と離れ、政治情勢の変化に対応できない

まま明治維新を迎えるのである。

このような藩の激動の時代の中、安政元(一八五四)年に犬鳴鉄山が操業、元治元(一八六四)年に犬鳴御別館建設が始まるのである。

②

犬鳴御別館築造の目的は、外庄に対する防備のため、有事に備え藩主をかくまうために逃げ城として築かれた。これは「家譜」に、「福岡省海岸故、攘夷之時也或ハ長防御征伐ニ付而者、英夷加給致すへき間、海岸之城ハ不都合也、右様犬鳴山え別館取立候」とあるように、福岡城が博多湾に面しているためだといふ。海岸沿いは有事の折、防備を十分に果たし得ない事から避難守備の新たな館(城)が領内に求められたのである。

そして、険阻な山峡で天然の要害をなす犬鳴谷が加藤司書の推挙で選ばれたのである。これは、すでに犬鳴鉄山がこの地で操業されていた事とも関連していたのであろう。今までの城は国内外の対立の中で築造されているが、御別館は外庄の中、諸外国を見据えての城であるところに特徴があると思われる。このように、幕末に防備のために造られた例は、長州藩の勝山城(下関市勝山)がある。文久三年に造営が始まり翌年には藩主以下この館に移転したという。

大鳴山は司書による鉄山の操業、御別館建立など、藩の重要な位置を占めているのである。

(2) 大鳴御別館の築城について

①

藩の仕組により木炭や紙を製し、林業が主体であった大鳴谷は幕末の動乱の中、再度藩の歴史の場に登場するのである。

一九世紀にはいと、外庄が幕藩体制を揺さぶり始めるのである。幕府は、文政八（一八二五）年に異国船打払令を出したが、のち新水給与令に切り替えるなど、外庄との対立を避ける方針に改めた。各藩は海岸防備を中心とする軍備の拡張と近代化が迫られるのである。福岡藩は、長崎警備の拡充や、領内の砲台の設置などの軍備拡張を行った。つまり、嘉永元（一八四八）年に、洲崎（福岡市中央区）、荒戸波奈（同）、能古島（同市西区）、志賀島（同市東区）、若松中島（北九州市若松区）、芦屋柏原（遠賀郡芦屋町）などに砲台を完成した。また、博多中島町（博多区）に精錬所を設置し、安政二一年に領内より銅器を献上させ大砲を鋳造させている。さらに、長崎

海軍伝習所に家臣を派遣、軍艦や西洋銃器の購入等を行い軍備の拡張を図った。

嘉永六（一八五三）のペリーの浦賀来航、ロシア軍艦の長崎入航により、福岡藩も幕末の動乱の時代を迎えるのである。『奇談日記』の嘉永六年の項に、異国船の渡来が次のように記されている。

「六月廿二日 相州浦賀ニ異国舟十八艘漂着ス」

七月廿三日 此頃長崎魯西亞船廻者ニテ御上御騒動大方ナラス

十二月五日 長崎異船再着

同月十二日 殿様長崎御発駕、今夕九ツ時御立（以下略）」

このように、異国船の渡来は、村にとっても重要な関心事であった模様である。

ペリーの来航以降、開国が擴充か、勤王か佐幕派か日本の二分した戦いが行われるのである。福岡藩でも加藤司書、月形洗蔵らを中心とする「筑前勤王党」が出現し、勤王と保守派との葛藤が始まるのである。当時の藩主は蘭癖大名といわれた十一代長博である。長博は薩摩藩島津重豪の九男で、徳川將軍家や一橋家と深い関係もついていたことから、その政治的な立場は幕府中心主義であったと言い、幾度化の勤王派への弾圧が行われている。文久元（一八六一）年の五月に、月形をはじめ流罪六名を含む三十余名の処分が断行された（辛酉の獄）。

しかし、勤王派は長州征伐阻止工作などにより、その勢力を回復

り」と書かれているように、享保十四年以前に鉄山が形成されている事が判る。さらに「古実」は、

「奈良屋阿某本じめして、先山は対馬より来ると云、たたら谷に床屋を構え、畦町、本木、芦屋より鉄砂を取り寄せ、当山にて鉄を吹出すこと許多なり、鉄は上鉄といえども止められしゆえを知らず」

とあり、先山は対馬より来たとある。

「拾遺」にも多々良谷で鉄を製した事が載っている。これは、今回の発掘調査で検出された、たたら谷鉄山と思われる。

江戸初期の乱伐により犬鳴山が枯渇に貧した事は前述したが、元禄期以降、その復興が藩でなされ、「附録」では享保九年に山林が復活した事が窺われる。これらのことより、たたら谷鉄山は、この享保九年頃に操業されたのではなからうか。同鉄山の考古地磁気測定によると、一七二五±二五年と推定されており、この時期と一致する。

たたら谷鉄山より以後、しばらく鉄を吹く事は見られないが、その後幕末になって鉄山の記録が見える。つまり、一八世紀の初め頃と安政元（一八五四）年の二度鉄が精錬されているのである。

幕末の鉄山は、子金山の御別館下の犬鳴川西につくられた犬鳴（日原）鉄山で、今回発掘調査され、その全容が検出された。藩営で、当時の藩の政治情勢と近代化の中からつくられたものである。藩営

としては犬鳴鉄山以外に、宗像郡津屋崎町の恋の浦（渡）鉄山と北九州市八幡西区楠橋の真名子鉄山¹⁰の存在が確認されている。

地方の文書類の中には鉄山の様子を知る事ができるが、藩の政策上密かに行われていたのか、公の藩の記録の中にはあまり見ることができない。

真名子・犬鳴両鉄山の事を記した文書として「瀬戸（釜屋）文書」がある。これは福岡藩の御用問町人である瀬戸（釜屋）惣右衛門の古文書で、藩は鉄山奉行を置き、鉄山問屋として瀬戸に犬鳴と真名子両鉄山を経営させているのが窺われる。この文書に犬鳴鉄山が「日原」と記されている。

犬鳴鉄山に付いて詳細に記されているのが、「藤嶋利平文書」である。これによると、鉄山は安政元年七月より始まり、職人は石見国津和野領地の人を雇い入れている。この職人の職種を見ると、大鐘頭取分、鉄砂ユリ方、鉄大工、鉄砂吹立方、黒炭焼立、鉄砂吹分ヶ方、鉄延方、鉄漕方等がある。安政四年に犬鳴鉄山は真名子に場所替えとなり、真名子で精錬したズクを犬鳴まで運び、ここで大鍛冶を行っていた。そして、元治元（一八六四）年三月に廃業となる。

犬鳴鉄山に関する文献に、昭和八年に刊行された「加藤司書伝」¹¹がある。その中に福岡藩勤王派加藤司書が、家臣を石見国に派遣し技術を密かに学ばせ、津屋崎から鉄砂を運び犬鳴で精錬していた様子などが犬鳴御別館遺宮とからんで記されている。このように幕末、

運づけて蓄かれています事に興味を持つ。

犬鳴焼は中山博士や副島氏¹⁰の論文にまとめられており、これを土台として、今後文献や考古史料によりさらに解明される事であろう。

⑦

朝鮮人参の栽培については、『家譜』の寛延元（一七四八）年の項に、幕府から授かった朝鮮人参の種を石台に蒔付けた記録の後に、次のように記してある。

「二三年の後稍分殖せし故、白水玄光（医者）に譲て、国中の土地の宜きを考へ植しめ給ふ。鞍手郡藤田村の内犬鳴山といふ所、人参を植によろしく、後年までも此処にて仕立られける。」

さらに「拾遺」の中に、

「宝曆二年桂木谷（今人参谷という）といふ所に国君より人参を植へさせられる。近年ハ播植して谷中所々に人参圃有」

とあり、『家譜』の記録と一致している。現在、字勘場から犬鳴御別館に通ずる狭小な谷の西に人参谷が延びており、奥に整地された畑地が残存し、ここが人参畑跡だと推察される。

この人参栽培は、幕末まで続けられており、『筑紫史談』第五十五号に島田寅次郎氏が「福岡藩時代の菓圃」として犬鳴の栽培が述べられている。その中に、この人参栽培に従事していた三浦伍六（嘉

永二年生まれ）の談を、昭和四年に聞き取りしたのが次のようにある。

「同人（伍六）は十七歳の時（慶応元年に相当）より多々羅の人、参畑の作業に従事せしが、約四年位にて人参畑は廃止せられた、当時人参畑は人参方（藩吏）の下に藤島忠助なる人番役を勤め、同地の山ノ口（藩時の林監視）藤島平六と協力して人参の世話をなし、作業は村民の賦役であった。そして此畑は最も嚴重なる取扱の下に行はれ、播種、移植の際は藩から人参方出張し、株数を精密に調査記録し、其の他手入等一切人参方の指揮に従ふ、採取したる人参は又人参方監視の下に福岡に送られて採取後の模様を知るものなしと云ふ。」

このように、朝鮮人参の栽培が藩宮で厳しく統制されていた事に関して、

⑧

犬鳴谷で、日本古来の砂鉄精錬であるたたら製鉄法で鉄が製されていた事は、文献や発掘調査によりその内容が明らかとなった。これは「犬鳴Ⅱ」に犬鳴（金山）・たたら谷両鉄山の発掘調査とたたらに関する史料・文献を載せているので、参照されたい。

犬鳴谷で鉄が生産されていた事は、『古史』に、先年於当山鉄山ア

聞次頭共 三人

上納箱取納の儀二付、其方共当番別而骨折候段相違候、依之金子五十疋元頂戴申付候、弥此先出箱可致候事

明治六年五月

御紙役所

紙漙は大正年代頃まで犬鳴で行われており、操業を辞めた後も、木炭原木の伐採のみに楯を採取し、周辺特に若宮町山口畑の紙漙業者に供給していた。

⑥

地誌類や「古夷」によれば、江戸時代初期に皿山にて犬鳴焼が焼かれていたことが判る。さらに、伝犬鳴焼の徳利等が町内外に存在したり、溜り鉢の破片等が皿山の窯跡周辺より採取されたりしていたが、その実態は不明な点が多かった。

この度のダム建設に伴う調査で、字皿山の犬鳴川を挟んで東と西側で二基の窯跡が検出された。西は一号窯、東は二号窯で、この調査結果は、「犬鳴Ⅱ」に詳細に報告してある。さらに、一号窯跡の調査を担当された副島邦弘氏が、その中に「犬鳴焼の成立とその実体」としてまとめてある。

「拾遺」には「高原五郎七慶長元和の人と云者壺器を製せし所也」とあり、五郎七伝説が載っている。さらに、「拾遺」の乙野村の項に「乙野原といふ所に高原五郎七といふ者の墓あり、此ものは、犬鳴谷にて壺器を焼きしものにて、土を此地より取しといひ伝ふ」とあり、五郎七の墓と犬鳴焼の土の採取地が記されている。

「古夷」には、「皿山の新四郎という者制作す」とあり、新四郎が焼いたと記してある。しかも「古夷」の元禄五（一六九三）年の「犬鳴山田島未開作荒地御割符帳」に「一同（前）二反程 皿山より下谷口迄 新四郎」とあり、「拾遺」の製作者の名と異なっている。

この犬鳴焼を世に出されたのは中山平次郎博士で、大正四年に「筑前国犬鳴谷に於ける高原五郎七の製陶所址」として報告してある。各種文献史料を引用し、高原五郎七伝説に基づいて発表されている。五郎七が犬鳴で焼いた事は「拾遺」にしか見えず、それ以外の史料例にはみえない。「筑陽博多記」や「石城志」巻九の「高原伝」等には、犬鳴焼に関する事は見えず、小石原との関係が窺われる。

「附録」の土産項の鷹取壺器のところ、

「遠賀郡城畑村・鞍手郡犬鳴谷にも陶器を製せし事有り。其跡今にありて壺器を土中より掘り出せるを見るに、いづれも鷹取焼の土くすりなり。然ればわかしくは鷹取の陶工所々にありしなるへし」

とある。城畑は、高取焼系譜の上畑焼であり、犬鳴焼も高取焼と関

用されている事、葺灸小屋の建設など詳細に記されている。この文書は全文を三編に掲載する。

⑤

紙の生産であるが、「附録」の土産考に次のようにある。

「鞍手紙 鞍手郡吉川河内内所々にて製す。犬鳴谷の紙殊によし。上座紙につげり。薄やう紙・木梨紙（がんひと云う）を製す。」

犬鳴の紙漉が盛んで、良質であった事が窺われる。「古実」に見える「楮樹を仕立開作」とあるように、落が楮（犬鳴ではカゴと言ふ）の植林をして紙漉を奨励した事と、犬鳴川の清水のためであろう。

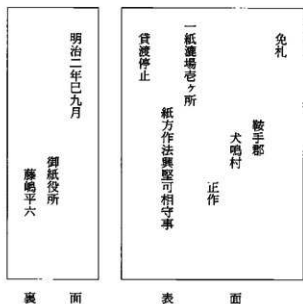
落はこの紙生産に対し、木炭と同様紙仕組を設けている。「炭山定」の寛政四（一七九二）年の項に、炭仕組奉行と並んで紙仕組奉行が記されている。江戸時代における犬鳴の紙漉についての史料はあまり現存していない。ただ、「宮田町誌」に犬鳴紙の史料がある。「神谷文書」中の「神屋家譜」の文化九（一八一二）年の項に次のようにある。

「 申渡覚

上行木村庄屋 武蔵

其方事、今般詮議之上、犬鳴紙御仕組頭取加役受持申付候、勤方の儀ハ紙奉行得指図、入念可相勤候事

申二月
この史料により犬鳴で生産される紙を「犬鳴紙」と称していた事が判る。
さらに明治の史料であるが、「藤嶋利平文書」の中に、免札と上納楮の史料がある。



犬鳴谷組頭

ケ未戌年午間伐木被仰付度、然ル上八年限ニ「リ伐□□□□共、其候御引上ケ相成□願不申上候此段奉」願候以上

第六大区十六小区

大鳴谷百姓惣代

三浦長平 印

大鳴谷保長

藤嶋平六 印

明治七年一月

同村副戸長

古野惣五郎

福岡県権參事山根秀祐殿

この木炭を生産した炭窯跡が、犬鳴の本谷に限らず、杖状に延びた各谷々に多く散在している。この炭窯については、「犬鳴」・「犬鳴II」に割谷及びいちぎ谷の窯跡の調査例が紹介してある。両者とも地下に排水溝があり、石で積み上げられた窯本体の平面プランは、不整形な楕円形で、奥にシュージ（排煙口）がある白炭用の窯と思われる。窯本体でなく作業場としての窯から木炭を掻き出す場（ヨコタ）、出した木炭を落とす坂（ツキオトシ）、スパイ（灰）をかける場（オドニワ）、スパイ小屋、焼くまでの間原木を立て掛けて置く場（マカセオコシ）等が遺存している。生産遺跡として貴重なものと思われる。

木炭と関わって、大鳴で椎茸の栽培が目につく。「拾遺」や「古実」に椎茸とあり、これも椎茸の栽培が行われたと思われるが、安政元年（一八五四）年の「茸山椎茸製造之由来書」によると、本格的に栽培が行われ、その経過を見る事ができる。同文書は、「林政治事調査資料」の「藤嶋利平文書」の中に存在する。それによると、大鳴谷の河原河内において安政元年から椎茸栽培が始まり、それに豊後国の茸山部と思われる人々が関わっている事である。人夫に豊後国佐伯郡床木村（現大分県南海部郡弥生町床木）・同国南海部郡津久見村（津久見市千怒）人の雇入れ、河原河内の立木を買い受けたのは、同国中津浜田屋長兵衛とある。

椎茸栽培の起源は豊後だと言われ、寛永期か寛文期に千怒浦（津久見市）の出身の源兵衛と言う人が、宇目郷葛葉（大分県南海部郡宇目町）で炭焼き中に鮑目式栽培法を考案したと言われている。この技術を広げたのが豊後茸山部で、江戸時代末期から大分県は勿論、九州・中国・近畿地方、さらには九州島まで足跡を伸ばして名声を博したと言う。

この椎茸も木炭と同じく「茸山仕組」で統制され、春と秋に栽培されるが、その折、鞍手遠賀両山方役所と福岡本役所から味味にきている。さらに、「大鳴谷茸山元方引受人」に犬鳴の庄屋と山ノ口が任命されている。

これ以外に、種木として椿、椎、檜、ヲモノ木、乃具ろみ等が使

とあり、一電で月二回ほど焼き、八電で年間約一万四千四百俵であつた事が判る。

さらに翌年の天明八年の史料に、御用聞が炭竈を二つ増設したいとする旨の伺いをたてている。その中で二電を増設するに当たつての木炭の生産増の見積が出ているが、一電につき一ヶ月百五十俵、年間千八百俵、合計三千六百俵、内二千八百八十俵が上櫃、七百二十俵が中櫃となつてゐる。一電に約七十五俵生産し、全体の約八割が上櫃と言ふのが窺われる。

犬鳴のたたら製鉄についても木炭と重要な関係がある。それは精錬において多量の木炭が必要であるからである。たたら関係の文書〔犬鳴II〕に所収〕の中にも、木炭に関する事がみえる。安政元年に藩営として操業された犬鳴（日原）鉄山の史料の中に、鉄山の炭焼き立ては袖ノ木谷で行われ、黒炭と小炭が焼かれている。焼くのは犬鳴の住人と思われるが、その焼き方の指導は、石見国から来た職人によつて行われている。さらに、扇谷に「犬鳴扇谷炭山役所」が設置されている。

江戸時代は藩の保護のもとで木炭は焼かれたが、明治になると官林の払い下げにより生計を維持して行くのである。「藤鳴利平文書」の中に明治七年の払い下げの願書がある。

「 檜炭山御払下ヶ願

第六大区鞍手郡

犬鳴谷

多々羅谷

此外七町三反拾歩

伐口

一御林反別 惣町三畝

東之野境

北割谷境

西本谷境

南片平境等通切

此立木千貳百五十本

但貳間 惣間迄

但雜木林

目通ハ八寸 三尺迄

此代金八百七兩貳歩

未春申冬

是ハ竈築立夫銭共

両度上納済

右者甲戌老ヶ年限

但拾貫文金

当村之儀者山間不便之村柄と而、人員ニ応し田畠少ニ有之山稼之外生活之道無御座、年来官林之内年限ヲ定御払下ヶ相願口間、雜炭ヲ賣出シ活計取続申候処、今般官林御改御払下ヶ二付而者、右口之山所悉口御引上ヶニ相成候ニ付、村中申合入札之合ニ御座候処御指下ヶ御指留め之趣奉拝承候、然ルニ前件之通官林之庇護ヲ以細々生活罷在候事ニ而、外ニ営業之術も無之、困苦此極ニ御座候、何卒格別之御詮議を以、右之反林檜炭山ニ御払下

で犬鳴の主要産業である。昭和四十年近くまで、国有林の払い下げにより延々と焼かれている。戦前は主に白炭を、戦後は黒炭を産している。炭焼きの民俗調査については、「犬鳴」で詳細に述べている。

さて、江戸期の木炭生産であるが、地誌類や「古実」に述べているように、江戸初期より生産され、筑前国の主要生産地であるのが判る。「全誌」にも、「一、輕炭五千俵 此代金貳百五拾圓」とあり、明治以降商品化されている。

江戸初期の木炭の流通については不明であるが、薪については「黒田新統家譜」光之記之状の寛文七（一六七七）年の項に、

「当国薪木不自由なる由、光之開始いて、諸士薪材として、鞍手

郡犬鳴村・宗像郡孔大寺・速賀郡高倉山を薪材の用にゆるし給

ひて、商家に渡し家中薪材ともしからざるやうに申付候へと（以

下略）」

とあるように、犬鳴の薪材が商家を通じ黒田家中に廻っている事が判る。木炭については福岡藩の山方史料である「御仕立炭山定」①（以下「炭山定」と略す）に、犬鳴炭が顯著にみられる。この史料については、山田秀氏が引用し犬鳴山木炭の商品流通について詳細に述べられている②。

同氏の論によると、明和二（一七六五）年福岡藩の御用町人である鑄物師磯野孫左衛門に、犬鳴山での御仕立炭山仕組の本格が、

さらに翌明和三年に両市中輕炭運上取立方を命じられている。犬鳴山の木炭が藩入用炭としてではなく、福岡・博多市中に供給されている事が窺われる。犬鳴仕組の維持のため、藩は、①労働力再生産の維持、すなわち電人への拝借銀の交付、②輸送力の確保——近隣村による炭附出夫の確保、福岡浦より福岡迄の炭積船製造への拝借銀の交付、③その他、安永四年犬鳴谷庄屋幸吉を磯野の手伝役とする、翌五年犬鳴谷を一村建とする、更に犬鳴仕組を永末仕組とする等体制強化を図っていったと述べられている。

天明七（一七八七）年の項に「福岡出シ」「福岡浦出シ」とあり、海路と陸路の二通りで、運搬されている。海路は、福岡浦から船で福岡の炭倉へ積み出しており、福岡浦の万屋儀大が請け負っている。

木炭の中でも輕炭が重宝がられ「犬鳴仕組輕炭」というのがよく見られ、上輕炭、中輕炭とランクされていた。年間の生産高を見ると、天明七年の例であるが、炭電数は「八枚」で、

「炭電一枚二十俵 八十俵程焼立、一度二七拾五俵程」ヶ月二

返シ程之焼立ニ相当ル

十二月八枚焼立

炭電万四千四百俵程

内電万四千四百俵者上輕

式千五六百俵程ハ中輕

但、中輕ハ高之内 二割程之取分ケ

を見ても全て「犬鳴谷」又は「犬鳴山」として記載されている。あとの木炭の項目で述べる「御仕立炭山定」の安永五（一七七六）年の項に、宗旨帳面を脇田村から独立させ、脇田村枝郷とするというのがある。村として成立するのは明治初期で、「全誌」に「犬鳴谷村」と見える。

庄屋の配置については、「古史」に次のように記してある。

「元禄年中犬鳴山に庄屋役を被定故ハ、当山ハ谷々多して空地広し、年を経てハ、楮畠を仕立開作多出来なん、切荒したる深山に制禁を被加ハ、若木立茂り昔のごとく良材も出来るへし、猶更他国者多入込たる所柄故、庄屋なくてハ難治」

つまり森林再生と、それに伴う入植者の増加により庄屋を配置したのである。そして、篠崎弥助が裏粕屋郡湊村より招かれて庄屋となっている。このような枝村に庄屋を配置した事は、藩の山林保護制度の一環としてとらえられる。

このような保護のもと、「附録」に、「享保九年より再び紙をすき、炭を焼、国用の利益となれり」とみえるように、森林が復興し、紙や木炭の生産が再び行われたことが判る。

③

このように藩の政策により森林の復興した犬鳴山は元の活気に戻

るのである。ここで、江戸期における犬鳴山の生産や産物について述べたいと思う。まず、地誌類や文献によつて、もう一度整理してみよう。

『続風土記』

炭、紙、船の櫓柁、瓷（陶）器

同「土産考」

薪炭、材木

『附録』

瓷器、炭、紙、鉄、人参

同「土産考」

陶器、鞍手紙、牛旁、薯蕷、麻、朝鮮種

人参、薪炭、クヌギ、カシノキ

『拾遺』

椿、桐、山柁、杜木、白樺、椎茸、木耳、百部、ツチ（葛）、人参、炭、紙、鉄、瓷器

『古史』

船の櫓柁、炭、薪、鉄、銅、犬鳴焼、楮、楮皮、半切、半紙、ちり紙、油せん、鮎、蟹、薯蕷、ほうらうら、瀧舌、椎茸、もう茸、蟹膏、駒鳥、山鳥、三光鳥、野人参、ゑひ弥、もちすり

この中で、犬鳴の主生産物である炭、椎茸、紙、犬鳴焼、鉄、朝鮮人参について、以下記す。

④

犬鳴の木炭生産は、江戸時代を通じ、さらに近・現代にいたるま

らに奥書には、

「大宮司

國井内膳拝書

享保十四己酉十月吉祥日

犬鳴山庄屋

願主 兼崎弥次郎

と書かれている。

この文書は犬鳴山の初代庄屋弥助が、犬鳴に來てから四十年の間、折りにふれ記録していたものを、享保十四年弥助死後、息子の權崎弥次郎の依頼により、國井内膳がまとめたものである。國井内膳は、『続風土記』に見える吉川河内六村の惣社である山王権現社（現在、若宮町下の日吉神社）の神官である。この『古実』は、日原神社に奉納されたのである。

『古実』の冒頭に「大帝山由来記」として当山の由来が書いてある。それによると、犬鳴谷の位置と周辺の環境が書かれたあとに次のように記してある。

「往昔ハ当山の諸木立茂る事如麻竹のして良材多し、白昼と云共山中昏闇、狩人の外往向人稀にして、猪鹿猿狼のミ多し」

さらに

「貞享年中、村山角左衛門殿御国内御山方の惣司として、山々の材木伐せられし時、当山にても船の櫓炭薪を多く切出しける、

御奉行桐山勤太夫殿富山五右衛門殿より、勘場と云役所を立支配せらる、さばかりの大山切払と云共又制禁を被加にそ、今來若木甚立茂りて、又昔に立返るへき御山にこそ」

と記されてある。

さらに『続風土記』には、次のように記してある。

「此地にて近年炭をやき、紙をすき、瓷器を作る。船の櫓柁等も此山よりいつ。(略)近年は犬鳴にて陶器を作らず。又炭をもやかず。大山の木もなくなりし故なり。」

これらの史料より考えられることは、江戸時代初期頃には人が住み着き始め、豊富な材木を活用しながら、木炭・薪・紙・陶器・船の櫓柁などを生産していた事が窺われる。しかし、豊富な森林もこれらの生産のために乱伐され、『続風土記』の編された元禄年間、一七世紀の後半頃に「木もなくなり」という状況を招いたのではないか。益軒が犬鳴山を訪れた元禄九年頃には、「美材多く麻の如く立て」し犬鳴山も枯渴に貧していたのであろう。

この反省のもと、藩は犬鳴山に対して森林復興のための手だてを施すようになる。まず、前述した『古実』の貞享年間（一六八四〜一七）にみえる勘場の設置と禁制を発した事である。次に庄屋の配置である。犬鳴は、『続風土記』に「脇田村の内也」とあるように脇田村の枝村として形成されている。さらに同書の吉川河内六村（下、湯原、脇田、乙野、小伏、緑山）の中にも見えず、その後の地誌類

考慮にいれなければならないと思うが、犬鳴に関連したものであるためあげておく。熊蜂城は、犬鳴谷の西にそびえる犬鳴山（標高五八三m）の事で、山城の遺構を良好に残している。

戦国期の一時期、宗像家の傘下として城を構えていたことは確かであるが、定住して村を構え始めたのは、江戸時代になってからの事のようにである。

②

江戸時代に編纂された筑前国の地誌類に、犬鳴山の事が詳細に記載されている。

初めて犬鳴を紹介したのは、元禄から宝永年間に完成したという、貝原益軒著『筑前国統風土記』^①（以下『統風土記』と略す）である。この中の犬鳴山の項に、「此山をすべて火平と云。」とあり火平とも呼称されている事が記してある。尚、益軒は「新訂黒田家譜」^②（以下『家譜』と略す）の「益軒先生年譜」巻之下によると、元禄九年（一六九六）年に「十月、六日、犬鳴山に遊ぶ」とあるように、犬鳴山を訪れている。

次の天明四年（一七八四）年に、加藤一純、鷹取周成によって編纂された『筑前国統風土記附録』^③（以下『附録』と略す）には、「犬鳴山ハ正保の年公義に上られし國中絵図にも除けり」とある。これ

は江戸幕府が正保元（一六四四）年諸大名に命じて調遣せしめた地図、いわゆる「正保同絵図」の事であり、この絵図に犬鳴山を除いた事は、いかに犬鳴山が藩にとって重要な位置を示していたかが推察できる。

さらに同書には犬鳴山の鎮守社である日原社に、ヒワラと送り仮名し、ヒノハラに所在すると言うのが記してある。『統風土記』に見える「火平」と同地名と思われ、これが日原に転化されたものであろうか。

次に青柳種信が文化年間に藩の命によって編纂した『筑前国統風土記拾遺』^④（以下『拾遺』と略す）がある。その犬鳴谷の項に「深山幽僻の地に在りて要害堅固の地なれば、先君の御戯にも國の納戸と宣いし」とあり、國の納戸といわれるほど重要な地であったのだろう。

これ以外にも『筑前名所図会』^⑤や、明治十三年に編纂された『福岡県地理全誌』^⑥（以下『全誌』と略す）などにも犬鳴が見える。これらの地誌類の犬鳴関係史料を「犬鳴」に掲載している。

地元に残っている犬鳴に関する文献としては、享保十四（一七二九）年に書かれた「犬鳴山古実」（以下『古実』と略す）というものが、若宮町乙野の浄久寺に保存されている。これは犬鳴を知る上で一級史料であり、これも全文を「犬鳴」に掲載している。この文書の表書きに「奉納 日原大明神宝殿 犬鳴山古實」と書かれ、さ

一、犬鳴御別館の概要

(1) 犬鳴谷の略史

犬鳴谷の歴史については、「犬鳴Ⅰ」^①（福岡県文化財調査報告書第91集）に、福岡県文化財保護審議委員の中村正夫先生が詳細に述べられているので、それを参照していただければ充分である。ただ、御別館築城の時代背景や土地柄を理解していただくために、やや重複もあるが、以下略史を述べておく。

①

犬鳴は「いぬなき」と言うが、訛って「いんなき」とも発音され、近世の文書や文献では「犬啼」と書かれているものもある。

この犬鳴谷をいつ頃から人が生活や生産の場としたかは、現在のところ不明である。考古学的な調査は、江戸時代以降の犬鳴焼窯跡、

たたら製鉄遺跡等の埋蔵文化財調査が、今回のダム工事に伴い実施され貴重な成果を得、「犬鳴Ⅱ」^②（福岡県文化財調査報告書第94集）に詳細に報告されている。しかし、江戸時代以前の先史時代から中世にかけての遺跡や遺物は、現在発見されていない。

ただ、中世戦国期の史料である「筑前要領大友家戦史」（鞍手郡誌^③に所収）に犬鳴の熊峰城の様子が記されている。それによると、天文十一年三月豊後大友勢の筑前鞍手攻略の中に、「脇田熊峰城代黒瀬越後守」とある。若宮の東より攻め入った大友勢は、宗像家の南の前線基地である若宮町山口の諸城を攻め落としたあと、若宮盆地南の吉川に兵を進めている。その様子を引用が長い「戦史」には次のように記している。

「山口所々の者は悉く攻め落し、（略）吉川表に向ふ、大将大神左京亮二千五百騎熊峰城に押寄せ、黒瀬越中手勢三百騎大木大石を備へ、大友勢来らば一度に打下さんと待ち懸たり、血気にはやる大友勢は、疾風の如く攻め登る、城中よりは弓鉄砲を雨籠の如く放ちければ、大友勢死傷多かりし、左れば大軍既に二の曲輪に攻めつけ、火を擲くれば、山嵐に従ひ火炎天に輝き、既に本丸に燃へ移り、城兵防くに術なく、犬鳴山に逃れ入りける、続く乙野藤城・野田城・湯原城・旗山城・黒丸城等の小城悉く此時悉く焼払はれ、只宮永城のみ残りける（以下略）」

この史料は大友家主体で書かれている事や、時代考証などを充分

本文目次

例言

一、犬鳴御別館の概要

(1) 犬鳴谷の略史

(2) 犬鳴御別館の築城について

二、犬鳴御別館史料

(1) 『犬鳴御別館築城由来記』（藤嶋利平文書）

(2) 『清賀文書』御別館に関する文書写

(3) 『菊池六朔日記』

(4) 『奇談日記』

(5) 『年曆算』

(6) 『見聞略記』

(7) 『藤嶋利平文書』

(8) 『黒田家譜』より

(9) 『宮田町誌』より

(10) 『若宮八幡宮文書』

三、犬鳴の木炭・椎茸栽培の史料

(1) 木炭

(2) 椎茸

一、本編は、犬鳴川治水ダム建設に伴って、昭和六十年から六十二年度までの四年間にわたって実施した、被手郡若宮町犬鳴区の緊急文化財調査報告第三集の史料編で、犬鳴御別館に関する史料をまとめた。

二、掲載した史料のうち、『犬鳴御別館築城由来記』（藤嶋利平文書）

については、福岡県地域史研究所より史料の提供とご指導を得た。

三、『清賀文書』は、若宮町福丸の故清賀俊吉氏が所蔵されていたもので、清賀義男（勇）・義人・俊吉各氏が収集され、その中で義男

氏が犬鳴御別館に関する史料をまとめたものである。尚、

清賀文書はご遺族のご好意により、若宮町に寄贈していただいた。

四、その他の史料については、その出典などを文中及び参考文献で

明らかにしている。

五、史料編の執筆及び編集は、若宮町教育委員会で行った。

犬鳴御別館関係史料編

若宮町教育委員会

福岡県行政資料	
分類番号 JH	地域コード 2133051
巻冊中頁 3	巻冊番号 16

犬 鳴 Ⅲ

犬鳴川治水ダム関係文化財調査報告3

福岡県文化財調査報告書第100集

平成4年3月31日

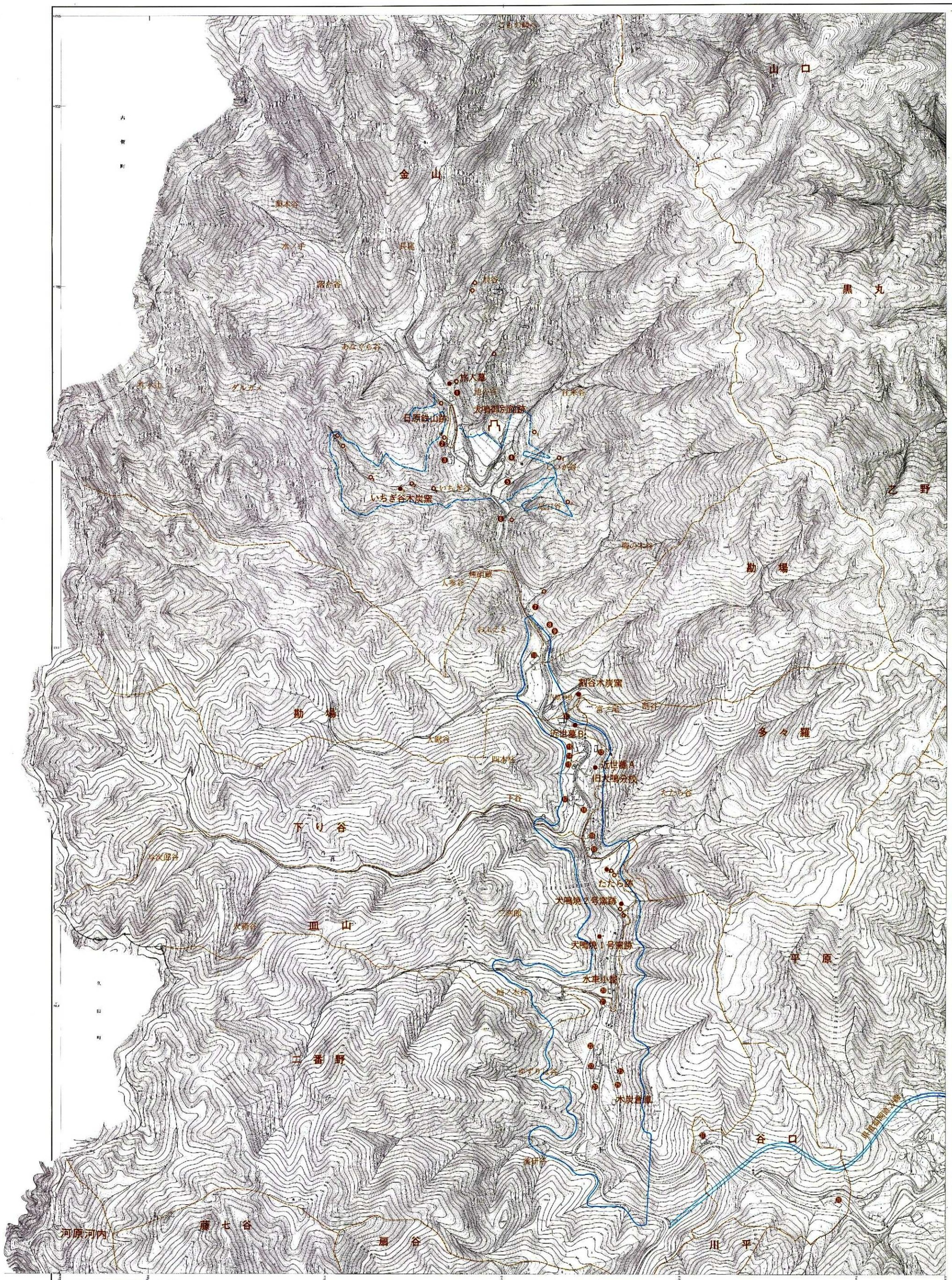
発行 福岡県教育委員会
福岡市博多区東公園7番7号

印刷 正光印刷株式会社
福岡市西区周船寺3丁目28番1号

犬 鳴 Ⅲ

付 図

- 付図1 犬鳴周辺図 (1/5,000)
- 付図2 犬鳴御別館城周辺地形測量図 (1/400)
- 付図3 御別館南口筋通路測量図 (1/200)
- 付図4 御別館南口筋石垣測量図 (1/80)
- 付図5 御別館平坦地西縁石垣・西側水田断面図 (1/80)
- 付図6 御別館西側水田断面図 (1/80)



付図1 犬鳴川図面 (1/5,000)

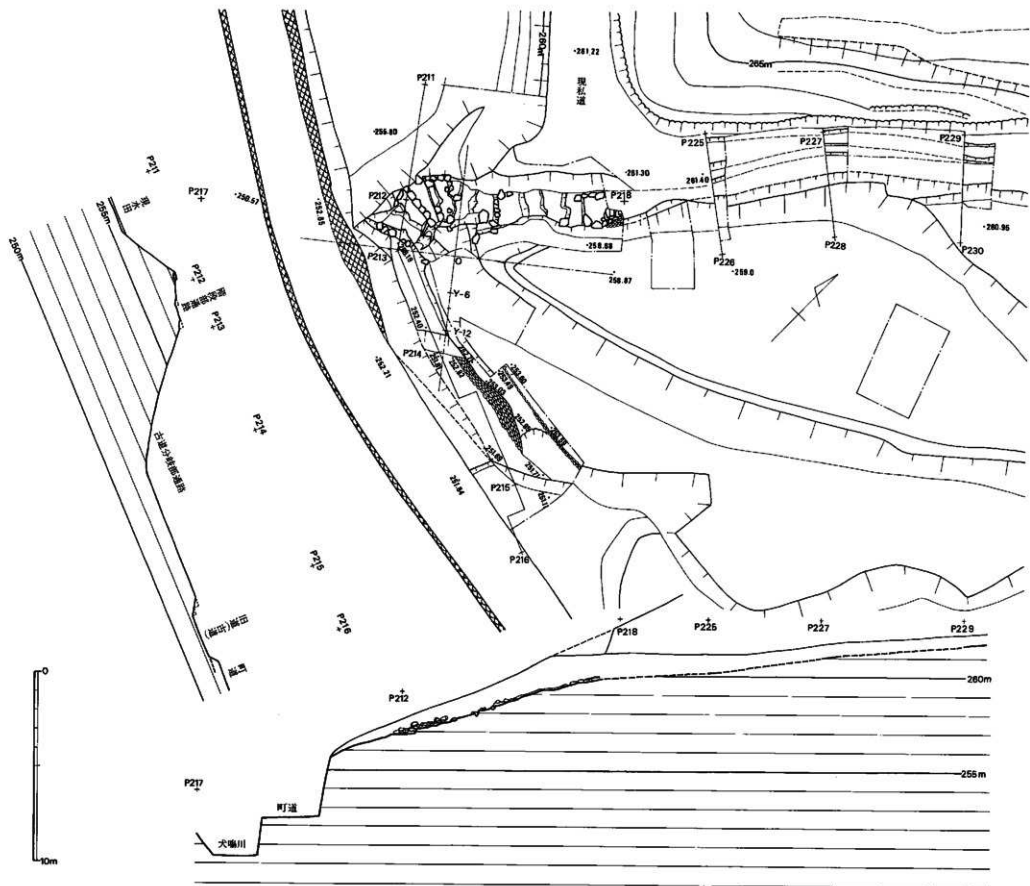
1 : 5,000

- : 犬鳴ダム工事区域
- - - : 犬鳴ダム工事土捨場範囲
- : 小字堺
- : 家屋番号

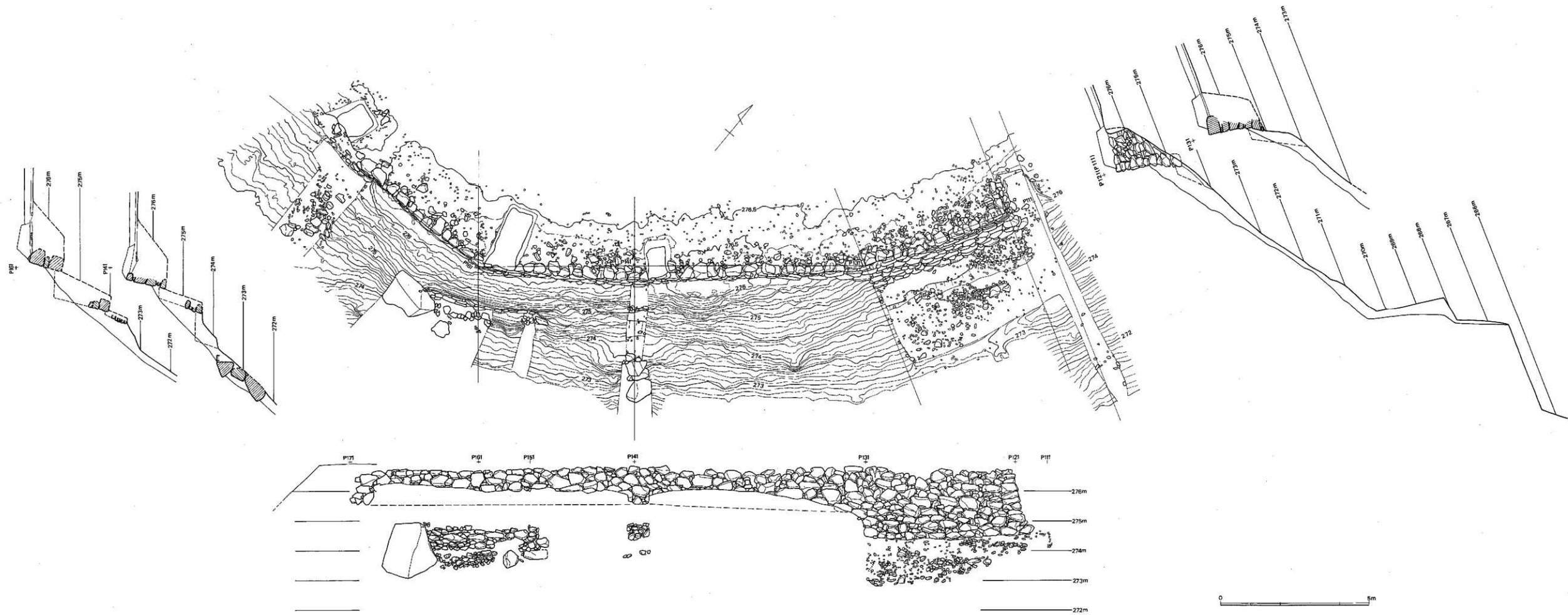
原図 昭和45年作製



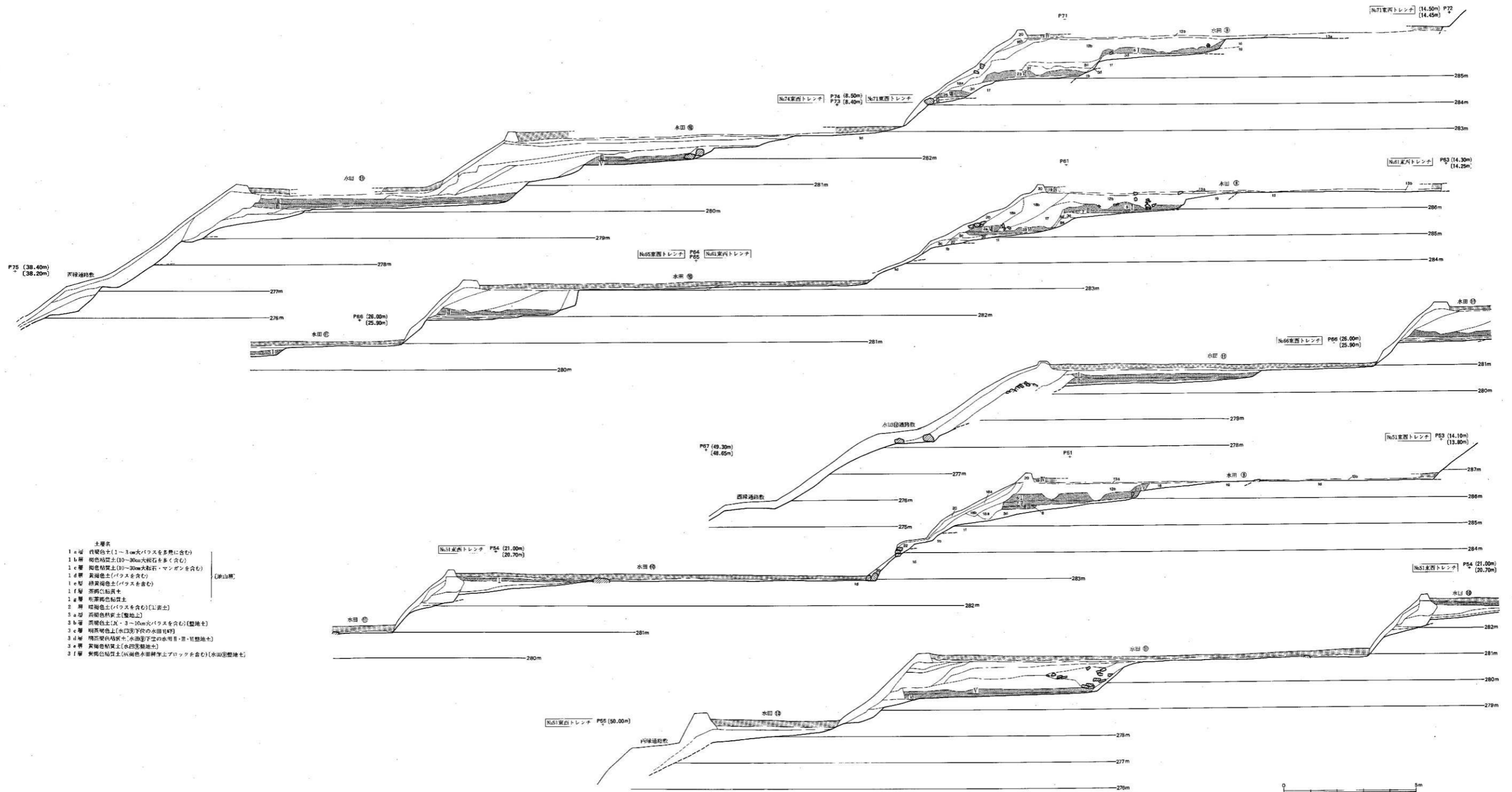
付圖 2 大明御別館城垣近地形測量圖 (1/400)



付図3 御別館南口筋通踏測景図 (1/200)

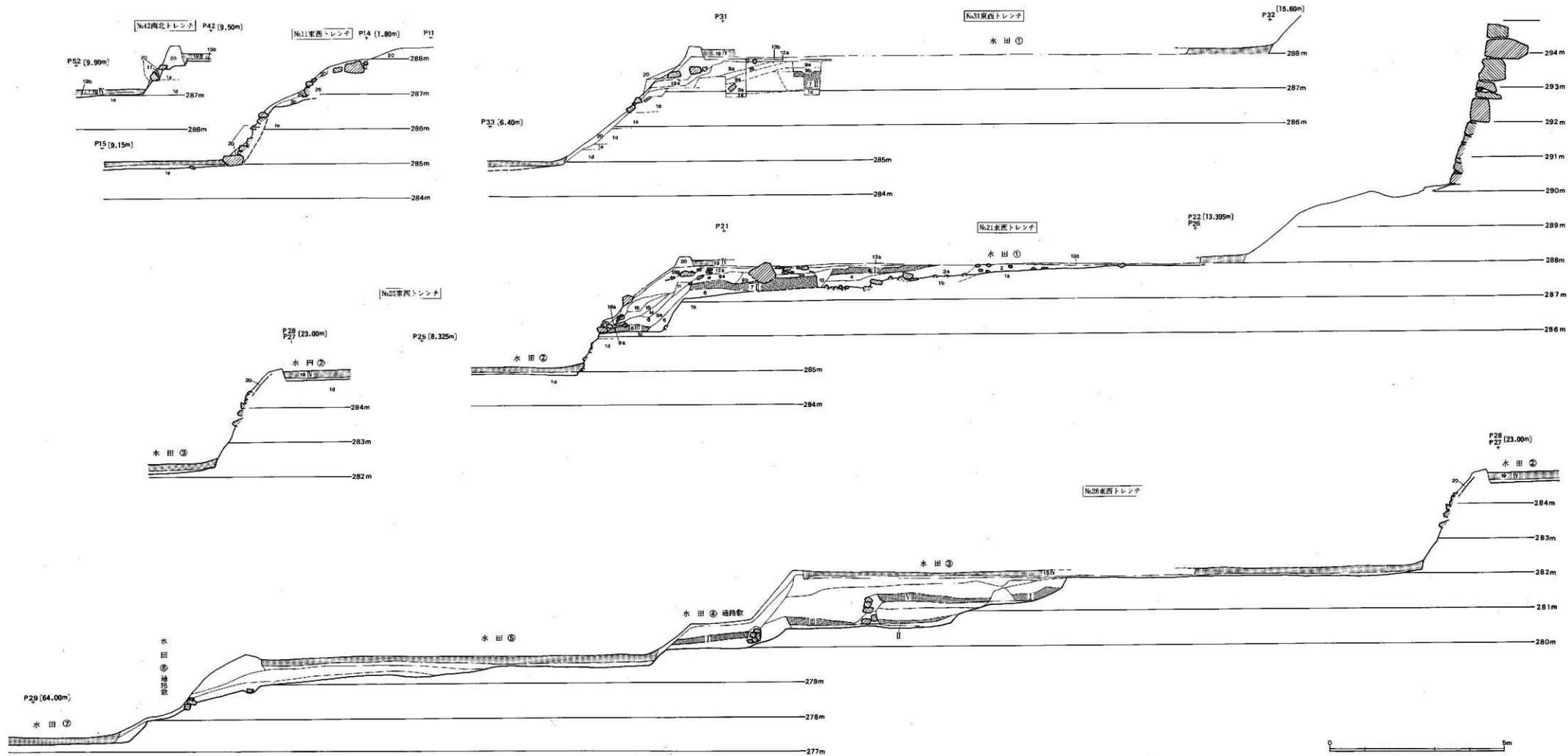


付图4 狮子岭南口墓石椁测量图 (1/80)



- 土層名
- 1 a 層 黄褐色土(1~3cm穴バラスを多量に含む)
 - 1 b 層 褐色粘質土(10~30cm穴礫石を多く含む)
 - 1 c 層 褐色粘質土(10~30cm穴礫石・マンガンを含む)
 - 1 d 層 黄褐色土(バラスを含む)
 - 1 e 層 黄褐色土(バラスを含む)
 - 1 f 層 茶褐色粘質土
 - 1 g 層 黄褐色粘質土
 - 2 層 黄褐色土(バラスを含む)(L土)
 - 3 a 層 黄褐色粘質土(整地土)
 - 3 b 層 黄褐色土(1~3cm穴バラスを含む)(整地土)
 - 3 c 層 黄褐色土(水田耕作時の水田土)
 - 3 d 層 黄褐色粘質土(水田耕作時の水田土・目録地土)
 - 3 e 層 黄褐色粘質土(水田耕作地土)
 - 3 f 層 黄褐色粘質土(黄褐色水田耕作土アロックスを含む)(水田耕作地土)

付図5 御別館平地西線石垣・西側水田断面図(1/80)



付図6 御別館西側水田断面図 (1/80)